

第10回 地方税制のあり方に関する検討会
議事次第

〔 令和7年10月10日（金）
13時30分～15時30分
合同庁舎2号館7階 省議室 〕

1 開会

2 議事

(1) ヒアリング等を踏まえた議論②

3 閉会

配布資料

(資料1) [報告]韓国における財政格差の是正に向けた政策

(資料2) 地方団体アンケート調査結果概要

(資料3) 産業界ヒアリング結果概要

(資料4) 財政力格差の背景にある経済社会構造に関する分析

(参考資料) 第25回日韓内政関係者セミナー資料

- 首都への集中度
 - ソウル特別市:人口18.3%、地方税込23.4%
 - 東京都:人口11.1%、地方税込17.6%

参考(合計特殊出生率)
ソウル:0.58(韓国:0.75)
東京都:0.96(日本:1.15)

① ソウル首都圏が地域相 生発展基金へ資金を拠出

- 首都圏の規制緩和に伴う開発利益を首都以外に充てることで地域相生発展を図る目的で新設
- ソウル・仁川・京畿が出捐(ソウルが45%(約3兆ウォン)を出捐)

② 財政需要を加味した 地方消費税の配分

- 地方消費税の配分は、日本と同様に消費額を基礎とするものの、首都圏以外は2倍又は3倍し、地域別の財政需要を反映するよう設計
- その結果、配分割合は首都圏は5割→3割、地方部(道)は3割→5割に。

③ 総合不動産税(国税) 及び不動産交付税の創設

- 財産税(※日本の固定資産税に相当)に加えて、不動産投機の抑制等を図るため、一定の基準を超過する不動産に対して、総合不動産税(国税)を導入(一種の富裕税との説明)
- 総合不動産税全額を不動産交付税として地方団体に交付

※ なお、韓国においては、中央行政機関の長及び地方自治体の長が、社会保障制度を新設又は変更する場合、保健福祉部長官と協議しなければならないこととされている(社会保障基本法第26条第2項)。

参 考 資 料

(我が国における税制上の主な偏在是正措置)

入場譲与税の概要

1 趣旨・目的	不交付団体に収入の多い入場税について、その収入の偏在の調整、貧弱県の財源の強化
2 時期	昭和29年度～昭和36年度
3 譲与総額	入場税収入額の全額(昭和29・30年度は9/10)
4 譲与団体	都道府県
5 譲与基準	人口 (注) 地方交付税の財源超過団体は、入場譲与税の譲与額の一定割合(前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2(昭和32年度は100分の26、昭和33～36年度は100分の24))を制限する制度あり。
6 使途	条件・制限無し
7 譲与時期	7・10・1・3月
8 譲与額	195億円(昭和36年度実績)

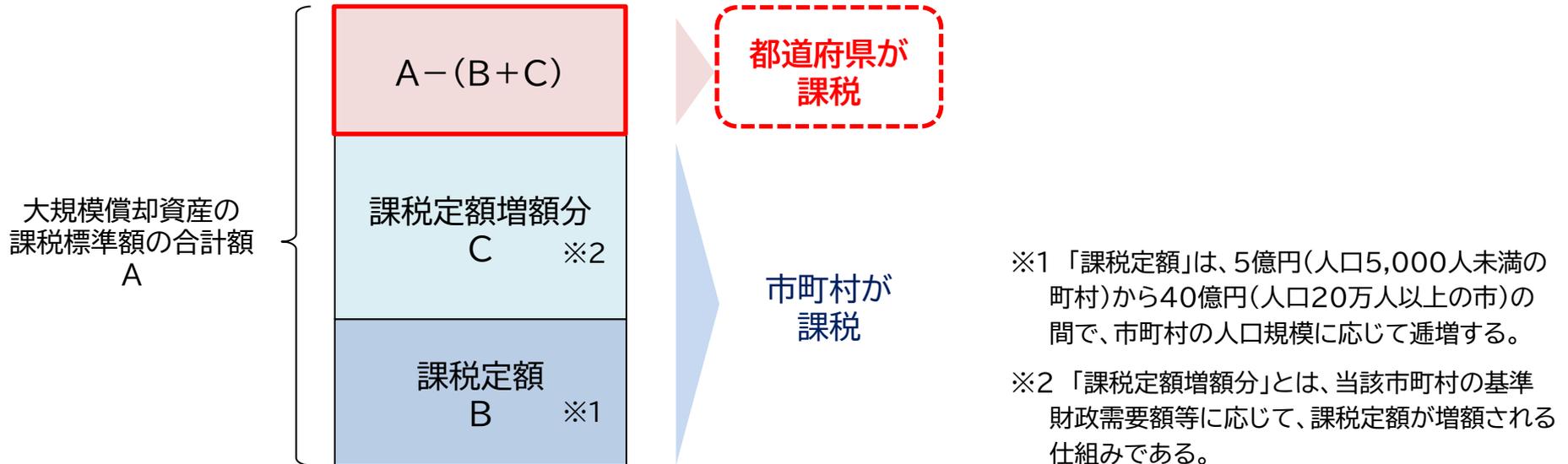
(参考) 入場税の概要

1 課税範囲	映画館、競馬場等への入場
2 納税義務者	興行場等の経営者又は主催者
3 課税標準	入場料金
4 税率	入場場所及び入場料金により異なる (例: 第一種の場所(映画館等)への入場であって、入場料金が一人一回について70円以下であるとき 入場料金の10/100)
5 税収	190億円(昭和36年度決算額)

固定資産税における大規模償却資産制度の概要

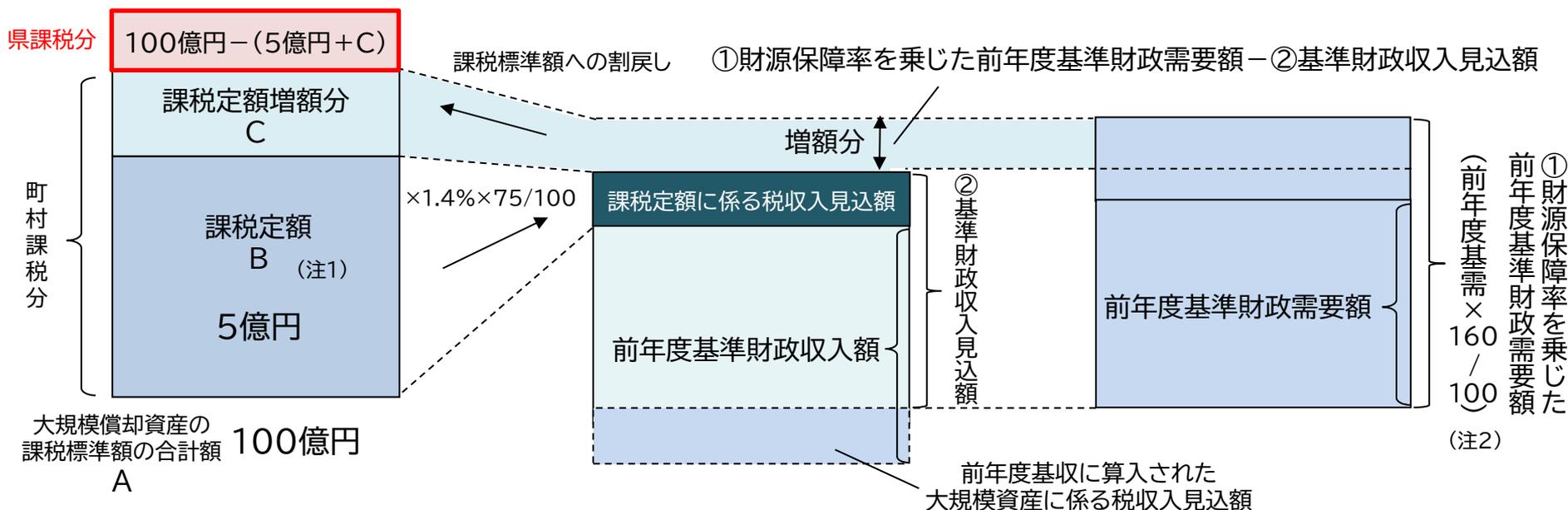
- 大規模償却資産とは、一の納税義務者が所有する償却資産で、一の市町村に所在するものの価額の合計額が一定の課税定額を超えるものをいう。
- 一部の市町村における過度な税源の偏在をできるだけ是正するため、特に大規模の償却資産について、その価額のうち市町村において課税し得る限度額を定め、当該限度額を超える部分は都道府県において課税するとされている。
- 課税定額増額分を超え県課税分があるのは5団体(青森県六ヶ所村、福島県大熊町、福井県高浜町、愛知県飛島村、佐賀県玄海町)(令和6年度課税分)
※ 指定都市及び東京都特別区については適用されない。

【 大規模償却資産の課税イメージ 】



(参考)大規模償却資産における都道府県課税の例

【人口5千人未満の町村の場合(在来分)】



(注1) 人口区分に応じた課税定額

区 分	金 額
5千人未満(町村のみ)	5億円
5千人以上1万人未満	5億4,400万円~7億2,000万円
1万人以上3万人未満	7億6,800万円~12億円
3万人以上20万人未満	12億8千万円~39億2,000万円(※)
人口20万人以上	40億円(※)

(注2) 財源保障率は、新設の大規模償却資産がある場合、新たに課税される年度から6年度分に限り、在来と区分して課税限度額が上乘せして計算される。

1, 2年度	→ 220/100
3, 4年度	→ 200/100
5, 6年度	→ 180/100
7年度以降	→ 160/100

※ 資産の価額の4/10の額と比較し大きい方の額

市町村たばこ税都道府県交付金制度の概要

① 制度の概要

市町村たばこ税の収支偏在均衡化を図る観点から、市町村たばこ税収が、たばこ消費基礎人口1人当たり 税収の全国平均から算出した当該市町村のたばこ税収の理論値の2倍(課税定額)を超えた市町村は、その超える部分を、翌年度の7月末日までに都道府県に交付するもの。

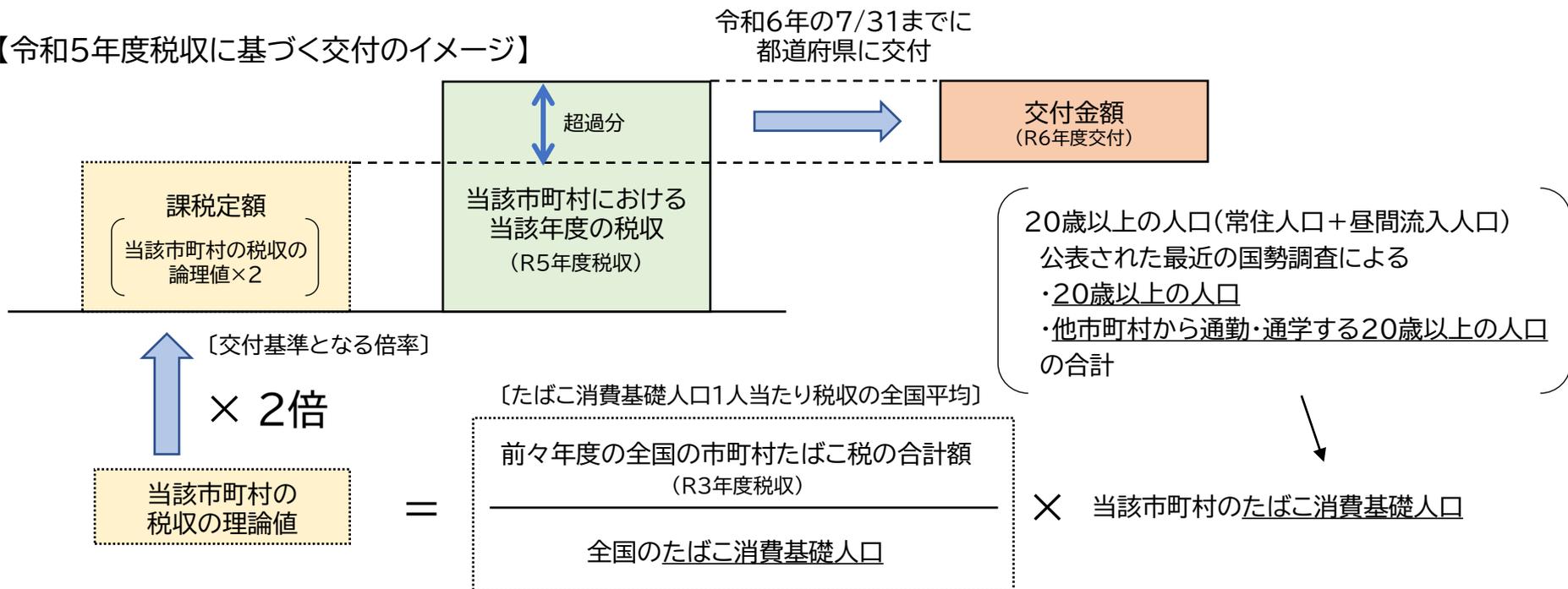
[平成16年度創設、平成22年度一部改正により交付基準を3倍から2倍に引下げ]

② 交付金額の算定方法

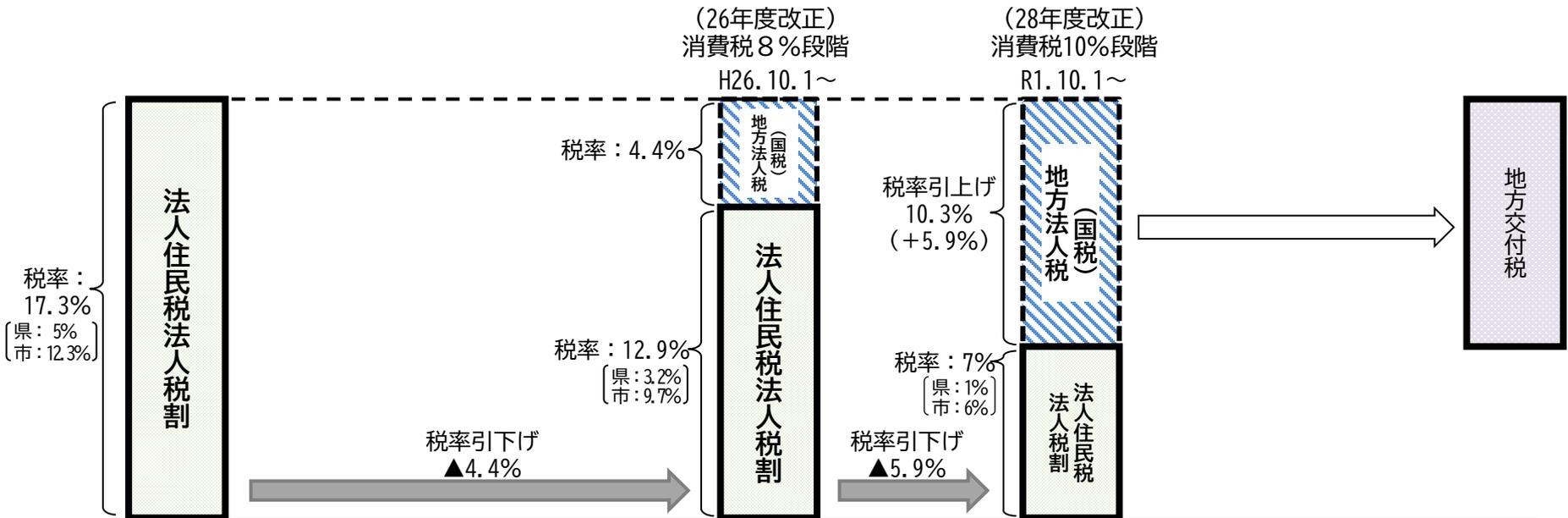
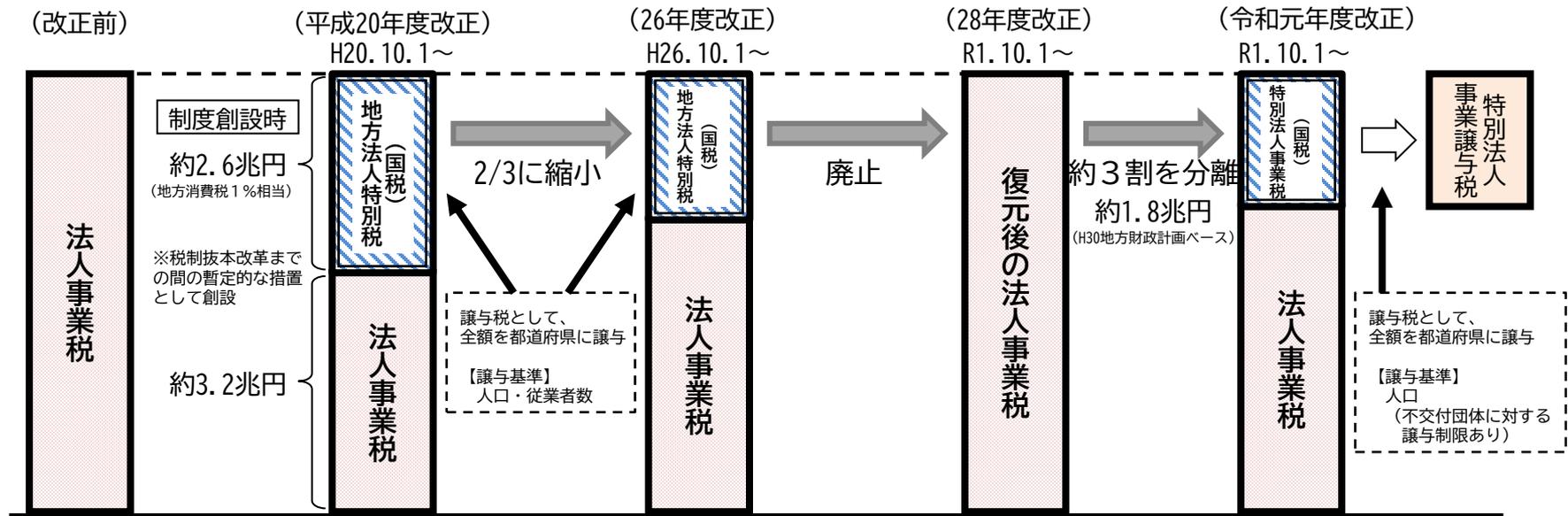
交付金額 = 当該市町村における当該年度の税収 - 課税定額(当該市町村の税収の理論値×2)

R5年度税収における対象団体(9団体): 沖縄県宜野湾市、北海道羅臼町、茨城県行方市、沖縄県那覇市、北海道中標津町、青森県大間町、北海道長万部町、北海道岩内町、鹿児島県天城町

【令和5年度税収に基づく交付のイメージ】

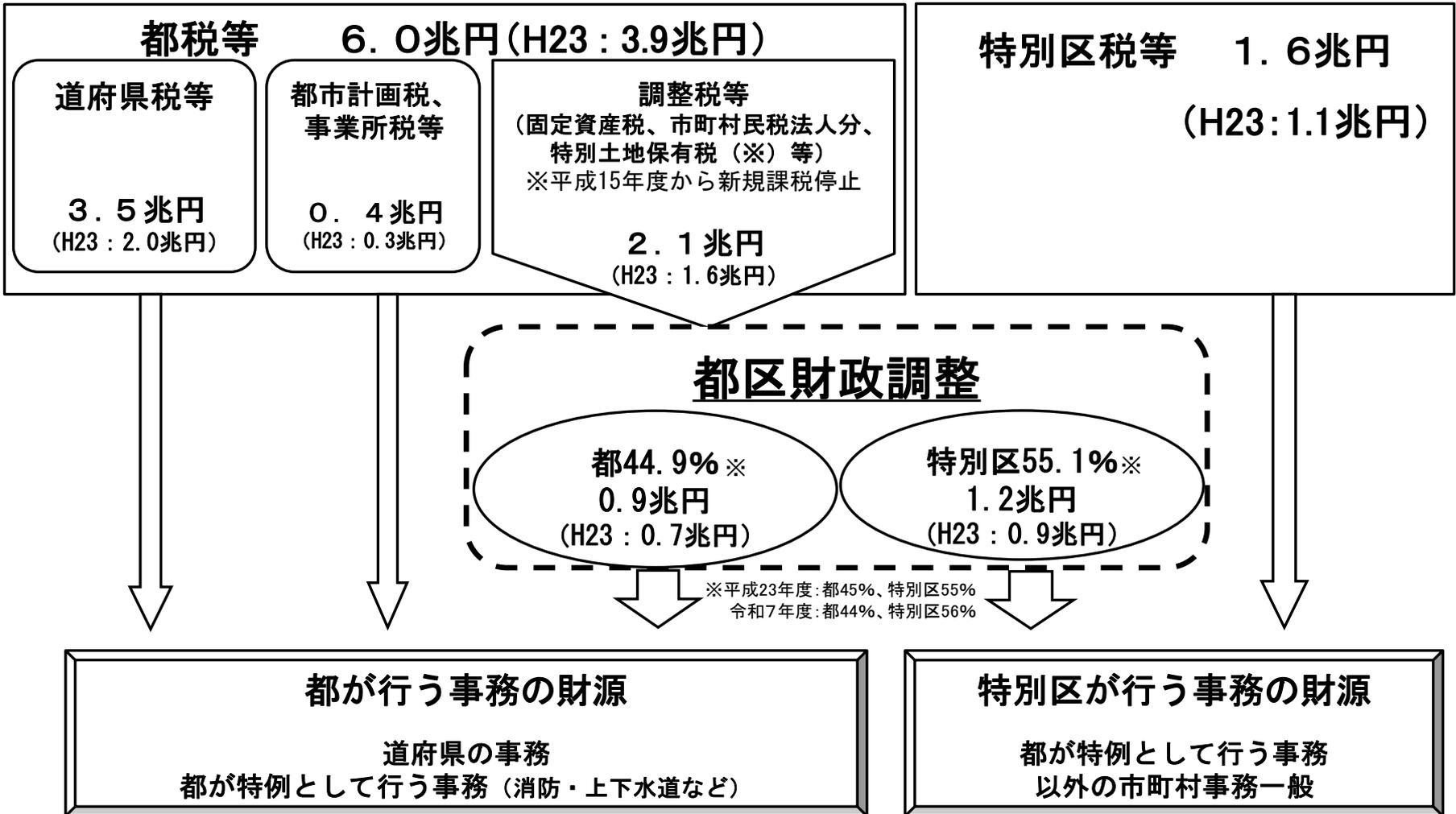


※ 前々年度と当該年度の税率が異なる場合は、上記の算式に「調整率」を乗じて調整



(注) 法人税割の税率は、都道府県分+市町村分の合計

※令和5年度決算額



(出所) 決算統計・特別区長会事務局資料を参考に作成

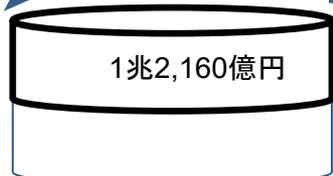
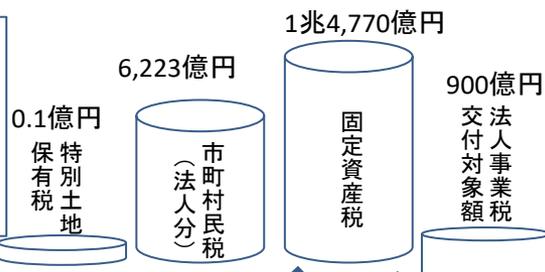
※地方消費税交付金等の税交付金は「都税等」から控除し、「特別区税等」に含めている。

東京都

一般会計

○調整税等と交付金の総額
都が賦課徴収している調整税と法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金との合算額の一定割合(55.1%)が、交付金の総額として特別区財政調整交付金の原資となる。

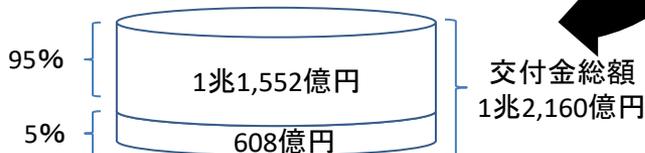
固定資産税減収補填特別交付金



○1兆2,160億円には令和4年度分の精算額97億円を含む。

特別区財政調整会計

繰入れ



特別交付金 (5%分)

普通交付金 (95%分)

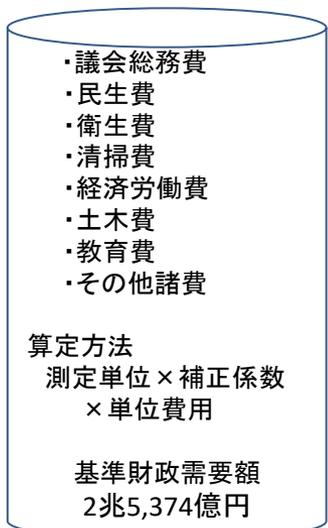
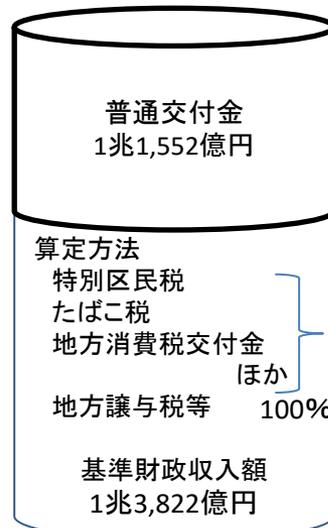
608億円

1兆1,552億円

特別区

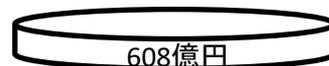
普通交付金は、各区の基準財政需要額と基準財政収入額により算定

基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 普通交付金
ただし、基準財政収入額が基準財政需要額を超える区は不交付となる



○地方消費税交付金のうち、地方消費税率引上げに伴う増収分について、基準財政収入額に100%算入される。

特別交付金は、災害等、基準財政需要額では算定されない特別の財政需要がある場合に交付



特別交付金



特別な財政需要

資 料

(地方団体アンケート調査結果概要)

○ ヒアリングを行った個別の4団体以外の道府県や指定都市、市区町村からも幅広く意見等を聞くため、地方団体を対象としたアンケート調査を実施。

<調査項目>

- ① 行政サービスの地域間格差の現状について
- ② 地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について
- ③ 上記①及び②の状況が生じている原因・課題について
- ④ 上記③の課題を解消するための「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築」に向けた方策について
- ⑤ その他検討会において指摘があった事項等
 - (1) 前回の地方法人課税に係る偏在是正措置や地方交付税の算定において地域社会再生事業費が設けられたことによる効果
 - (2) 電子商取引の拡大やフランチャイズ事業の伸長、持株会社体制への移行など、近年の経済社会構造の変化が地方税収に与える影響

前回(第9回)報告

今回報告

<アンケート調査の対象等>

(1) 対象団体

- ・ 都道府県及び政令指定都市 ⇒ すべての団体にご回答いただくよう協力を依頼
- ・ その他の市区町村 ⇒ 任意でご回答いただくよう協力を依頼

(2) 実施期間

令和7年8月22日～9月12日

(3) 回答(9月19日までに回答があった団体を集計)

- ・ 都道府県 47団体
 - ・ 政令指定都市 17団体
 - ・ その他の市区町村等 106団体
- (新潟市、浜松市、北九州市は未回答)

調査結果(④税収の偏在や財政力格差等を解消するための方策について)

<調査項目>

行政サービスの地域間格差、地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差が生じている原因・課題を解消するための「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築」に向けた方策について

都道府県回答

○税制上の対応が必要との意見(42道府県)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

うち具体的な方策についての意見(30道府県)

・特別法人事業税・譲与税制度の拡充(19県)

岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、神奈川県、新潟県、岐阜県、静岡県、奈良県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県

・特定業種・業態における分割基準の見直し(11県)

青森県、岩手県、秋田県、福井県、長野県、岐阜県、山口県、徳島県、香川県、宮崎県、鹿児島県

・地方法人課税における事務所要件の見直し等(6道府県) 北海道、新潟県、兵庫県、鳥取県、宮崎県、鹿児島県

・税制上の特例措置(地方拠点強化税制、都市・地方における法人税率の差など)により対応(6道府県)

北海道、青森県、富山県、岡山県、愛媛県、長崎県

○地方全体の財源の充実・確保が重要(2都県) 東京都、愛知県

○地方税で財源調整を行うような議論が進められると地方税の原理原則を歪めることから、経済活動の実態を踏まえた税収の適切な帰属の観点等から、丁寧に議論を積み重ねるべき 愛知県

○住所地や所在地を根拠に住民や企業へ課税する現行の税制度では税収の偏在は避けがたいため、地方の権限と責任において必要な行政サービスが行えるよう、地方分権の観点に沿った税制全般のあり方を検討し、国から地方へ税源移譲を進めるほか、抜本的な地方税源の充実を行うことが望ましい 大阪府

指定都市回答

○税制上の対応が必要との意見(17市)

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市

うち具体的な方策についての意見(4市)

- ・ 特別法人事業税・譲与税制度の拡充(2市) 千葉市、神戸市
- ・ 地方法人課税における分割基準の見直し(2市) さいたま市、静岡市
- ・ 税制上の特例措置(地方拠点強化税制)により対応(2市) 千葉市、神戸市

○地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきとの意見(6市)

仙台市、横浜市、京都市、大阪市、堺市、広島市

その他の市区町村回答(任意回答)

○アンケートに回答のあった103市町村のうち、税制に関する意見があったのは32市町

※税制に関する意見以外では、財政的支援を求める意見、地域経済活性化に関する意見、意見無しが大半を占めている。

- ・ 地方税について再配分機能を強化する観点から見直すべきとの意見(17市町)
- ・ 地方税源の充実を図るべきとの意見(8市町)
- ・ 個別税目において税収帰属の適正化を図るべきとの意見(8市町)
- ・ 税制上の特例措置(地方拠点強化税制等)により対応すべきとの意見(4市町)
- ・ 課税自主権の充実等により財源確保すべきとの意見(4町)

(参考)

- ・ 地方全体の財源の充実・確保こそが重要(東京都特別区長会、同市長会、同町村会)

調査結果(⑤)(1)前回の偏在是正措置等による効果について

<検討会において指摘があった事項>

前回の地方法人課税に係る偏在是正措置や地方交付税の算定において地域社会再生事業費が設けられたことによる効果

都道府県回答

○各団体における財源確保、税財源の格差是正に効果があったとの意見(42道府県)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

○偏在是正措置による財源を活用した取組についての意見(12県) ※詳細次ページ

宮城県、秋田県、埼玉県、千葉県、神奈川県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、愛媛県、宮崎県、鹿児島県

○偏在是正措置後の状況として再び格差が拡大している、依然として格差が存在しているとの意見(19道県)

北海道、秋田県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、香川県、愛媛県、長崎県、大分県、鹿児島県

○上記以外の意見(3都府県)

- ・ これまでの地方法人二税を国税化し、地方交付税などで配り直す不合理な見直しは、地方の自主財源を縮小させることにほかならない。そもそも我が国の財政は、歳出と租税収入における国と地方の比率が逆転しており、特にいわゆる「偏在是正措置」が講じられたH20年度以降、地方税の割合は低下の一途にあり、まさに地方分権に逆行するものである。また、累次にわたる不合理な見直しは、都に多額の減収をもたらしており、計画的・安定的な財政運営に必要な予見可能性を損ない、支障をきたすものとなっている。社会保障関係費等の増加も見込まれる中、こうしたことが繰り返されると、首都東京の成長に向けた投資を抑制し、ひいては日本経済の成長の機会をつみとることになる。東京都
- ・ 地域社会再生事業費は、地域社会の維持・再生に必要な事業費を措置するものであるが、本来ならば不交付団体の偏在是正により生じた財源の範囲ではなく、通常必要な事業費として地方財政計画に計上すべきものである。愛知県
- ・ 地方税の国税化といった地方分権に逆行する税制改正が行われ、大都市部において大きな減収が生じている。地方交付税で算定されている地域社会再生事業費を考慮しても、前回の偏在是正措置による減収は財政運営に影響を受けている。大阪府

都道府県回答

【偏在是正措置による財源を活用した取組等】

- ・ 令和2年度から新たに就職氷河期世代への就労支援や、交流人口の拡大に向けた長期滞在観光コンテンツの整備、少子化対策強化として思春期・若年成人(AYA)世代のがん患者生殖機能温存治療費助成などを事業化し、地方創生に向けた様々な取組を行うことで成果に繋がっている。 宮城県
- ・ 若者が県内に定着・回帰するための企業と連携した奨学金返還助成制度の創設や賃金水準向上に向けた中小企業の生産性向上支援、こどもの医療費助成の拡充、地域公共交通の維持のための新たな交通サービスの導入支援などの地域の実情に応じた様々な対策を行うことが可能となっている。 秋田県
- ・ 歴史的な課題である「人口減少・超少子高齢社会への対応」として、デジタル技術の活用による生産性の向上や、埼玉版スーパー・シティプロジェクトによる持続的なまちづくりに活用している他、子育て支援の充実、こどもの居場所の確保・充実、保育士の復帰・復職サポート、オープンイノベーションの創出支援を行う拠点の整備、サーキュラーエコノミーの推進などにも活用している。 埼玉県
- ・ (令和2年度以降の新規・拡充事業例)事業者向け脱炭素化促進事業、家庭向け脱炭素化促進事業、小学校専科非常勤講師配置事業、県立学校空調設備整備事業、スクール・サポート・スタッフの配置、公立学校給食費無償化事業。 千葉県
- ・ 令和7年度に持続可能な都市農業の推進に向けた取組や各地域の活性化に向けた取組などの拡充を行った。 神奈川県
- ・ 医師確保や移住定住支援などの取組を継続して行っているほか、デジタル人材の職員を確保するなど、一定の効果が認められる。 和歌山県
- ・ 買物環境の確保や交通体系整備支援等、人口減少に対応した持続可能な地域づくりに必要な対策等を実施してきたところであり、大きな効果をもたらしている。 鳥取県
- ・ 人口減少対策や中山間地域対策(子ども医療費助成、中山間地域の生活機能の維持確保支援(生活交通、医療・介護、買い物、燃油など))に活用している。 島根県
- ・ 過疎、山村等へき地の医療に恵まれない地域の方の医療の確保のための経費や中山間地域の振興等のための経費等に活用している。 岡山県
- ・ 地域社会の維持・再生に向けた施策等の財源として活用している。 愛媛県
- ・ 人口減少対策としての移住・UIJターンの促進や地域交通ネットワークの維持などの事業のほか、防災・減災対策としての防災庁舎や道路等インフラの整備、人手不足に対応するためのデジタル化の推進や外国人材定着支援、地域医療を守るための県立病院の建替や運営支援(繰出金)など、本県の重要施策の展開に不可欠な財源の一部として有効に活用している。 宮崎県

都道府県回答

- ・【本県の取組】 地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策として、例えば、本県では「しごとをつくる」、「ひとをつくる」、「まちをつくる」を基本目標に地方創生に取り組んできた。
 【取組の効果】 「しごとをつくる」では、農林水産物の輸出拡大などに取組み、農林水産物輸出額は令和6年度過去最高額となった。「ひとをつくる」では、若者の県内定着促進や、移住相談体制の充実などに取組み、県外からの移住者数は、平成27年度の604人から令和5年度の2,578人へと増加した。「まちをつくる」では、地域コミュニティ活動に積極的に取り組む人材の育成などに取組み、地域づくりの実践講座の修了者は、令和6年度までに192名となった。このように地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策は、一定の成果を上げている。 鹿児島県

指定都市回答

- 法人住民税法人税割の交付税原資化は、税収に占める法人住民税の割合が高い指定都市において大きな減収となっている(8市) 仙台市、さいたま市、横浜市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、福岡市
- 法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度と考える(4市) 川崎市、名古屋市、堺市、広島市
- 地域社会再生事業費は、人口減少率、人口密度等による補正が行われるため算定額が小さくなっている(5市)
 仙台市、千葉市、横浜市、京都市、岡山市
- 地域社会再生事業費は、人口減少や少子高齢化対策等の推進に一定の効果がある(3市) 静岡市、堺市、熊本市

調査結果(⑤(2)経済社会構造の変化が地方税収に与える影響について)

<検討会において指摘があった事項>

ECの拡大やフランチャイズ事業の伸長、持株会社体制への移行など、近年の経済社会構造の変化が地方税収に与える影響

都道府県回答

○近年の経済社会構造の変化が税源偏在の一因となっている(38道府県)

北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

うち具体の業態に係る意見(17道府県)

(ECの拡大による地方税収への影響)

- ・ EC企業も消費地による行政サービスの便益を受けているにもかかわらず、事務所等が存在しない消費地においては、税収が帰属しない(12道府県)

北海道、秋田県、神奈川県、新潟県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、福岡県、宮崎県

- ・ 地方部の事務所等や人的配置が縮小・廃止される傾向にあり、従業員数が多い都市部に実態以上の税収が集中している(9県) 秋田県、山形県、埼玉県、福井県、長野県、高知県、福岡県、宮崎県、鹿児島県
- ・ 地元小売店とECとの競合により、地元小売店での消費が減少 秋田県

具体的な影響例(埼玉県)

インターネットでの事業活動を行っており、埼玉県内でも関連する大きな売上がある、ある大企業において、本社のある東京都に従業者数が集中している結果、税収のシェアは、埼玉県が1.5%なのに対して、東京都が50%超を占めている。

都道府県回答

(フランチャイズ事業の伸長による地方税収への影響)

- ・ フランチャイズ加盟店の売上の一部がロイヤリティとして本部に流出する結果、本部の本店所在地である都市部に地方法人関係税収が集中する(8県) 秋田県、神奈川県、新潟県、和歌山県、鳥取県、高知県、福岡県、宮崎県

具体的な影響例(鳥取県)

全国展開しているB社の県内の店舗は全てフランチャイズで別主体が運営しており、B社の県内事務所は1カ所のみ。店舗はB社の分割基準に含まれず、B社の納税額は事業規模を適切に反映していない。また、県内の店舗の利益の一部はロイヤリティとしてB社に支払われており、B社本店所在自治体は当該自治体内の販売実態以上に税収を得ていると考えられる。※店舗をB社直営店とみなした場合の増収額(試算) 約0.2億円

(持株会社体制への移行による地方税収への影響)

- ・ 移行前後でグループ全体としての事業活動に変動がないにも関わらず、組織再編(支店・子会社の集約等)の結果、税収が減少(5県) 秋田県、新潟県、和歌山県、鳥取県、徳島県
- ・ (経営指導料等の名目で)持株会社に利益が集約され、活動実態以上に税収が集中(3県) 山形県、埼玉県、長野県
- ・ 持株会社の本社の大半が都市部(東京都)に集中(3県) 埼玉県、徳島県、鹿児島県

具体的な影響例(鳥取県)

全国展開しているC社は事業再編により、C社鳥取支店を100%出資の子会社D社の鳥取支店とした。C社は引き続きD社鳥取支店を通じて同様の事業を県内で展開するものの、D社鳥取支店はC社の分割基準の対象とならないため、C社へ課税できない。 ※C社支店廃止による減収額 約2.2億円

○EC主要30社(月刊ネット販売)の法人事業税額が4年連続減少していることや、大手コンビニ3社の都の分割基準は低下しているため、ECの売上の伸長等により、都に税収が集中している状況にはない 東京都

指定都市回答

○近年の経済社会構造の変化が税源偏在の一因となっている(10市)

仙台市、さいたま市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市

うち具体の業態に係る意見(2市)

(ECの拡大による地方税収への影響)

- ・ EC企業も消費地による行政サービスの便益を受けているにもかかわらず、事務所等が存在しない消費地においては、税収が帰属しない(2市) 京都市、神戸市
- ・ 地元小売店とECとの競合により、地元小売店での消費が減少 神戸市

(フランチャイズ事業の伸長による地方税収への影響)

- ・ フランチャイズ加盟店の売上の一部がロイヤリティとして本部に流出する結果、本部の本店所在地である都市部に地方法人関係税収が集中する 神戸市

(持株会社体制への移行による地方税収への影響)

- ・ 移行前後でグループ全体としての事業活動に変動がないにも関わらず、組織再編(支店・子会社の集約等)の結果、税収が減少 神戸市
- ・ 持株会社の本社のお大半が都市部(東京都)に集中 神戸市

その他の市区町村回答(任意回答)

○アンケートに回答のあった103市町村のうち、意見があったのは54市町村

- ・ 近年の経済社会構造の変化が税源偏在の一因となっている(30市)
- ・ 地元小売店とECとの競合により、地元小売店での消費が減少(6市町)

(参考)

- ・ 税収に占める割合が小さい業態を用いて税収の偏在度を議論することは、適当ではないとの意見(東京都特別区長会、同市長会、同町村会)

参 考 資 料

(地方団体アンケート調査(主な意見))

調査結果(④税収の偏在や財政力格差等を解消するための方策についての主な意見)

<調査項目>

行政サービスの地域間格差、地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差が生じている原因・課題を解消するための「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築」に向けた方策について

都道府県回答

(特別法人事業税・譲与税制度の拡充)

- ・ 地方は、食料供給や自然エネルギーの生産・供給、森林によるCO₂の吸収、ものづくりや人材育成等を通じて、様々な形で我が国全体の発展に貢献しており、地方の衰退は防災機能の低下や食料・エネルギー安全保障上の問題をもたらし、大都市圏を含めた我が国全体の問題となる。地方が将来にわたりその役割を果たし続け、我が国全体が発展していくためには、地方に安定的かつ国全体の経済伸張に対応した税源の確保が必要であり、前回偏在是正以降も偏在が進んでいることを考えると、さらなる偏在是正に取り組むべきである。そのためには、オートメーション化や電子商取引の進展、持ち株会社体制への移行など、法人の事業活動の多様化により、税収が本来帰属すべき事業活動地域ではなく、本店等が多く所在する東京都や都市部に集中している実態を踏まえ、近年の経済社会構造の変化に対応した見直し(分割基準等)のほか、特別法人事業税・譲与税制度の更なる偏在是正機能の強化なども考えられるのではないかと。(秋田県)
- ・ 今後確実に増加が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、引き続き、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築に努めるよう求める。一例として、法人事業税の一部を国税化して再分配する特別法人事業譲与税について、さらなる見直しにより、大都市集中を緩和することなどが考えられるが、地方の実情を踏まえた税体系の構築をお願いしたい。(宮城県)
- ・ 税制の見直しは、国や地方全体の状況を踏まえて行われる必要がある。まずは、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条」に基づき、制度創設後の経済・社会情勢の変化を勘案し、早急に、必要な措置を講じるべきと考える。(埼玉県)
- ・ 法人において組織再編が行われた場合においても、行政サービスの受益に応じた収入が確保できるよう、分割基準の見直しや特別法人事業税・譲与税の拡充を行う。(新潟県)
- ・ 東京都に企業が集中しやすい構造を抜本的に変えることは難しいため、特別法人事業税の拡充などにより、税収の偏在是正措置を強化し、行政サービスの地域間格差の解消を図る。(岐阜県)
- ・ 特別法人事業税等の税制措置により地方税の偏在には一定の是正がなされたが、今後偏在が加速する場合には更なる是正措置の検討も必要。(静岡県)
- ・ 過去の偏在是正措置において実績のある、地方法人税(国税)と法人住民税法人税割との税率の割合の見直し及び特別法人事業税(国税)と法人事業税との割合の見直しが効果的だと考えられる。(宮崎県)

都道府県回答

(特定業種・業態における分割基準の見直し)

- ・ 法人事業税に係る分割基準にある従業員数について、既に資本金1億円以上の製造業においてはFA化、OA化の進展を踏まえた従業員数への割り増し(1.5倍)が平成元年度改正において行われているが、その後の更なるIT化やDXの進展を踏まえる必要があるのではないか。(岩手県)
- ・ 現在の法人事業税にかかる分割基準は、非製造業では全ての業種で「事務所等の数および従業者の数」とされているが、事業活動の多様化に伴い、事業活動と税収の帰属の乖離が著しい業態については、特別に新たな区分を設けてはどうか。(福井県)
- ・ 法人事業税の分割基準については、前回の見直し(2005年度(平成17年度))から相当期間が経過しており、デジタル化などの経済社会の構造変化を踏まえ、税源帰属の適正化の観点から、より実態にあったものに見直すべき。また、電子商取引の進展やフランチャイズ事業の拡大といった近年の法人形態や取引形態など社会経済情勢や企業の事業活動の変化等を踏まえた対応についても検討すべき。(長野県)
- ・ 工場のロボット化・IT化の進展等の社会経済情勢の変化を踏まえ、税源の帰属の適正化を図る観点からの法人事業税の分割基準見直しなどが必要と考えられる。(山口県)
- ・ 法人事業税の分割基準の見直しにより偏在性を是正する必要があると考える。その際、工場のロボット化・IT化の進展など企業の事業活動の変化への対応や、電子商取引やフランチャイズ事業など近年の法人形態や取引形態への対応について検討する必要があると考える。但し、法人の事務負担や税務システムの改修に伴う自治体負担に配慮して見直しをいただきたい。(香川県)
- ・ 経済活動の変化に対応した課税の適正化の観点から、ECやフランチャイズ、物流施設等における法人事業税等の分割基準・事務所等要件の見直しも検討の必要があると考えている。分割基準については、本店所在地以外の都道府県の「従業者数」の割増しや電子商取引の進展やフランチャイズ事業の拡大等に係る事業所数の代替措置などの見直しが考えられる。(宮崎県)
- ・ 地域間の財政力格差拡大等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展することを基本としつつ、依存財源ではなく自主財源の拡大に向けて、分割基準の見直し(例:フランチャイズ事業における、販売額、店舗数による分割)、事務所要件の見直し、子会社についても親会社の分割基準に加味すること等を行っていただきたい。(鹿児島県)

(地方法人課税における事務所要件の見直し等)

- ・ 新たな国際課税ルールによって生じる海外のデジタル企業の税収について、地方への税収の配分を図るとともに、国際課税ルールの見直しを踏まえ、国内のデジタル企業についても、地方税収がPEの存在しない県にも配分されるよう、見直しを行う。事業所等の要件を見直し、無人施設での事業活動について、実態に合わせて適正に課税できるよう、制度の見直しを行う。(新潟県)
- ・ 事務所等要件については、太陽光発電・風力発電設備を事務所等と見なすなどの人的要件の特例を設けることが考えられる。(宮崎県)

都道府県回答

(その他意見)

- これまでの地方法人課税の一連の不合理的な見直しにより、都はR7年度当初予算ベースで年間1.5兆円、累計10.8兆円もの都税が国税化し、地方へ分配されている。令和元年度の地方法人課税の不合理的な見直しの際、地方法人課税の税収シェアは、地域における付加価値の総計である県内総生産のシェアと一致すべきとされたが、最新の状況では、都の法人二税のシェア(国税化の影響を含む)は県内総生産のシェアを下回っており、更なる見直しは必要ない。そのような明確な事実に基づかない中で、都の財源を念頭にした更なるいわゆる「偏在是正措置」の必要性を結論付けるのであれば、都として到底承服できるものではない。限られたパイの奪い合いではなく、地方の権限を高め、税源移譲を進めるなど、地方全体の財源の充実・確保こそが重要であり、地方間の対立を煽るようないわゆる「偏在是正」の手法は極めて不適切である。(東京都)
- 地方税で財源調整を行うような議論が進められると地方税の原理原則を歪めることから、経済活動の実態を踏まえた税収の適切な帰属の観点等から、丁寧に議論を積み重ねるべきである。議論にあたっては、地方税全体を充実させ、地方の役割に見合った税財源を確保するとともに、日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させることが何より重要である。(仮に財政格差を理由に税制改正を行うのであれば、交付団体に減収が生じることのないよう、適切な措置が講じられることが大前提。)(愛知県)

指定都市回答

(特別法人事業税・譲与税制度の拡充)

- 特に格差(偏在性)の大きい法人関係税については、課題があると認識している。法人住民税に関しては平成26年度の地方法人税の創設に伴い税率が2度に渡り引き下げられたが、東京都への企業進出が止まらない中で、現状での影響は東京都よりその他の自治体の方が大きいと考えられ、格差が拡大している現状があることから、これ以上の格差拡大を助長させるような制度改正には慎重であるべきと考える。そのため方策としては、令和2年度地方財政計画で講じられた法人事業税を対象とした偏在是正措置拡充や地方拠点強化税制の見直しなどが考えられるか。(千葉市)

(地方法人課税における分割基準の見直し)

- 偏在是正とは別に、受益と負担の関係の適正化の観点から、法人住民税の分割基準の見直しは必要と考える。法人と地方公共団体のつながりに着目し、従来の法人が財やサービスを生産する際だけでなく、財やサービスが消費されるまでに法人が受ける行政サービスについても、消費地の市町村に課税根拠があるものとして、適切に税源を配分すべきと考える。具体的には、現行、従業者数によることとされている法人市民税の分割基準(法人事業税交付金の配分基準を含む。)に、販売額や事業所、フランチャイズの店舗数などを追加することが方策として考えられる。(さいたま市)
- 拠点の有無ではなく、企業が保有する消費者情報を活用し、企業の収益が生じた地域へ企業が納める税を配分するような分割基準への見直しが必要と思料する。(静岡市)

調査結果(⑤)(2)経済社会構造の変化が地方税収に与える影響についての主な意見

<検討会において指摘があった事項>

ECの拡大やフランチャイズ事業の伸長、持株会社体制への移行など、近年の経済社会構造の変化が地方税収に与える影響

都道府県回答

(ECの拡大による地方税収への影響)

- ・ ECは、実店舗を設置していない土地においても取引が行われており、配送などによりインフラを利用される消費地に税収が帰属せず、本社や拠点がある自治体に集積しやすいため、近年のECの拡大など経済社会構造の変化が地方税収に与える影響があるものと認識。(北海道)
- ・ 電子商取引については、事務所等がなくても全国での事業展開が可能であり、本店以外には一部の地域に物流倉庫や支店を設置するのみで、配送に不可欠な道路を使用するなど行政サービスを受しているにも関わらず、事務所等がない都道府県には税収が入らないことになり、各地に事務所等を設けて販売する事業形態と比べて、本店所在地に税収が集中する。さらに、今後も業務の効率化等により事務所等の設置がない都道府県が発生することも考えられる。また、地元小売店とインターネット上の販売業者の競合により、地元小売店での消費が減少する影響も考えられる。(秋田県)
- ・ 電子商取引の拡大、フランチャイズ事業の伸長やオートメーション化により、地方での事業所等や人的配置が縮小・廃止される傾向であり、地方法人課税の現在の分割基準では地方での税収が減少となる。(山形県)
- ・ これらの経済活動の地方税収に及ぼす影響を具体的に示すことは困難であるが、近年、電子商取引の進展により、店舗を必要としない事業形態が拡大するなど企業の組織形態の多様化が、税源の偏在に影響を与えているのは事実である。
本県で把握している一例として、個別の企業名は申し上げられないが、インターネットでの事業活動を行っており、埼玉県内でも関連する大きな売上有る、ある大企業において、本社のある東京都に従業者数が集中している結果、税収のシェアは、埼玉県が1.5%なのに対して、東京都が50%超を占めている。(埼玉県)
- ・ インターネットを活用した物販売上高の約7割を占める主要30社(月刊ネット販売より)の法人事業税額が4年連続で減少している一方で、他県分の税額は増加に転じていること、大手コンビニ3社の都の分割基準は令和元年度の地方法人課税の不合理な見直しの際から低下していること等から、ECの売上の伸長等により、都に税収が集中している状況にはない。
税収に占める割合が小さい業態を用いて税収の偏在度を議論することは、適当ではない。
また、そもそもECの伸長は、日本各地の企業にとって、全国または海外を市場とした事業活動が可能となること等から、全国の自治体にとって、地元企業の売上向上に伴う税収増や物流・倉庫等を通じた雇用創出の側面があるものと認識している。(東京都)

都道府県回答

- ・ 電子商取引の進展等により、事業所がない地域においても事業活動を展開できるようになった結果、多くの本社が所在する東京都に、事業の実態以上に法人二税の税収が一層集中する傾向が強まっている。(神奈川県)
- ・ 電子商取引の拡大により、国内外のデジタル企業の事業における売り上げは地方団体が提供するインフラや公共サービス等を基盤として住民が経済活動を行うことで成り立っており、企業もその便益を受けているにもかかわらず、PEが存在しない都道府県においては、地方税の適正な課税が困難になっている。税収への影響について正確な推計は困難であるが、本店等が所在する都道府県以外の自治体においては、行政サービスの受益に対して十分な税収が確保されない状況になっていると考えている。(新潟県)
- ・ 最大手ECサイトの運営法人については当県内に事務所等を有しているものの、やはり人口が集中している東京都に多くの従業員の配置及び事務所等の設置がされているため、分割基準適用後の課税標準額は東京都が圧倒的に大きくなっている。(長野県)
- ・ 電子商取引(EC)は、地方に事務所・事業所がなくとも全国展開が可能であり、事業活動の実態に関わらず本店所在地である都市部に地方法人関係税収が集中する。(和歌山県)
- ・ 電子商取引のプラットフォームを運営するA社は、県内での売上、事業活動があり、配送のための道路の利用など本県から行政サービスを受けているにもかかわらず、県内に事務所等が無いため、課税できない。 ※影響額が大きいと算定困難(鳥取県)
- ・ 法人事業税について、電子商取引の進展により事務所等を必要としない事業形態が拡大し、本店以外の事務所等所在の地方団体で課税できない場合が増加する等、近年の経済社会構造の変化により、本店の所在する大都市と地方の税収格差が拡大していると考えられるため、事務所等の要件や分割基準の見直し等が必要ではないか。(島根県)
- ・ 電子商取引については、全国に事業展開しているにもかかわらず、本店や地域拠点のある地方自治体しか分割基準の対象とならず、また、税収が従業者数のウェイトが高い本店等の所在する地方自治体に集中することとなる。また、商品の配送がないオンラインゲームや電子出版の販売等は、物品販売系以上に税収が本店所在地に集中することとなる。(高知県)
- ・ インターネット販売は全国からの消費があるにもかかわらず、本社が多く存在する東京都にその利益が全て計上される。(福岡県)

(フランチャイズ事業の伸長による地方税収への影響)

- ・ フランチャイズ事業については、個人小売店がコンビニエンスストアに形態を変えた場合、実質的な経済活動に変化はなくとも、収益の一部が本部企業に支払われる結果、地元で納税されていた税収が本店所在地である都市部に移ることになり、事業活動に応じた税収が地方の税収に結びつかないことになる。(秋田県)
- ・ フランチャイズ事業において、フランチャイズ加盟店は本部にロイヤリティとして利益の一定割合を支払うことになっているため、フランチャイズ加盟店が所在する地域に帰属すべき税収の一部が、本部の所在する地域の税収となってしまっている。(神奈川県)

都道府県回答

- ・ フランチャイズ事業を実施する企業についても、加盟店のロイヤリティを含めた売上により本部の税収が算定されることで、税収への影響額は不明であるが、販売の実態を超えて本店等の所在する地方自治体に税収が集中しているものと推測される。(新潟県)
- ・ フランチャイズのコンビニエンスストア等は、加盟店の売上の一部がロイヤリティとして本店に流出する結果、本店所在地である都市部に地方法人関係税収が移転する。(和歌山県)
- ・ 全国展開しているB社の県内の店舗は全てフランチャイズで別主体が運営しており、B社の県内事務所は1カ所のみ。店舗はB社の分割基準に含まれず、B社の納税額は事業規模を適切に反映していない。また、県内の店舗の利益の一部はロイヤリティとしてB社に支払われており、B社本店所在自治体は当該自治体内の販売実態以上に税収を得ていると考えられる。 ※店舗をB社直営店とみなした場合の増収額(試算) 約0.2億円(鳥取県)
- ・ フランチャイズ事業については、加盟店の売上利益の一部がロイヤリティとして本部に支払われることにより、本部の税収が本店等の所在する地方自治体に販売の実態を超えて集中することとなる。加盟店の法人が赤字であった場合、その加盟店が所在する地方自治体の税収は、法人住民税しかないケースもある。(高知県)
- ・ コンビニなどのフランチャイズ制に係る地方法人課税の分割基準は、直営店のみで計算される上、フランチャイズ料は、本社以外の自治体がある支店においては課税所得が減算され、本社がある東京都に加算されるため、実態と合っておらず、東京都に税収が集中する制度となっている。(福岡県)

(持株会社体制への移行による地方税収への影響)

- ・ 持株会社体制への移行については、グループ全体としての事業活動に変わりがないのに、本店所在地以外の都道府県においては分社化により税収が減る場合等も考えられる。(秋田県)
- ・ 持株会社体制への移行により、グループ内の損益通算が可能となる。また、令和6年度税制改正で対応済みだが、大規模といえる法人が外形標準課税の適用対象に含まれないという問題が生じていた。(山形県)
- ・ 純粋持株会社の県内総生産の増加額は、東京都が全国の約4割を占めるなど突出しているほか、純粋持株会社の数についても、統計上、約4割が東京都に集中している。
純粋持株会社の子会社で、埼玉県内にも店舗等を多く有している会社については、その事業活動の実態と異なり、税収が純粋持株会社のある東京都に集中するケースが出ている。(埼玉県)

都道府県回答

- ・ 本県において、組織再編等の影響により地方税収の減少となった事象が散見されており、今後も組織再編等により行政サービスの受益に応じた適切な課税ができない事象が生じることが考えられる。(新潟県)
 - ①子会社の集約等の影響により親会社の支店が廃止された事例
 - 通信サービス事業を行っている親法人において、業務委託型子法人数十社が組織再編により十数社に集約された。
 - 当該再編に伴い、親会社が本県内に有していた事業所は廃止され、組織再編後の子会社の支店として扱われることとなった。
 - そのため、組織再編前は親法人から多額の税収入があったにもかかわらず、再編後は親法人からの税収入は均等割のみとなり、子会社からの税収入と合わせても再編前より税額は大幅に減少することとなった。
 - ②会社分割により、本県において事業を行っていたにも関わらず本県への納税義務が生じないこととなった事例
 - 本県において、ガス供給業を主たる事業とする法人が期中に会社分割を行い、子会社(B)に収益事業と当県内で有していた固定資産の全てを承継させた事例が生じた。
 - 法第72条の48第4項第3号により、ガス供給業の分割基準は事業年度終了の日現在における事業所等の固定資産の価額とされており、固定資産を分割基準とする場合は同条第5項のような変動調整規定が存在しない。
 - そのため、当該事業年度の期首から事業を承継する日までの間(事例では9カ月間)は、法人(A)が当県内において事業を行っていたにもかかわらず、期末時点では当県内に固定資産を有さないため、当該事業年度の法人(A)の当県への納税義務は生じないこととなった。
- ・ 東京都に本店を有する純粋持株会社はコストセンター化することにより、当該法人において発生した費用を地方に所在する子会社が業務委託料として負担することになるため、結果的に地方の減収に繋がっている可能性がある。(長野県)
- ・ 県内本店法人(外形標準課税法人)が持株会社となり、本店機能を東京都に移したことで県内の事務所がなくなった。当該法人の一部事業は県内のグループ子会社に承継されたが、当該子会社は非外形標準課税法人であり、また所得金額が小さいため、本県税収が減少した。更に、数年後に当該子会社は売却されグループから独立し、結果として東京都への一極集中により、地方法人関係税収が都市部に移転した。(和歌山県)
- ・ 全国展開しているC社は事業再編により、C社鳥取支店を100%出資の子会社D社の鳥取支店とした。C社は引き続きD社鳥取支店を通じて同様の事業を県内で展開するものの、D社鳥取支店はC社の分割基準の対象とならないため、C社へ課税できない。 ※C社支店廃止による減収額 約2.2億円(鳥取県)

指定都市回答

(ECの拡大による地方税収への影響)

- ・ 電子商取引の拡大に伴い、特に物品販売系のEC事業者は、事業所を設置していない地方自治体においても、事業活動に当たって当該自治体の行政サービス(道路、橋梁等)を享受しているにもかかわらず、地方自治体は事業所がなければ法人住民税等を課すことができず、応分の負担を求めることができない。(京都市)
- ・ EC事業者の多くが神戸市外に本社を置いており、消費活動が神戸市内で行われても税収は本社所在地に集中することが想定される。間接的な影響としては、市民の消費が地元商店から全国・海外の事業者へとシフトすることにより、地元小売業の売上が減少し、法人市民税などの税収が減少する可能性がある。(神戸市)

(フランチャイズ事業の伸長による地方税収への影響)

- ・ 市内に多数のフランチャイズ店舗が存在するが、ロイヤリティが影響して利益の多くが本部に集中しており、当市には十分な法人税収が入らないケースが多い。
店舗運営に伴う行政サービス(道路整備、ゴミ処理、防犯など)は神戸市が担っているが、税収は本部所在地に偏在することで、財政負担と収入のバランスが崩れることが想定される。(神戸市)

(持株会社体制への移行による地方税収への影響)

- ・ 持株会社の本社機能が都市部(特に東京)に集中する一方で、子会社は地方に分散して設立されるケースが想定されるが、資本金が1億円以下であるため、地方に存在する子会社は外形標準課税の対象外となり、地方自治体の税収が減少する懸念がある。(神戸市)

資料

(産業界ヒアリング結果概要)

○ヒアリング対象：一般社団法人 日本経済団体連合会

最近の経済活動の実態等について幅広い観点から意見を聴取するためヒアリングを実施

○ヒアリング概要

企業の東京一極集中の状況

（企業本社が東京に集中している要因）

- ・ ヒト・モノ・カネ・情報といった経営リソースが集まっていることによる集積のメリットが働いている
- ・ 本社機能の立地は、有能なタレント、人材がいるかどうかが一番重要な要素となる
- ・ わが国では規制や税制による地域差が小さく、地方に移転するメリットが小さい

（東京に集中している企業・産業の特徴）

- ・ 情報通信、経営コンサルなどの本社支援サービス業が東京に集積し、これらのサービスの提供を受ける企業の本社も東京に集中する循環の動きがある
- ・ 近年、本社支援サービスの提供を受ける経営企画部門やデジタル担当部門などの本社機能の強化が進み、従業員数も増加している
- ・ 経済安全保障や地政学的なリスク、サイバーリスクへの対応として、高度な知見を有する外部専門家を活用する場合には、そのような人材が集まる東京に一層集中する

フランチャイズ事業の伸張、持株会社体制への移行

- ・ 業務のデジタル化、DX、あるいは支店の統廃合といった業務の効率化は、大きな企業において取り組みやすい
- ・ 企業行動の最適化、いかに経営資源を効率的に配分していくかという観点で、避けられない流れ

企業の東京一極集中に関する今後の見通し

- ・ 構造的な問題であり、一過性のものではないと受け止めている
- ・ 東京に所在する企業が地方に移転することは、経営リソースの効率化の観点からは非常に難しい

（注）日本経済団体連合会として集約された見解だけでなく、個別企業とのヒアリングや意見交換等を通じて得た意見の紹介も含んでいる。

○ヒアリング対象：一般社団法人 情報サービス産業協会

情報通信業に係る県内総生産の東京都シェアが極めて高い(47.5%)ことからヒアリングを実施

○ヒアリング概要

情報サービス産業が東京に集中している要因

(企業経営の観点)

- ・ 発注者が東京に集中していること、主に大企業の本社機能、特に情報システム部門が東京にある
- ・ 業種によっては、情報セキュリティの観点から顧客企業内においてシステム開発や運用を行っていることも多く、密接なコミュニケーションが必要
- ・ 高付加価値案件を受注できる大手事業者が東京に集中するため、東京を中心に案件や人材が動いている
- ・ 主要プロジェクトが東京で行われ、その意思決定において密接なコミュニケーションを要することから、リモートの限界を感じている

(IT人材確保の観点)

- ・ 高度教育機関、特にITに関する教育や研究を行う機関が東京に集中している
- ・ 東京では新しい技術やトレンドを学び、実践する機会に圧倒的に恵まれている

東京一極集中に関する今後の見通し

- ・ AIの進展により、労働集約型であった産業構造が変わり得る可能性はあるが、AIのような極めて高度な技術を扱う者が日本各地に賦存するかは疑問
- ・ 多重下請構造も徐々に変わってきており、垂直統合から水平分業にという動きが出ているが、東京一極集中に変化を与える具体的な見通しやデータが現れているわけではない
- ・ 情報から何を生み出すかということに付加価値の源泉が移行しつつある中で、今後はベンダー企業ではなく、情報そのものを有するユーザー企業に人材が集まる可能性
- ・ 今後、マーケットを国外に求め、人材もグローバルに採用する場合には、東京というブランド価値が一層高まる

(注) 情報サービス産業協会として集約された見解だけでなく、個別企業とのヒアリングや意見交換等を通じて得た意見の紹介も含んでいる。

産業界ヒアリング結果③

○ヒアリング対象：一般社団法人 全国銀行協会

金融・保険業に係る県内総生産の東京都シェアが高い(35.9%)ことからヒアリングを実施

○ヒアリング概要

企業の東京一極集中の状況

- ・ 企業立地は、人材採用などの様々な観点を考慮して経営判断されるもの
- ・ 地方部は採用面でなかなか厳しい状況にあるのではないかと。東京でも人材確保で苦労しているのに、東京から移転するという判断は厳しいのではないかと
- ・ 人材が集まり、それによって企業が集まり、その企業を顧客としてサービスを提供する企業も集まる、という感じでループしているのではないかと
- ・ 企業の東京集中に関しては、業界別に大きな違いはないと思われる

銀行業における業況

(銀行業における支店の統廃合)

- ・ 都市銀行では以前と比べ支店数が7割程度となっている。背景には、DX化で来店しなければならない手続きがかなり減っていることや、この5～7年の低金利時代の中で経営基盤を強化する必要があったことが考えられる
- ・ 今後の見通しは個社の判断であり一概にはいえないが、支店は顧客のご相談の場として活用されていくと思われる

(本社機能の強化の状況)

- ・ サステナビリティとかサイバーセキュリティなどを担当する新しい部署の人員が増えている
- ・ 持株会社化については、銀行業に限らないが、業務の多角化に対応するため、事業採算の明確化、ガバナンスの強化を目的とするものではないかと

(注) 銀行業界として集約された見解だけでなく、担当者としての経験則に基づく考え・意見等も含んでいる。

産業界ヒアリング結果④

○ヒアリング対象：不動産関係団体①

不動産業に係る県内総生産の東京都シェアが大きく伸びていることからヒアリングを実施

○ヒアリング概要

東京都(23区)で都市開発を行うメリット、オフィスが集中している理由等

(東京都(23区)で都市開発を行うメリット等)

- ・ オフィス、住宅、商業施設等を開発・運営する不動産事業者にとって、東京は人口も多く、顧客のニーズが高いため
- ・ 顧客のニーズも多様化する中、オフィスの増加は、都市開発の需要の連鎖につながり得る(例えば、オフィスが増加⇨労働者が増加⇨住宅需要が増加⇨商業施設やエンタメ施設が増加するなど。なお、これらには相関関係もあり、必ずしもオフィスが起点となるわけではない)
- ・ 東京の国際競争力強化や自然災害に対するレジリエンスという中長期的な観点からも、経済成長のエンジンである東京の力をもっと高めないと、国力にも影響するといった危機意識もある

(東京都(23区)にオフィスが集中している理由)

- ・ ヒト、モノ、カネ、情報が東京に集中していることが、オフィスが集中する要因と考える
- ・ ここ20年くらいで、企業活動が複雑化・高度化(IR、DX、GXへの対応等)しており、その業務を支店に分散させて処理することは非効率であり、対応できる人材も限られる
- ・ また、法務、会計、金融等の専門性が高い分野については自社のみでは対応できず、他の企業やコンサルの支援を受ける必要があり、こうした支援の担い手も東京に集中している
- ・ オフィスに対する各企業の考え方も変わってきており、従来、オフィス賃料はコストと捉えられていたが、オフィス回帰の傾向や労働力不足の中で人材確保を図る観点から、現在では将来への投資と捉え、オフィス環境整備の需要が高まっている
- ・ 各企業においてキャリア採用も増えてきているが、高度人材は東京に集中している
- ・ 東京一極集中は上記のような構造的要因が背景にあり、特に東京に本社がある企業を地方に移転させたり、東京以外でスタートアップ等のニーズ(ヒト、モノ、カネ、情報、スピード感)に応えることは難しいのではないかと
- ・ 東京の地価上昇は、東京都によるインフラ投資の効果もあるのだろうが、民間の都市開発や多様な機能集積の反映によるところもあるのではないかと

(不動産業における本社機能の強化の状況)

- ・ 業務内容がかなり高度化しており、色々な開発手法を駆使しながらベストの選択をしないと行けない。商品開発やリーシング業務は共同事業者やテナントの本社がある東京で、対面で協議を行うことも多く、事業全体に占める東京本社の役割は拡大している

産業界ヒアリング結果⑤

○ヒアリング対象：不動産関係団体②

不動産業に係る県内総生産の東京都シェアが大きく伸びていることからヒアリングを実施

○ヒアリング概要

東京都(23区)の地価上昇として考えられる要因等

○ 地価上昇の要因は、地域に応じて様々であるが、以下のような要因により上昇している (例)

- ・ 円安や安定した国内情勢を反映した海外からの投資需要、株価の上昇基調等による富裕層の個人資産拡大、いわゆる「パワーカップル」による利便性重視の住宅需要などにより、マンション素地価格が上昇
- ・ 訪日外国人観光客の大幅増を受けて、ホテル用地取得ニーズや店舗売上高の増加による出店需要が拡大し、都心の繁華街の地価が上昇
- ・ テレワークから通勤への回帰や、人材確保の観点から立地に優れるオフィス確保に係るニーズを反映したオフィス床需要の拡大により、オフィス用地の地価やオフィス賃料が上昇
- ・ 駅前の再開発事業の進捗

○ 土地利用者のニーズが競合することが、更なる地価上昇を誘因する

(例)

- ・ 銀座、築地、八丁堀などの駅近、幹線道路沿いの物件で中小オフィスとマンションの需要の競合
- ・ 渋谷、浅草、上野などの都心の観光需要のある街で、ホテルと繁華街(物販・飲食)の需要の競合

ヒト・モノ・カネ・情報の集中

- ①経営リソースの集積
- ②本社支援サービスの集積
- ③学び、実践の機会

業務の高度化・効率化

- ①本社機能の強化・支店の統廃合
- ②経営体制見直し・外部専門機関の活用
- ③高度・専門人材の採用

都市開発の増加

- ①住宅・商業施設需要の増
- ②不動産取引の増加
- ③地価の上昇

経済活動が構造的に東京に集中し、さらに拡大

(今後の見通し等)

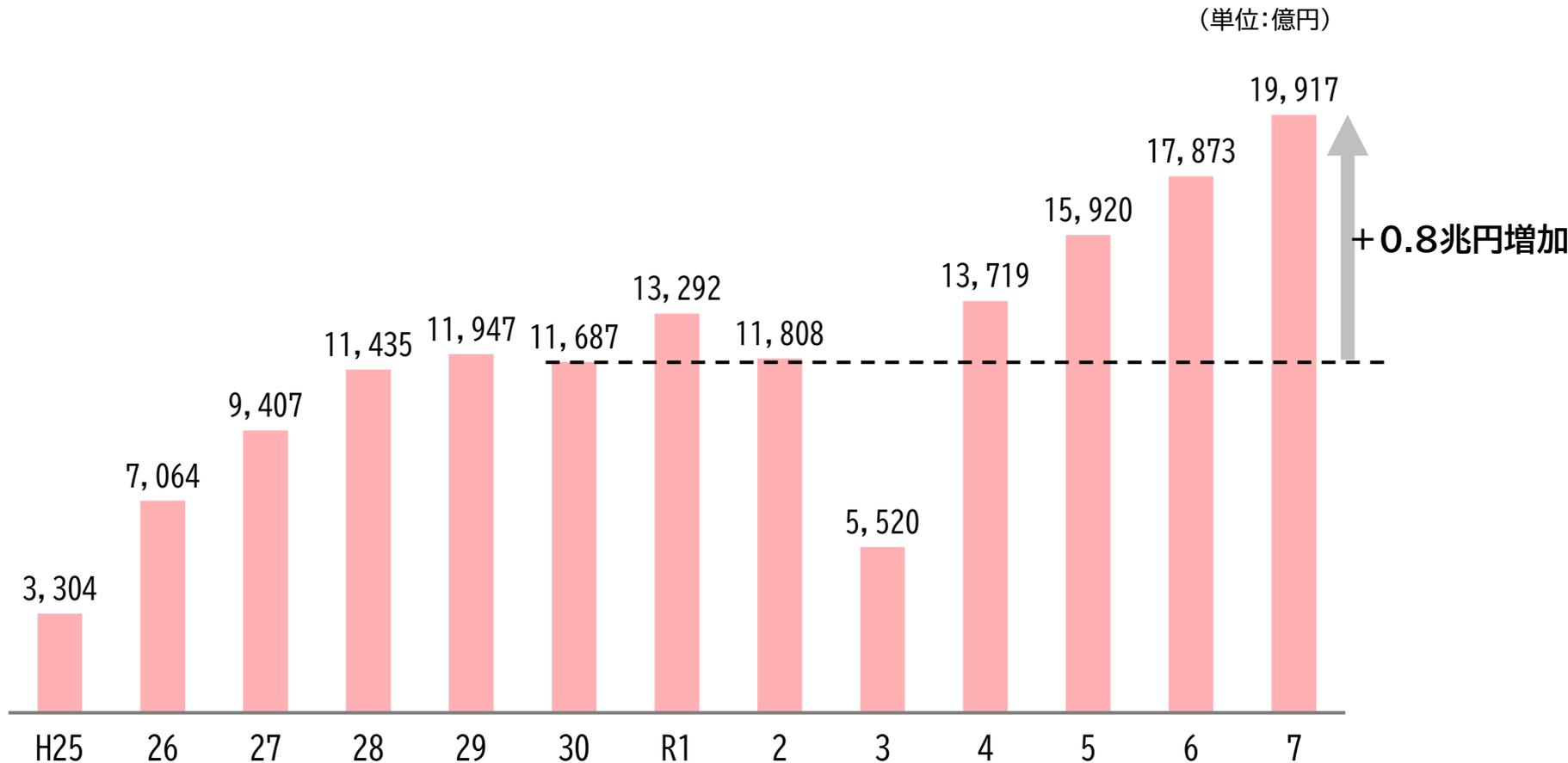
- ・ 構造的な問題であり、一過性のものではない
- ・ 業界別に大きな違いはない
- ・ 東京所在企業が地方に移転することは、経営リソースの効率化の観点からは非常に難しい

資料

(財政力格差の背景にある経済社会構造に関する分析)

- 東京都の財源超過額は、令和7年度で2.0兆円。
偏在是正措置を講じる前の水準（平成30年度、1.2兆円）を大きく上回っている状況。

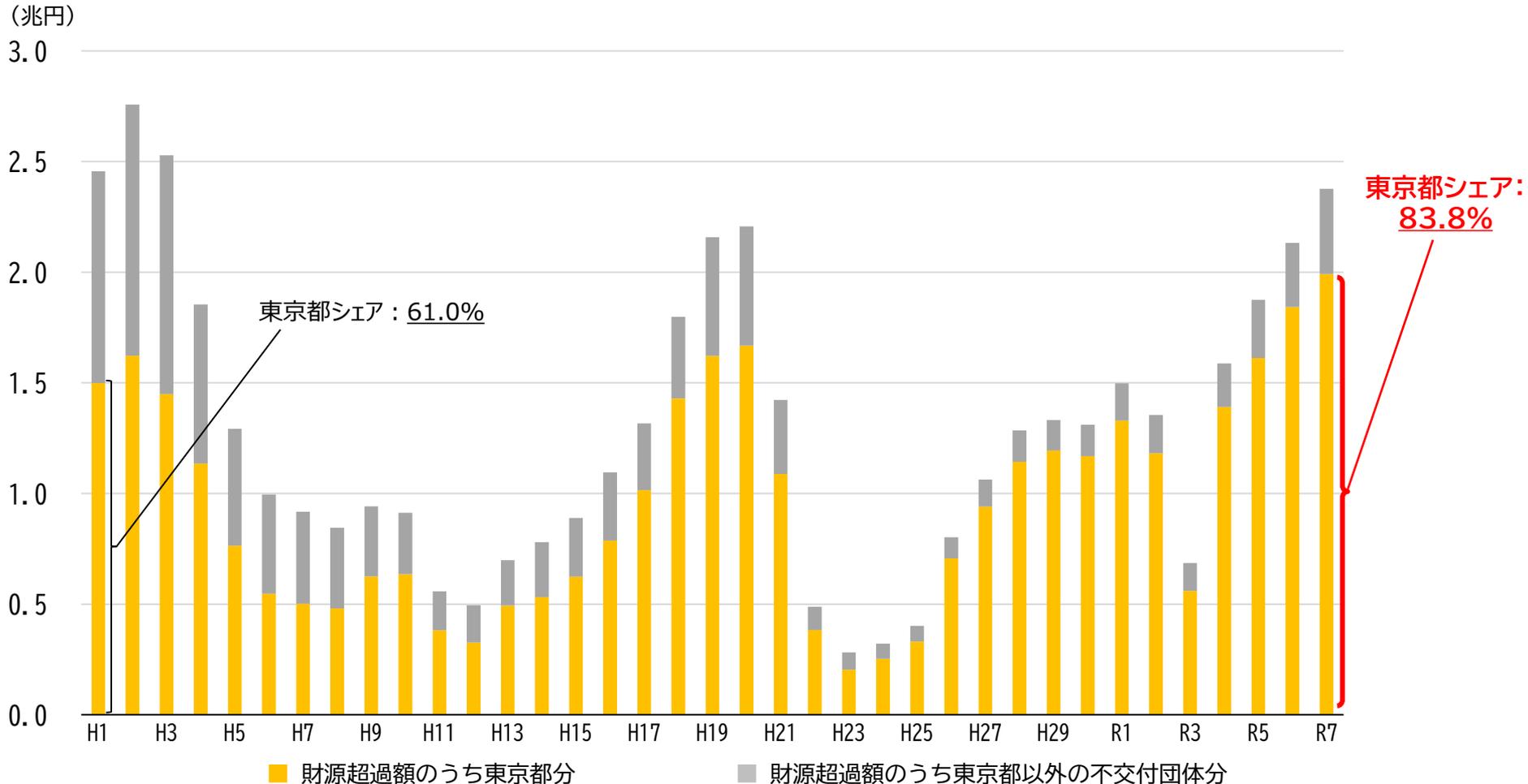
※財源超過額：普通交付税の算定において、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る額



※ 東京都においては、地方交付税法第21条の規定により都及び特別区の基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ合算して算定。
R3～6年度は再算定結果による。

○ 東京都の財源超過額が過去最高（2.0兆円、令和7年度）となっているとともに、財源超過額全体に占める東京都のシェアも増加基調で推移し（H1：61.0%⇒R7：83.8%）、近年は高い状態が継続。

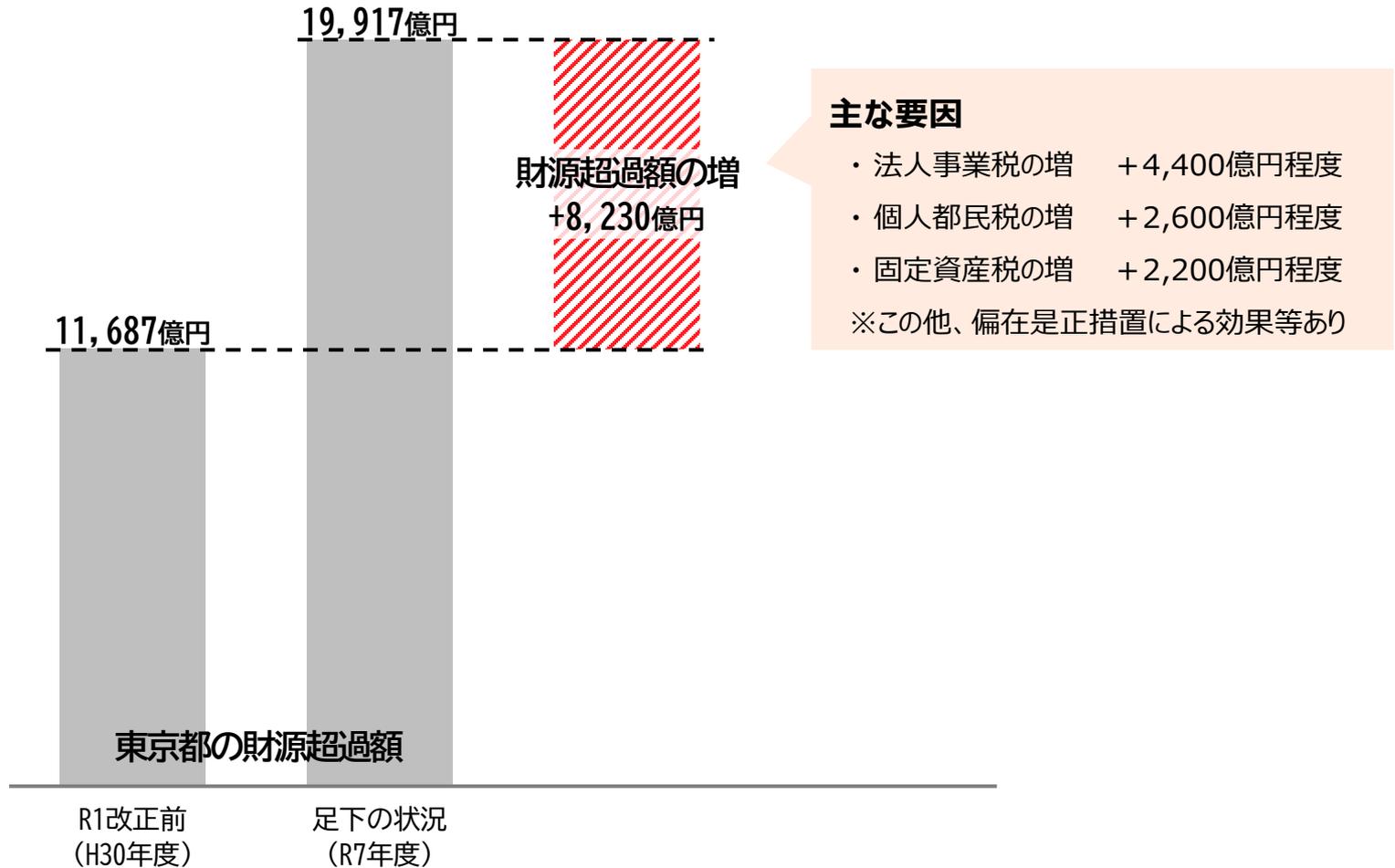
※財源超過額：普通交付税の算定において、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る額



※ 東京都にあつては、地方交付税法第21条の規定により都及び特別区の基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ合算して算定。

東京都における財源超過額の増減要因

- 偏在是正措置（R1.10～）を講じたにもかかわらず、東京都では財源超過額が8,000億円超増加。
- 法人事業税等の増加が、東京都の財源超過額の押し上げ要因となっている。



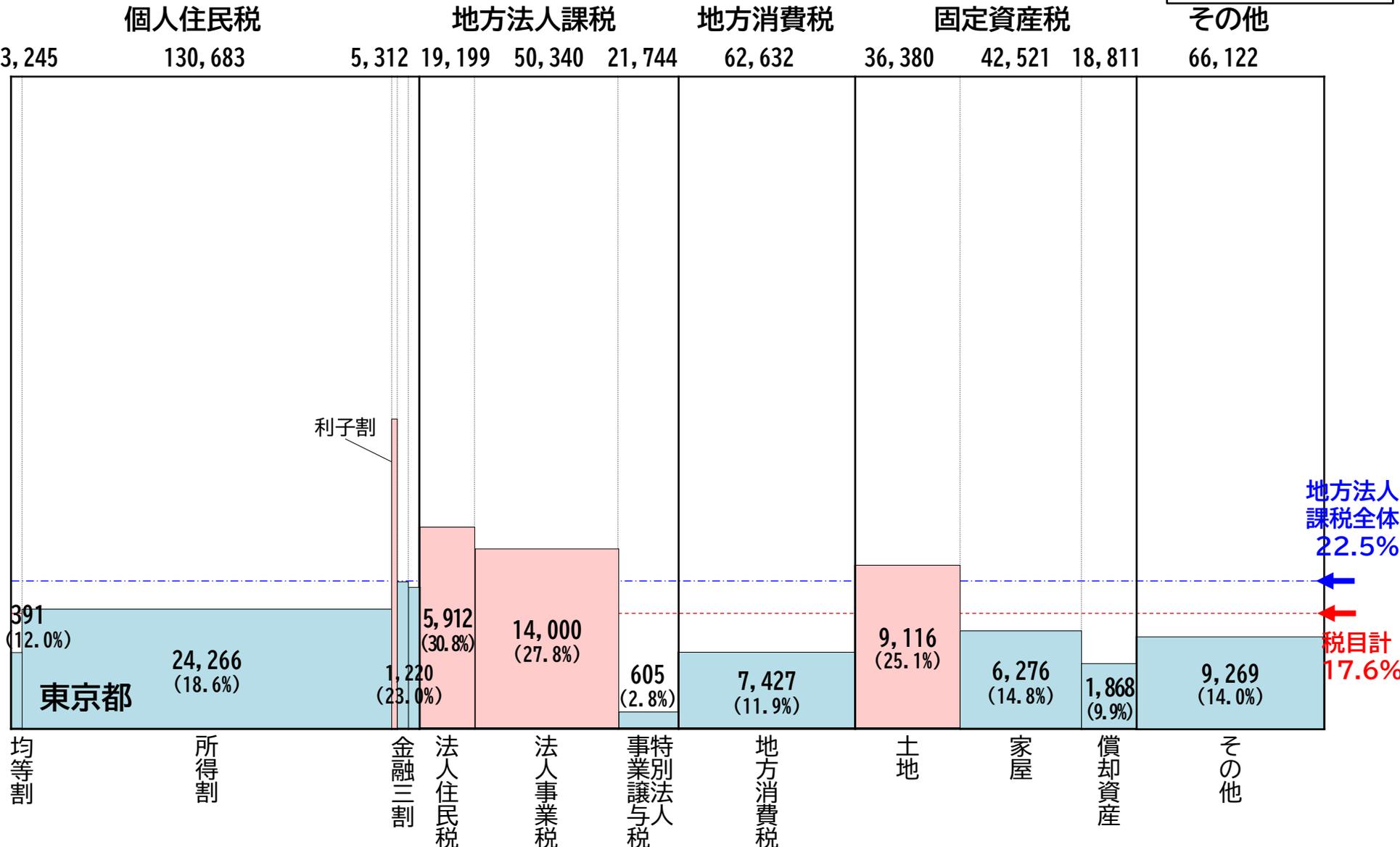
(出所) 平成30年度、令和7年度の普通交付税の算定結果より作成。

全国・東京都の地方税収(令和5年度決算)

第6回検討会資料を加工

全国計 (単位:億円)

計 45兆 6,989 億円



(注)1 税収額は令和5年度は決算額であり、超過課税及び法定外税等を除いた額である。地方消費税は清算後の額である。

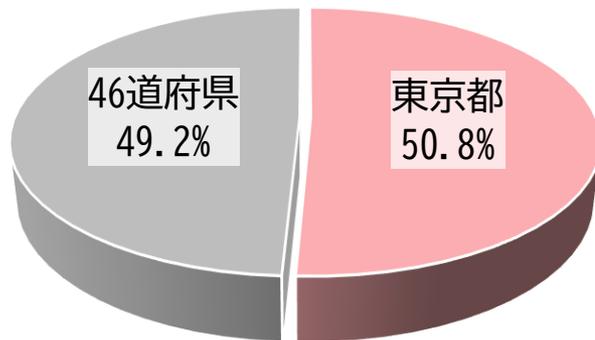
2 特別法人事業譲与税の原資である特別法人事業税は、都道府県が徴収する国税。

3 東京都の税収は東京都及び都内区市町村における決算額の合算額である。

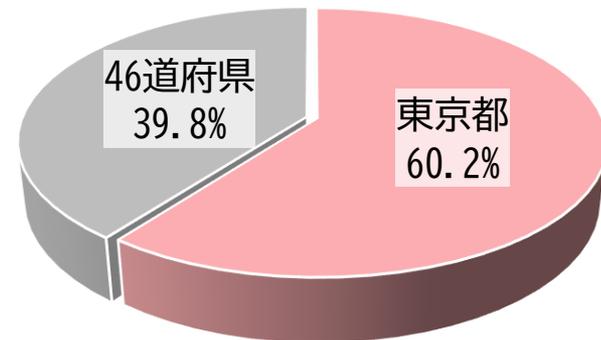
○ 資本金1億円超の法人の本社の多くが東京都に集中し、課税ベースも東京都に集中。

(注) 東京都本社所在法人のデータであり、実際の税収は、分割基準に基づき関係道府県に分割して納税される。

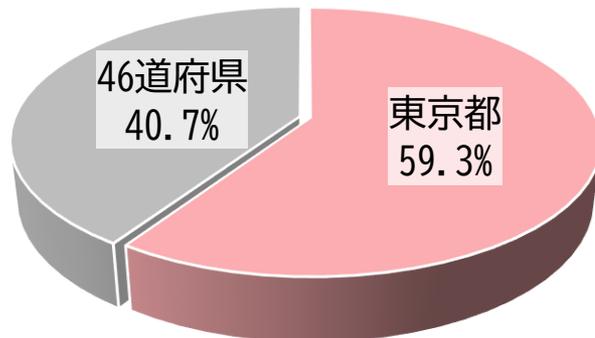
法人数 1.8万法人



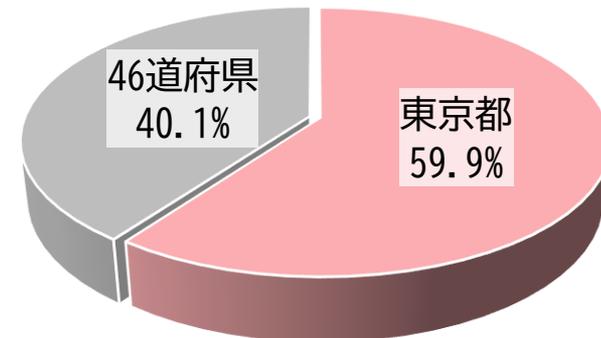
所得金額 46兆円



付加価値額 110兆円

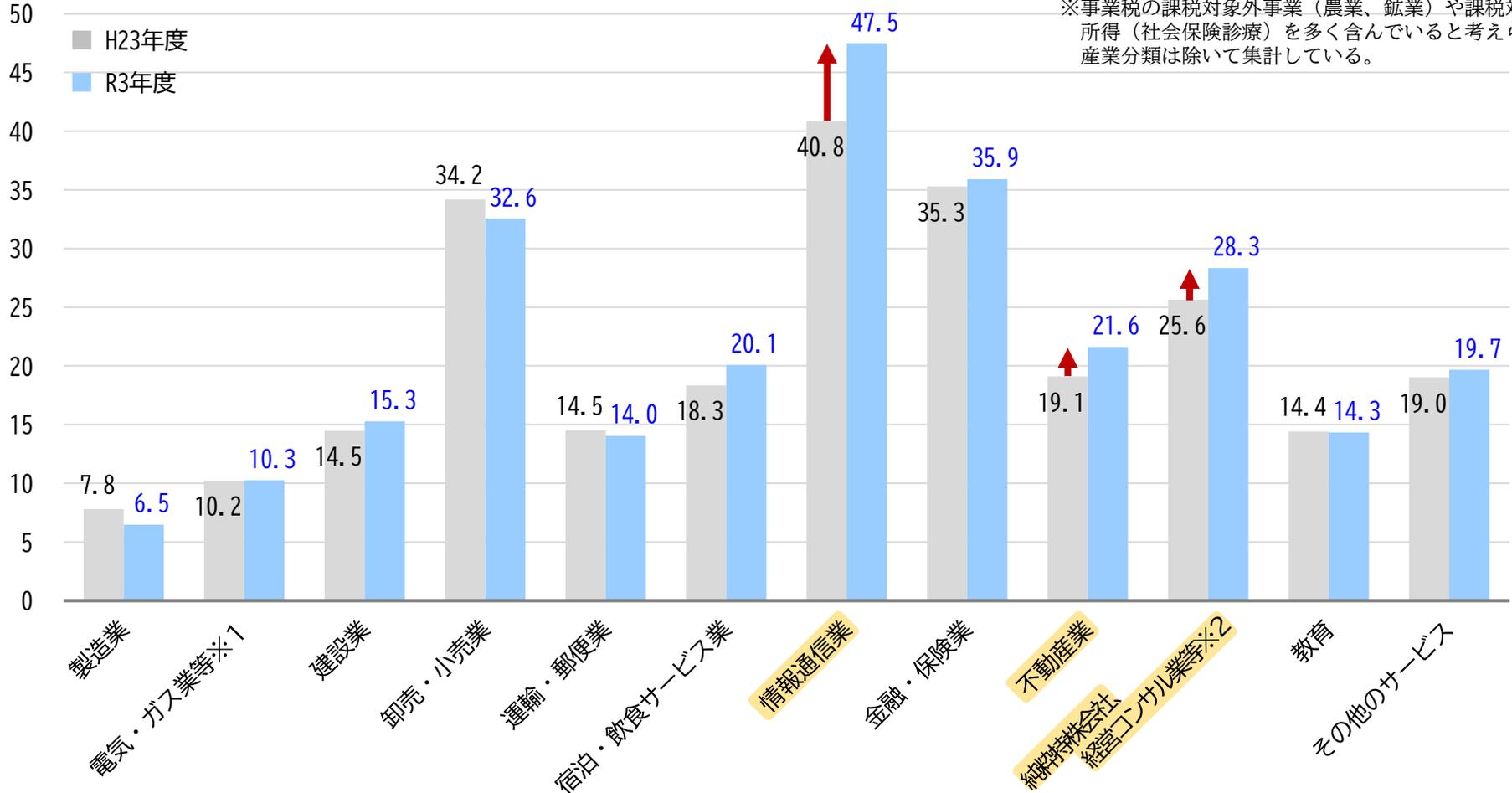


資本金等の額 117兆円



○ 東京都においては「情報通信業」「不動産業」「純粋持株会社、経営コンサル業等」について県内総生産の全国計に占める東京都シェアが増加。

(対全国比シェア %)



※事業税の課税対象外事業（農業、鉱業）や課税対象外所得（社会保険診療）を多く含んでいると考えられる産業分類は除いて集計している。

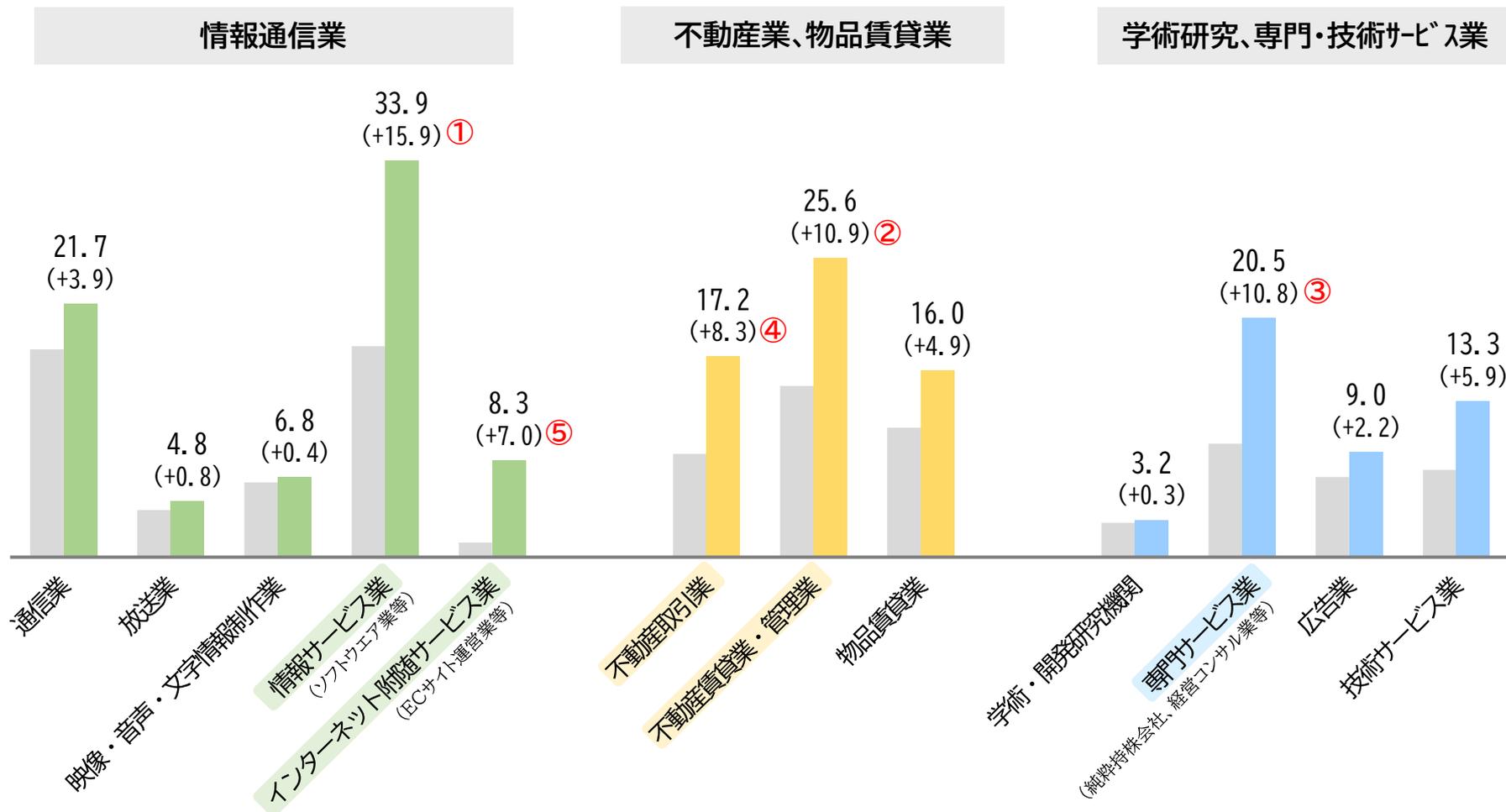
県内総生産の東京都シェアの大きい業種における売上金額の推移 (H24調査→R3調査)

第6回検討会資料を加工

- 県内総生産の東京都シェアが増加している主な業種の内訳を分析。
- 業種名を網掛けしている業種において、売上金額（全国計）が大きく伸びている。

■ … H24調査売上金額・経常収益、 ■ … R3調査売上金額・経常収益、 ①～⑤は増加額の大きい順位

(単位：兆円)



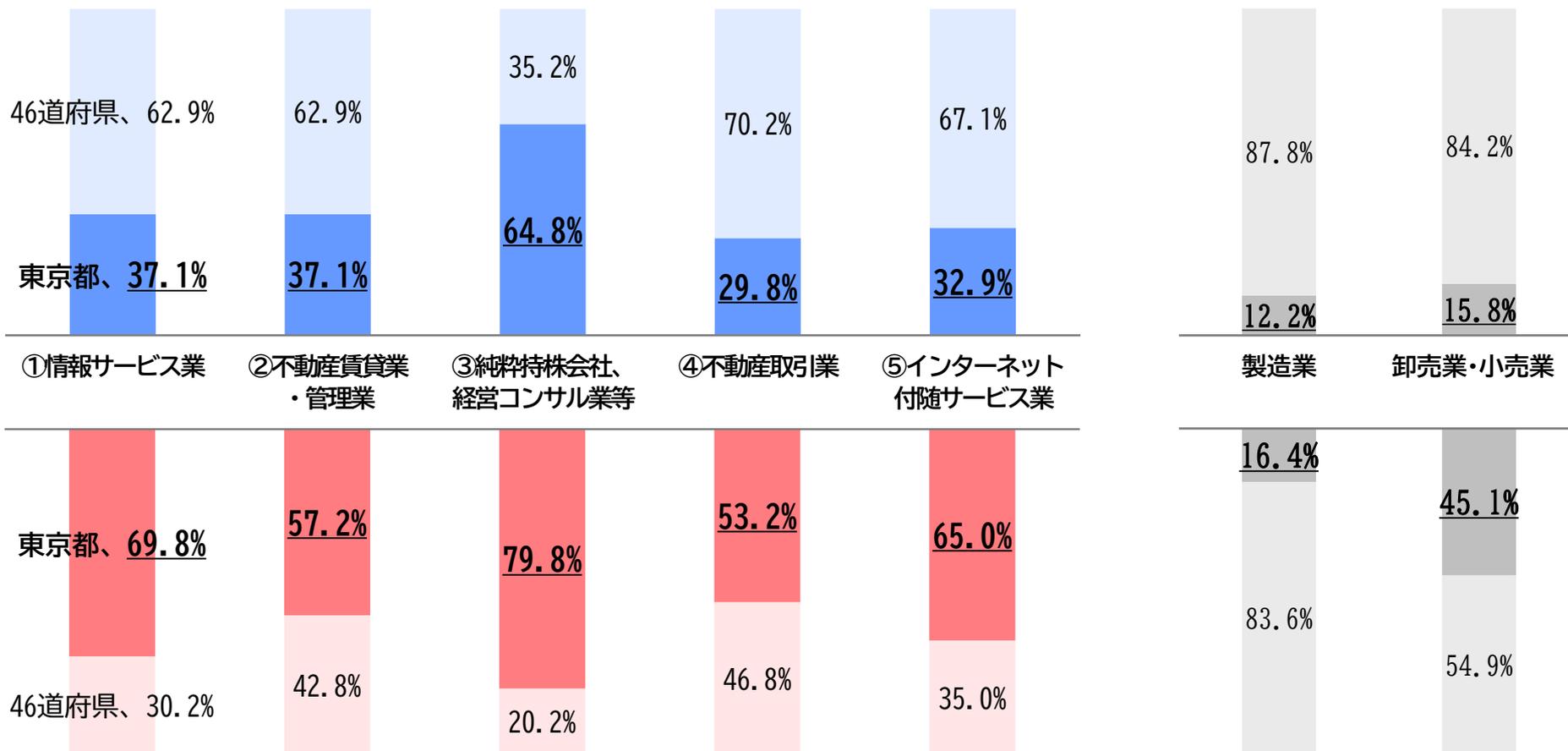
(出所) 総務省・経済産業省「平成24年・令和3年経済センサス-活動調査」より作成

売上金額の伸びの大きい業種における東京都の事務所数・従業者数シェア

- 各業種の売上金額上位100社における東京都の事務所数・従業者数シェア(各社の売上金額に応じて加重平均したもの)については、いずれの業種においても東京都の事務所数・従業者数シェアが高くなっている。
- これらの業種における業績拡大が、東京都に税収が集中する一因となっていると考えられるか。

事務所数のシェア

(参考) その他の業種におけるシェア



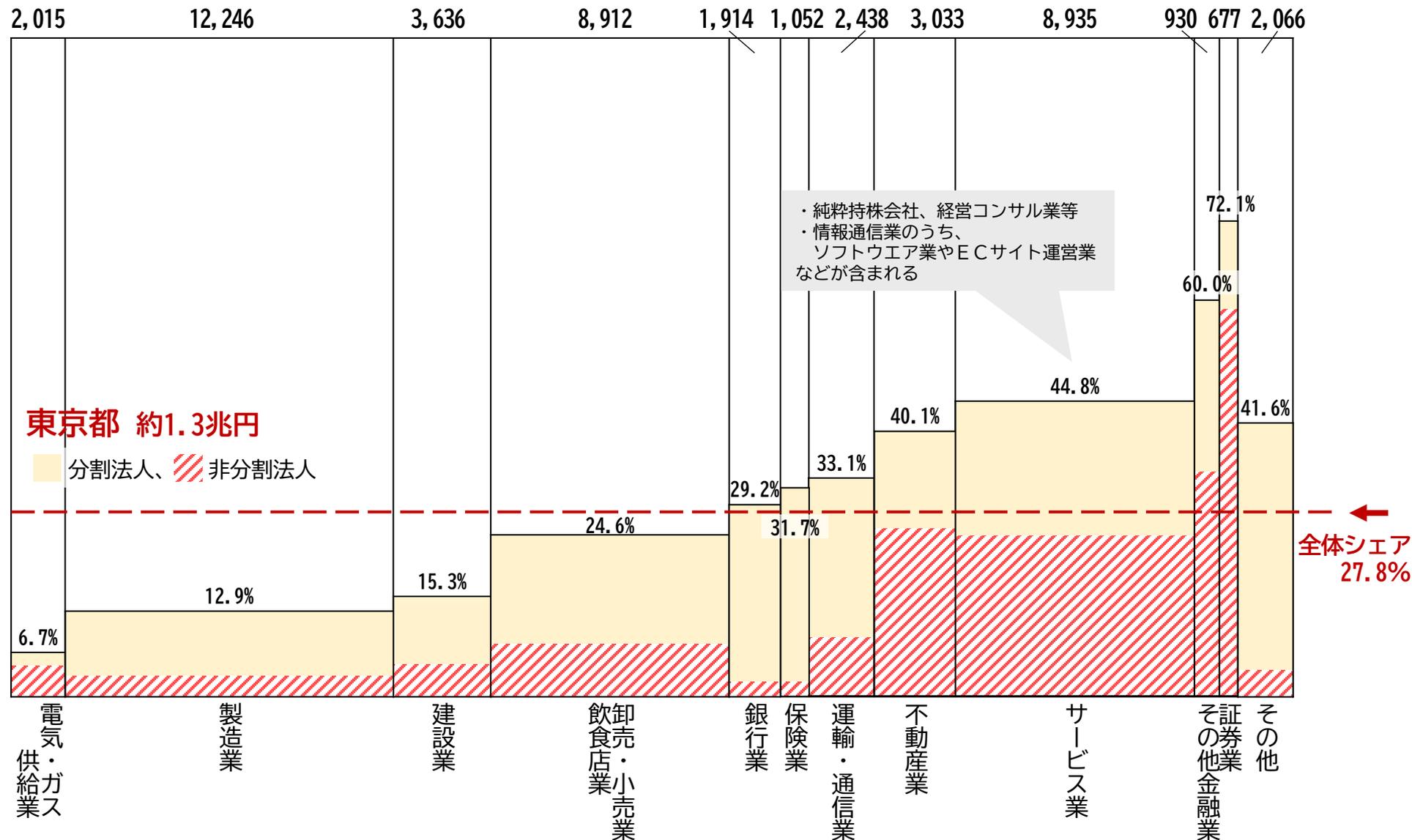
従業者数のシェア

(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」の調査票情報を独自集計したもの

法人事業税収における業種別の東京都シェア（令和5年度）

全国計 約4.8兆円

（単位：億円）



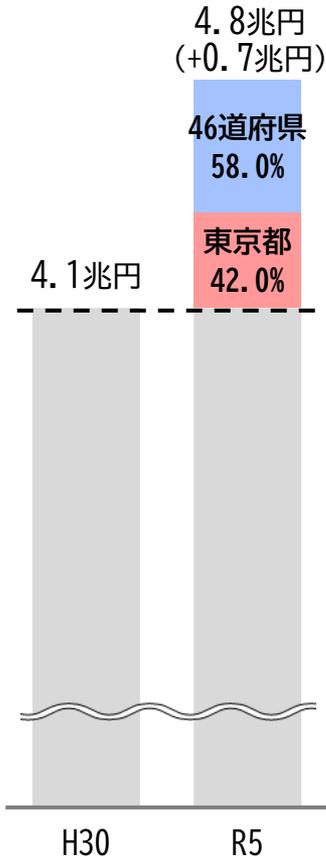
※各都道府県に分割された課税標準（現年度確定申告分）に、現在（R7）適用されている標準税率を乗じて集計したものである。

（出所）総務省「道府県税の課税状況等に関する調」より作成

法人事業税収における業種別の増加額等の状況（H30→R5年度）

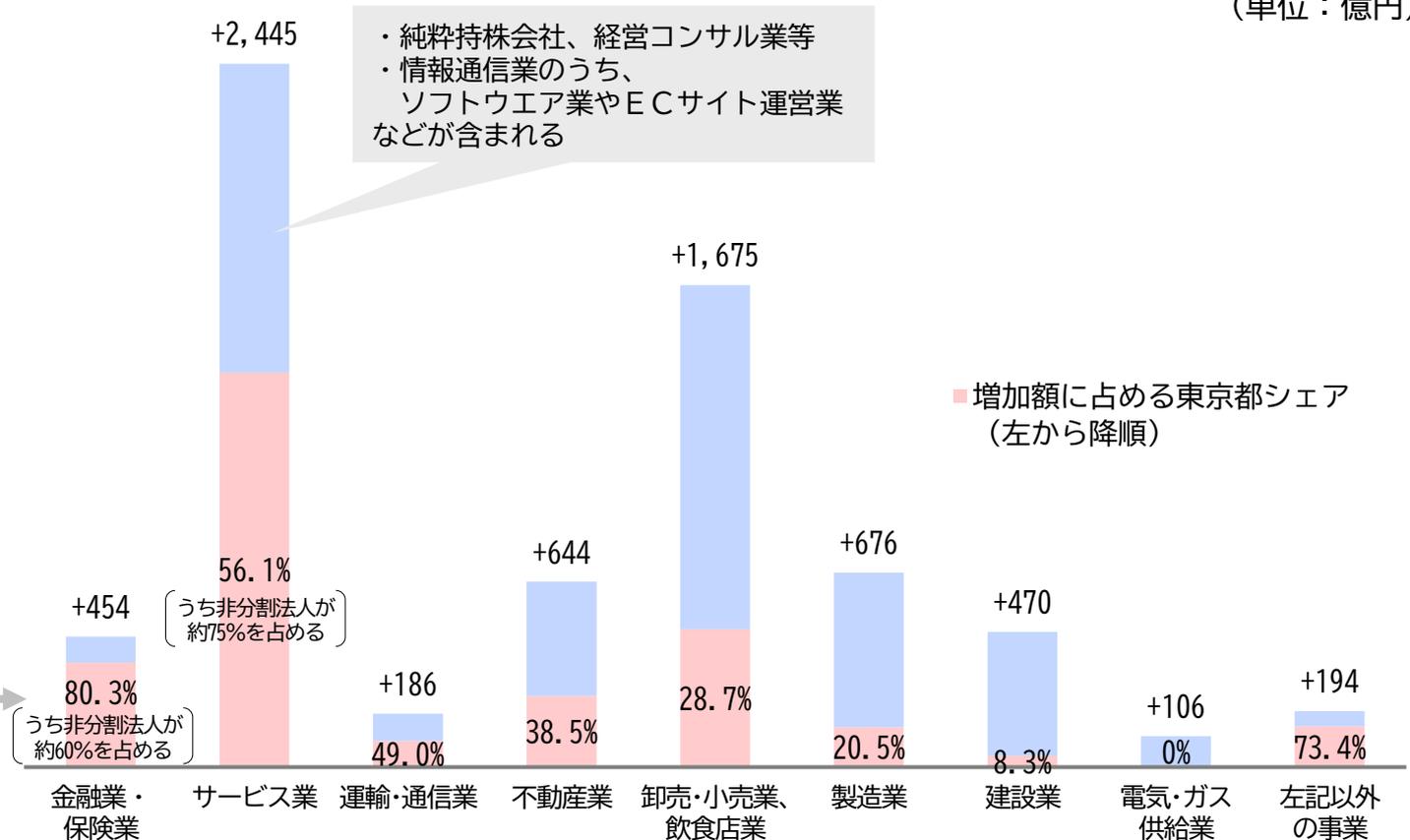
- 直近5年間で法人事業税収は0.7兆円増加、このうち東京都の増加額が4割超。
- 最も増加額が大きい業種はサービス業※であり、この増加額の56%を東京都が占め、東京都のみに納税する法人（非分割法人）の増加額が大きい。 ※純粋持株会社・経営コンサル業等、ソフトウェア業、ECサイト運営業などが含まれる

法人事業税収



業種別の増加額、増加額に占める東京都シェアの状況

(単位：億円)



※各都道府県に分割された課税標準(現年度確定申告分)に、現在(R7)適用されている標準税率を乗じて集計したもの。年度間の制度の違い、各都道府県で適用されている税率の違いの影響を除いている。

(出所) 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」より作成

元東京経済大学教授 長岡貞男他「東京の産業集積の特徴」(2019) (抜粋)

- 東京への集中度が高い産業は、情報通信、金融保険など各企業の本社へのサービスを行う産業が多い。
- 情報通信業において企業向けの情報システムを設計する場合、そのサービス契約の相手は企業の本社となる場合が多い。企業の情報システムの設計に当たっては企業全体の業務との調整が必要であり、そのシステムは全社的に導入されることが多いからである。これを反映して、企業の内部の情報サービス部門自体が本社・本店にある場合が多い。
- また、金融・保険サービスについても企業における資金調達（銀行借入れ、社債の発行）や資金運用は企業全体の資金需給をまとめて行われており、本社が統括して行っている。研究開発について言えば、工場に付置されていたり、独立した組織が研究所と別途の場所に設置される場合もあるが、本社と同じ場所に置かれている場合も少なくない。調査企画、国際事業、知財管理なども本社業務である。(中略)
- したがって、東京への産業集積の重要なメカニズムとして以下が示唆される。東京への本社機能の集積が、本社機能を支援する産業の東京への集積をもたらす。本社・本店への機能集積の経済が大きい情報通信産業や金融産業では、特にこの集積の力が強い。同時に、本社支援産業の集積は、更に東京に他の本社を集積させるインセンティブを強める。本社の集積には、各支援産業の集積を通じた間接ネットワーク外部性に加えて、本社が関与する取引契約を一層便利にするという直接的なネットワーク外部性も作用する。

東京都に本社が所在する法人シェアの変化

○ 中小企業も含め東京都への法人の集中が進行。加えて、資本金規模の大きい法人ほど東京都に集中。

○資本金区分別法人数

	東京都		46道府県	
中小法人 (1億円以下)	H25	49.9万法人 (20.4%)	H25	194.0万法人 (79.6%)
	R5	61.0万法人 (22.1%)	R5	215.2万法人 (77.9%)
中堅法人 (1億円超～ 50億円未満)	H25	9,946法人 (46.1%)	H25	11,637法人 (53.9%)
	R5	8,461法人 (51.5%)	R5	7,961法人 (48.5%)
大法人 (50億円以上)	H25	1,557法人 (61.3%)	H25	984法人 (38.7%)
	R5	1,698法人 (64.6%)	R5	931法人 (35.4%)

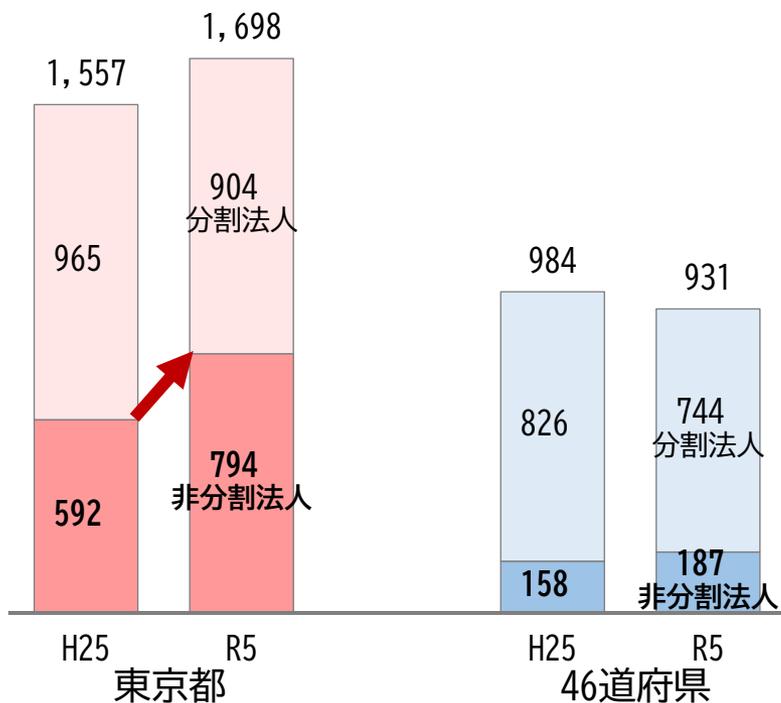
(出所) 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」より作成

大法人(資本金50億円以上)の東京都への集中

- 大法人において東京都以外に支店を持たず東京都のみに納税する法人(非分割法人)が増加。
- 最近10年間で設立された大法人の2/3が東京都に本店を設置し、東京本社以外に事務所を有しない法人が半数を占めている。

大法人(資本金50億円以上)の本社所在地

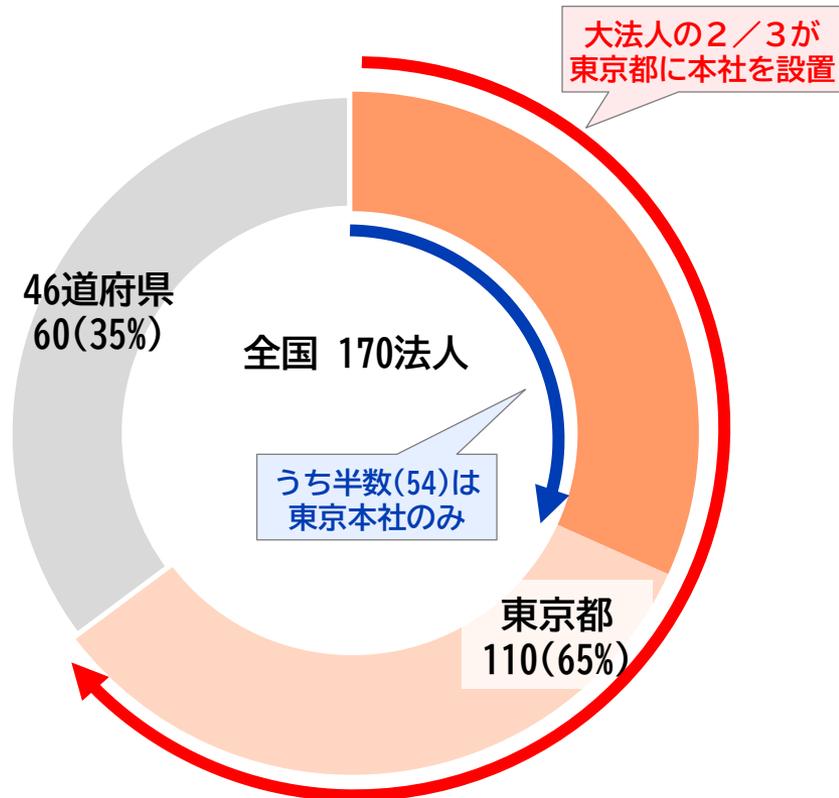
(単位：法人)



(出所) 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」より作成

新設大法人(資本金50億円以上)の本社所在地の状況

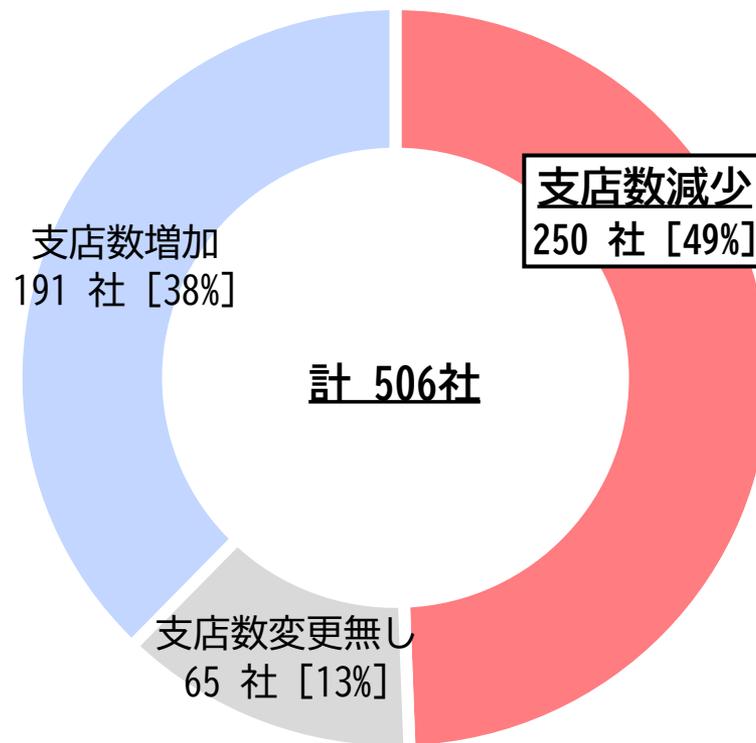
※平成27年度～令和6年度に設立された企業を抽出



(出所) 株式会社東京商工リサーチ「TSR企業情報ファイル」より作成

大法人(資本金50億円以上)における支店数の減少

○ 大法人（資本金50億円以上）においては、直近10年間で約半数の企業が支店数を減少（H26→R6）。



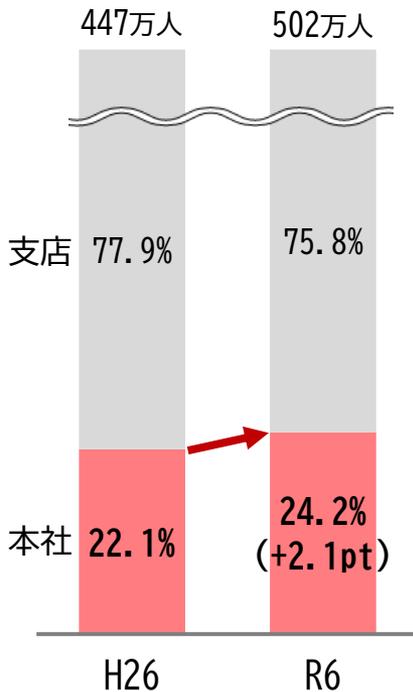
※H26調査・R6調査のいずれも調査対象となっている支店を有する東京都本店所在企業（5,240社）を分析したもの。

支店から東京本社への従業員の集中

- 東京都に本社が所在する企業では、本社部門の従業員数の割合が増加。
- 本社における経理・人事等の一元管理や、本社事業部門の拡大などが背景にあると考えられる。

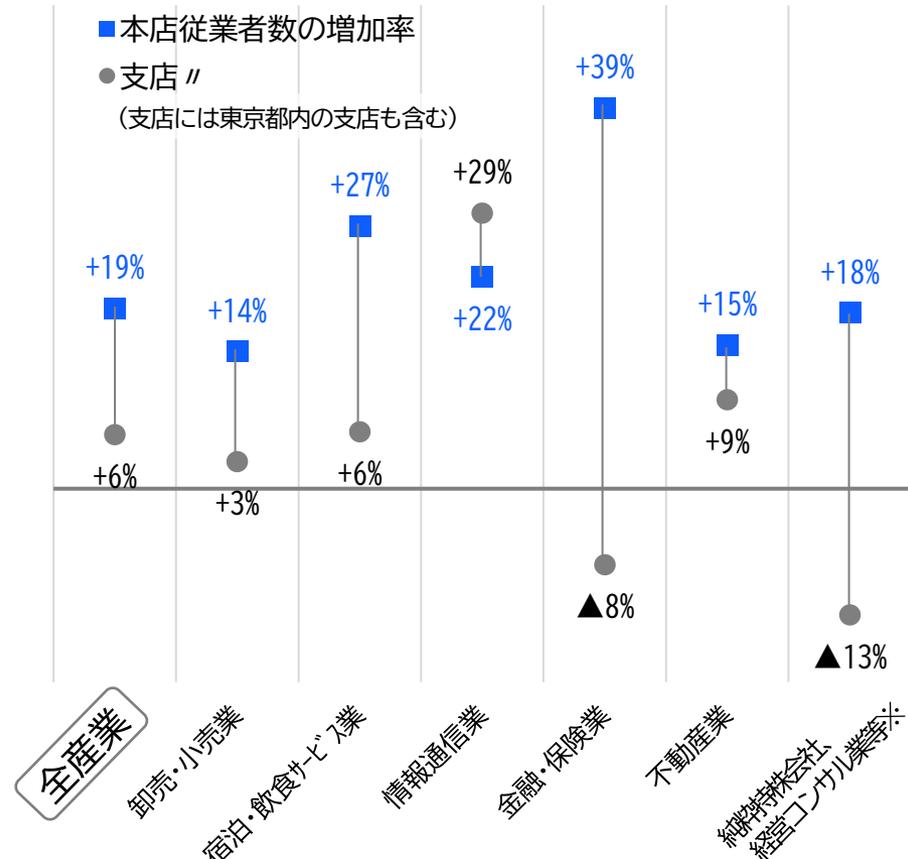
本社・支店の従業員数の割合 (H26→R6)

東京都本社企業



- 本社
 - 本社機能部門 (経理・人事、調査・企画など)
37万人 → 45万人 (+24%)
 - 本社事業部門 (商業、各サービス事業など)
62万人 → 72万人 (+15%)
- 支店 (支店には東京都内の支店も含む)
348万人 → 368万人 (+6%)

業種別の本社・支店の従業員数の増加率



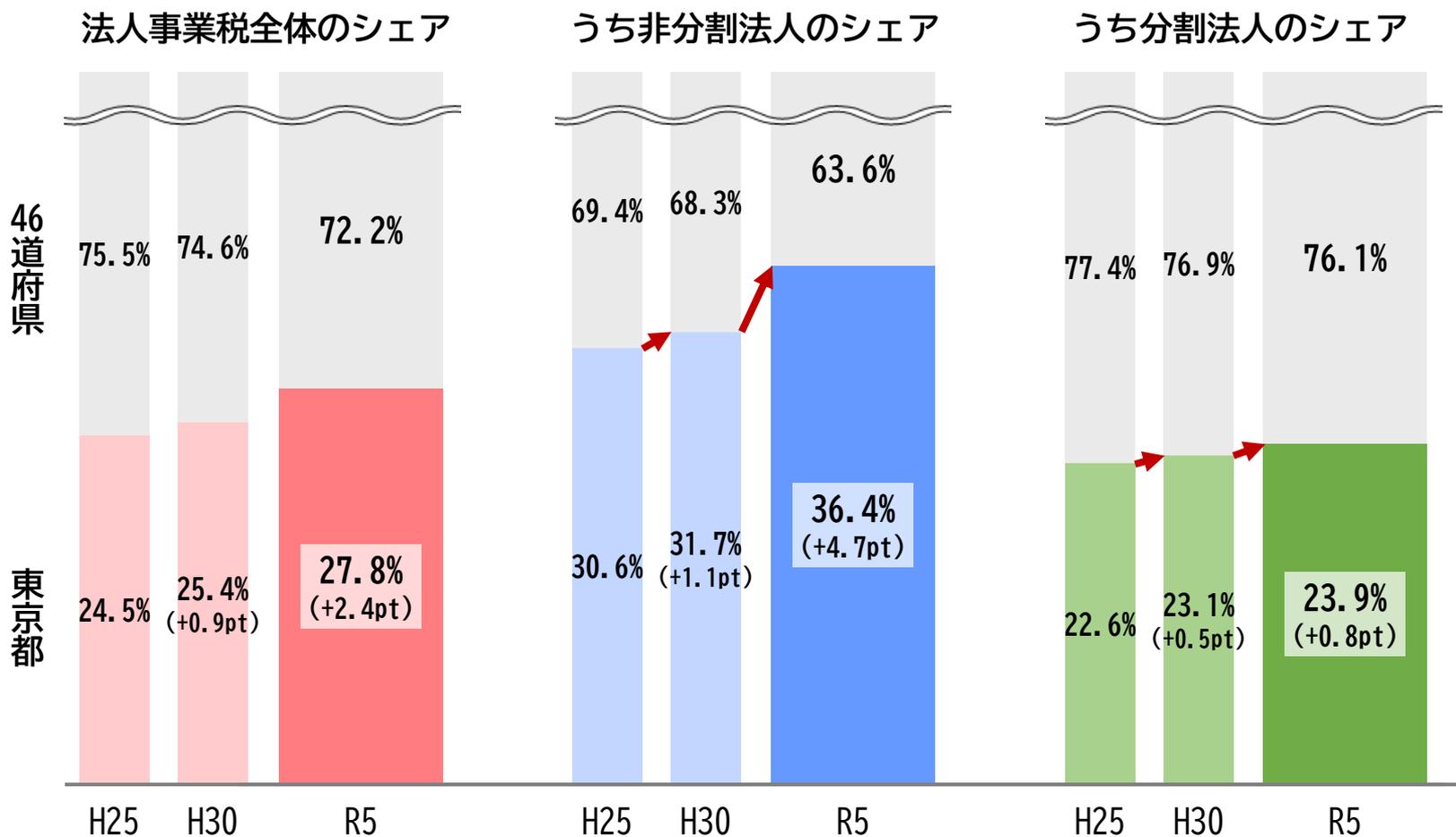
※H26調査・R6調査のいずれも調査対象となっている支店を有する東京都本社所在企業 (5,240社) を分析したもの。

(注) 産業別の内訳は、県内総生産の東京都シェアが20%超の産業を抽出している。
※学術研究、専門・技術サービス業

(出所) 経済産業省「企業活動基本調査」の調査票情報を独自集計したもの

法人事業税における課税ベースの東京都シェア (H25→R5年度)

- 直近10年間のうち、足下の5年間で東京都への課税ベースの集中が加速。
- 特に、東京都のみに納税する非分割法人の課税ベースシェアの伸びが大きい。
- 分割法人についても、本社機能の強化などを背景として従業者数に基づき分割されるシェアが伸びている。



※各都道府県に分割された課税標準に、現在(R7)適用されている標準税率を乗じて集計したもの。年度間の制度の違い、各都道府県で適用されている税率の違いの影響を除いている。

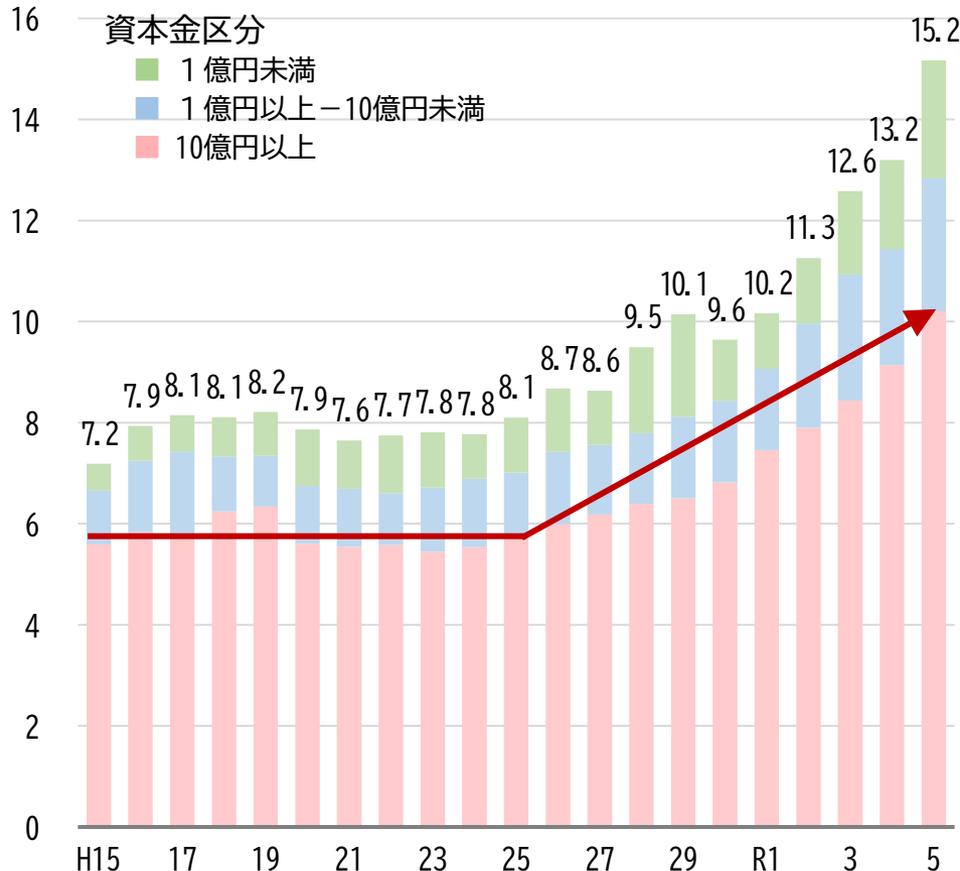
(出所) 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」より作成

大法人におけるDX投資による経営の効率化

- 企業のDX投資等を背景として、最近10年間で「ソフトウェア」の資産残高が大きく増加。
- 資本規模の大きい法人ほど、業務のDX化といった業務効率化に取り組みやすく、本店への機能集中や支店の統廃合に繋がっていると指摘されている。

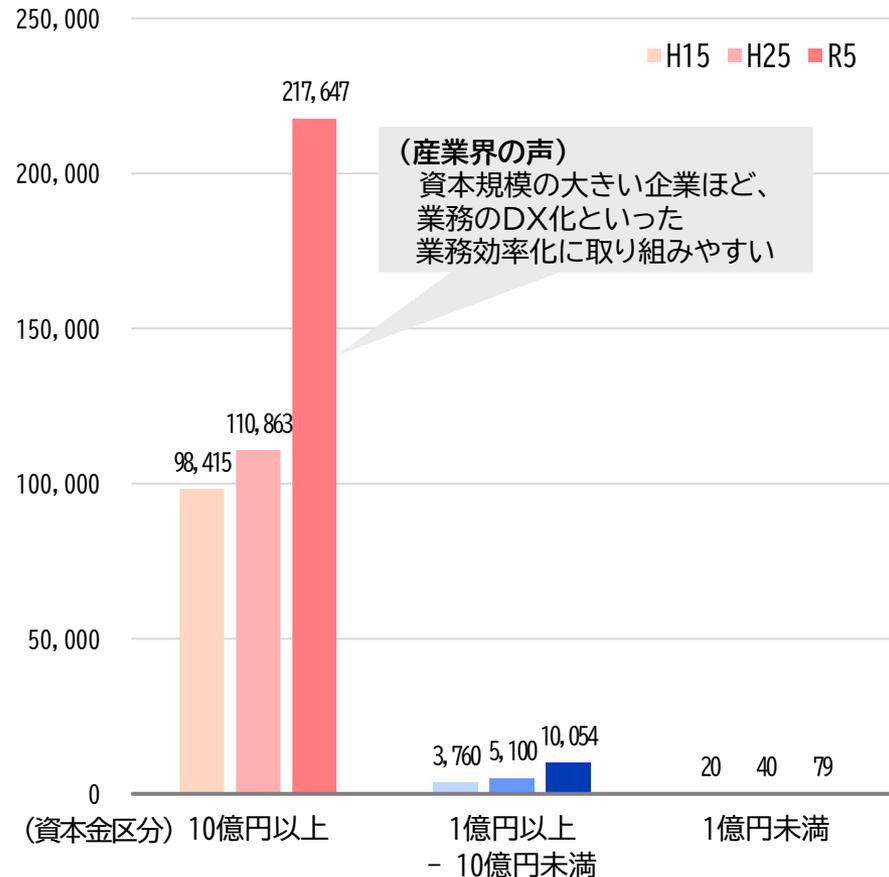
ソフトウェア資産残高の推移 (単位：兆円)

※金融業・保険業以外の業種



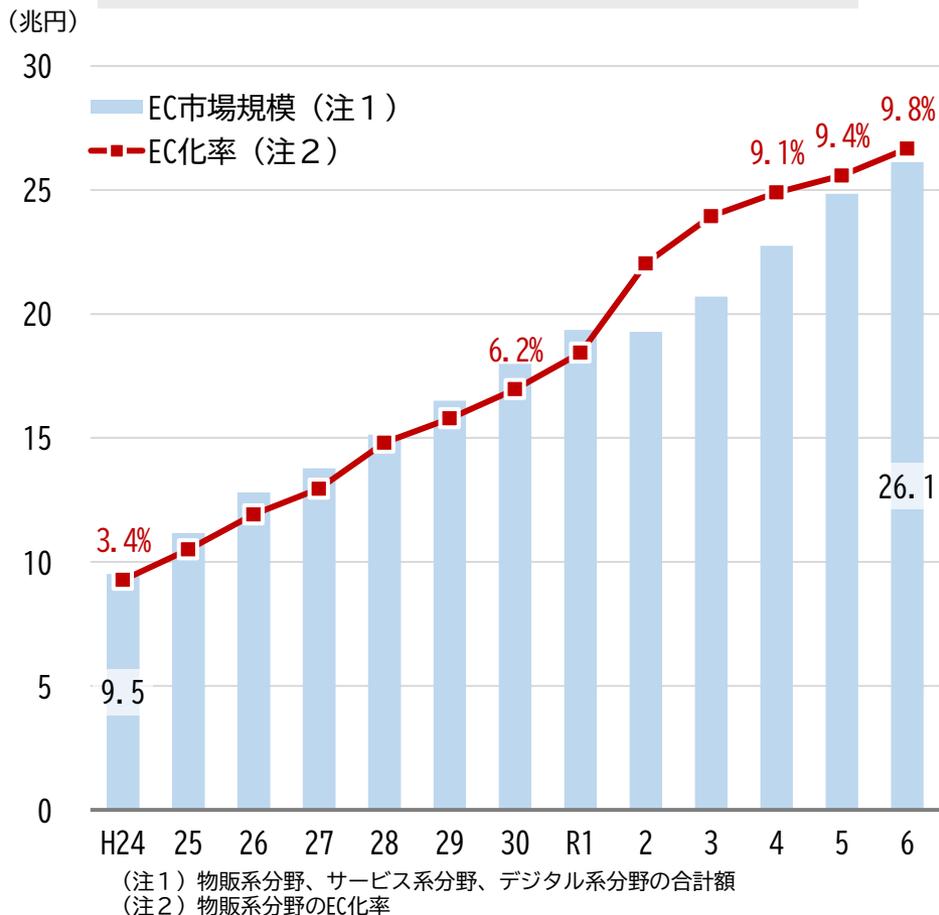
(出所) 財務省「法人企業統計」より作成

1社当たりのソフトウェア資産残高の状況 (単位：万円)

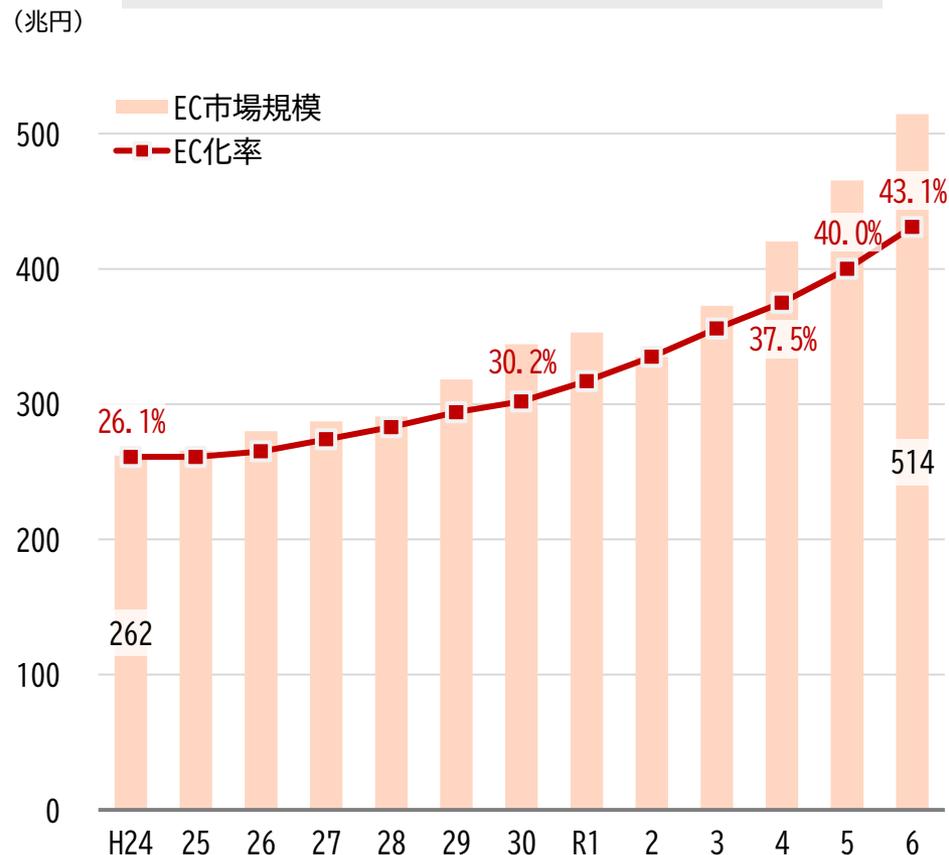


- 電子商取引（BtoC-EC・BtoB-EC）の進展により、店舗を必要としない事業形態が拡大。
- 特にBtoC分野においては、コロナ禍以降EC化率が大きく増加。

BtoC-EC市場規模 及び EC化率の推移



BtoB-EC市場規模 及び EC化率の推移



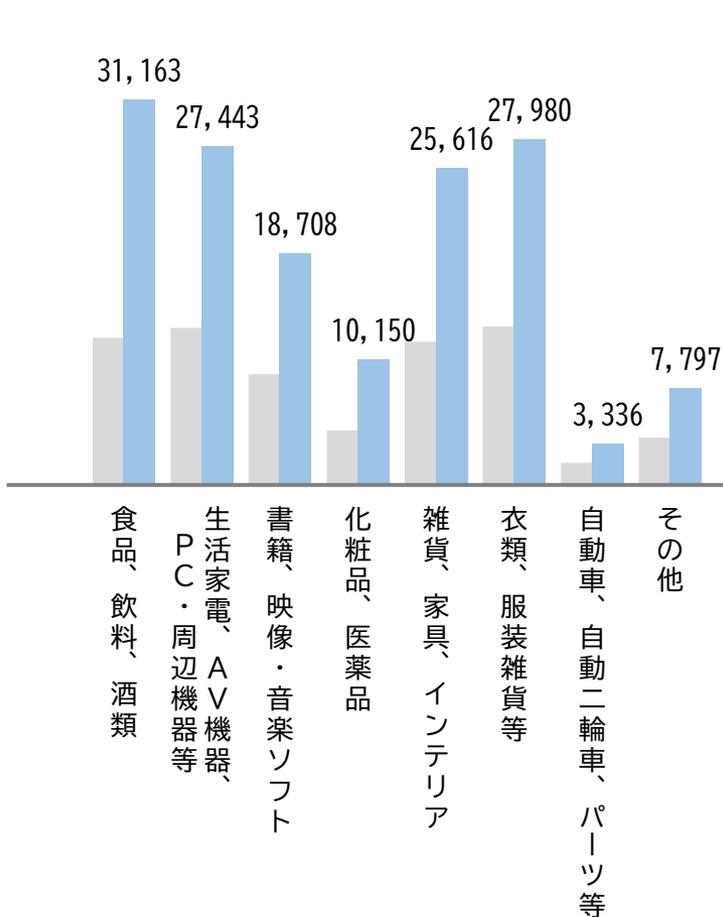
電子商取引(BtoC-EC)の拡大

○ 物販系・サービス系・デジタル系のいずれの分野においても、10年前と比べEC市場規模が2倍程度に拡大。

■ H26、■ R6 (単位：億円)

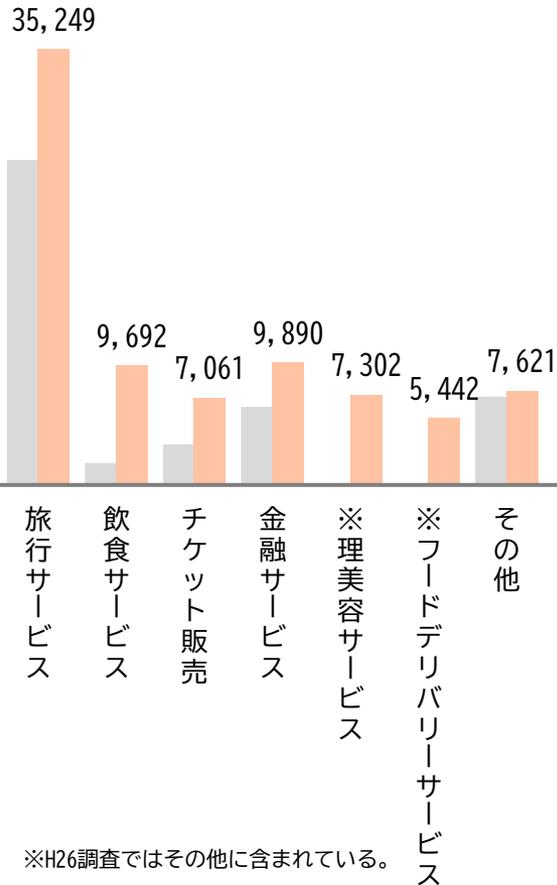
物販系分野

(6.8兆円 → 15.2兆円、2.2倍)



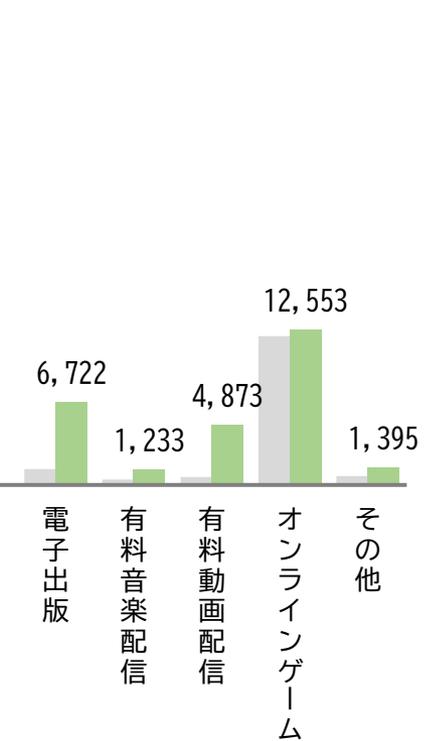
サービス系分野

(4.5兆円 → 8.2兆円、1.8倍)



デジタル系分野

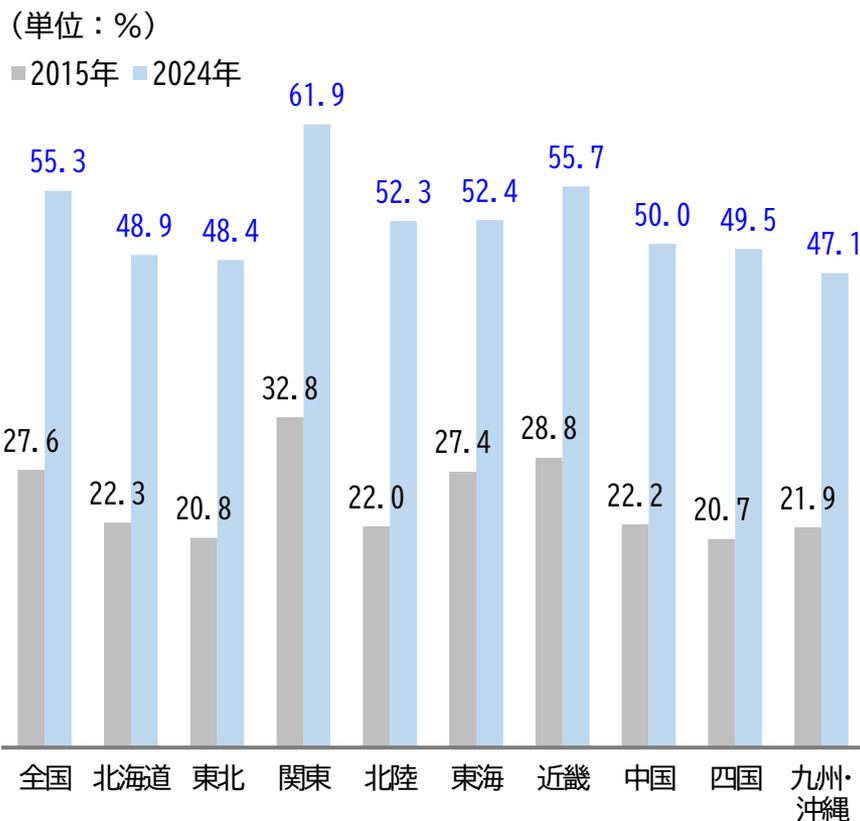
(1.5兆円 → 2.7兆円、1.8倍)



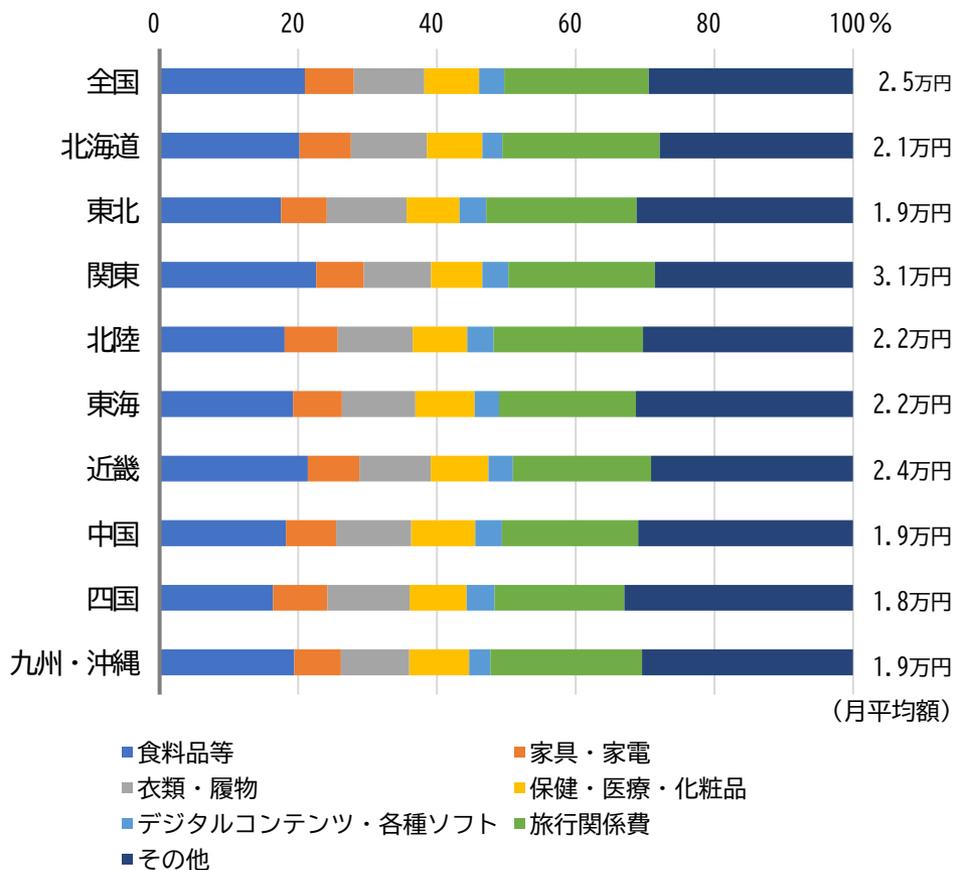
ネットショッピングの地域別利用状況(二人以上の世帯)

- 全国的にネットショッピングの利用世帯が拡大。いずれの地域でも約半数の世帯が利用。
- EC事業者は全国的に事業活動を行っていると考えられる。

地域別の利用世帯の割合 (2015→2024)

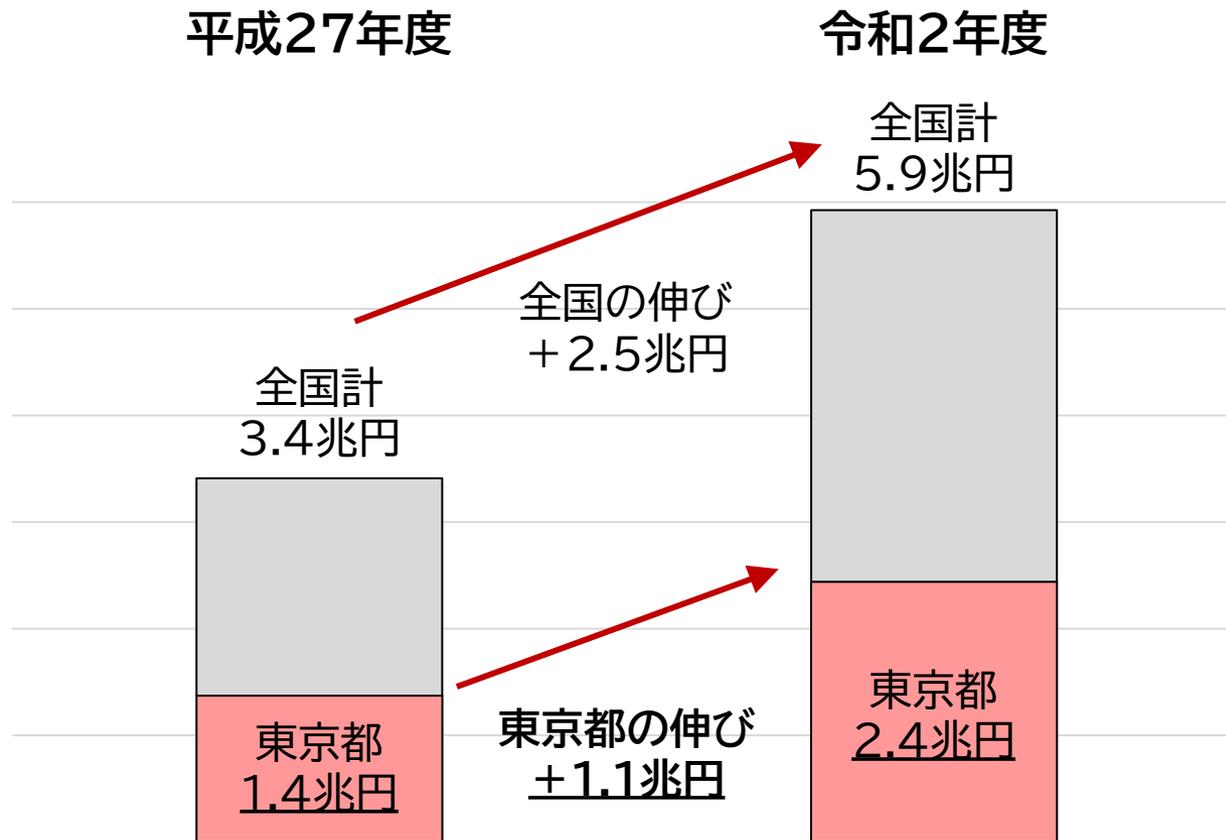


支出額に占める各項目の割合 (2024)



インターネット販売額に占める東京都のシェア

- 近年、インターネット販売額が大きく伸びている中、東京都のインターネット販売額に占める全国シェアは4割を超えて推移しており、店頭販売のシェアに比して著しく高い状態となっている。
- 平成27年度から令和2年度にかけて、インターネット販売額の全体額はおよそ2.5兆円伸長したが、うち1.1兆円を東京都が占める。



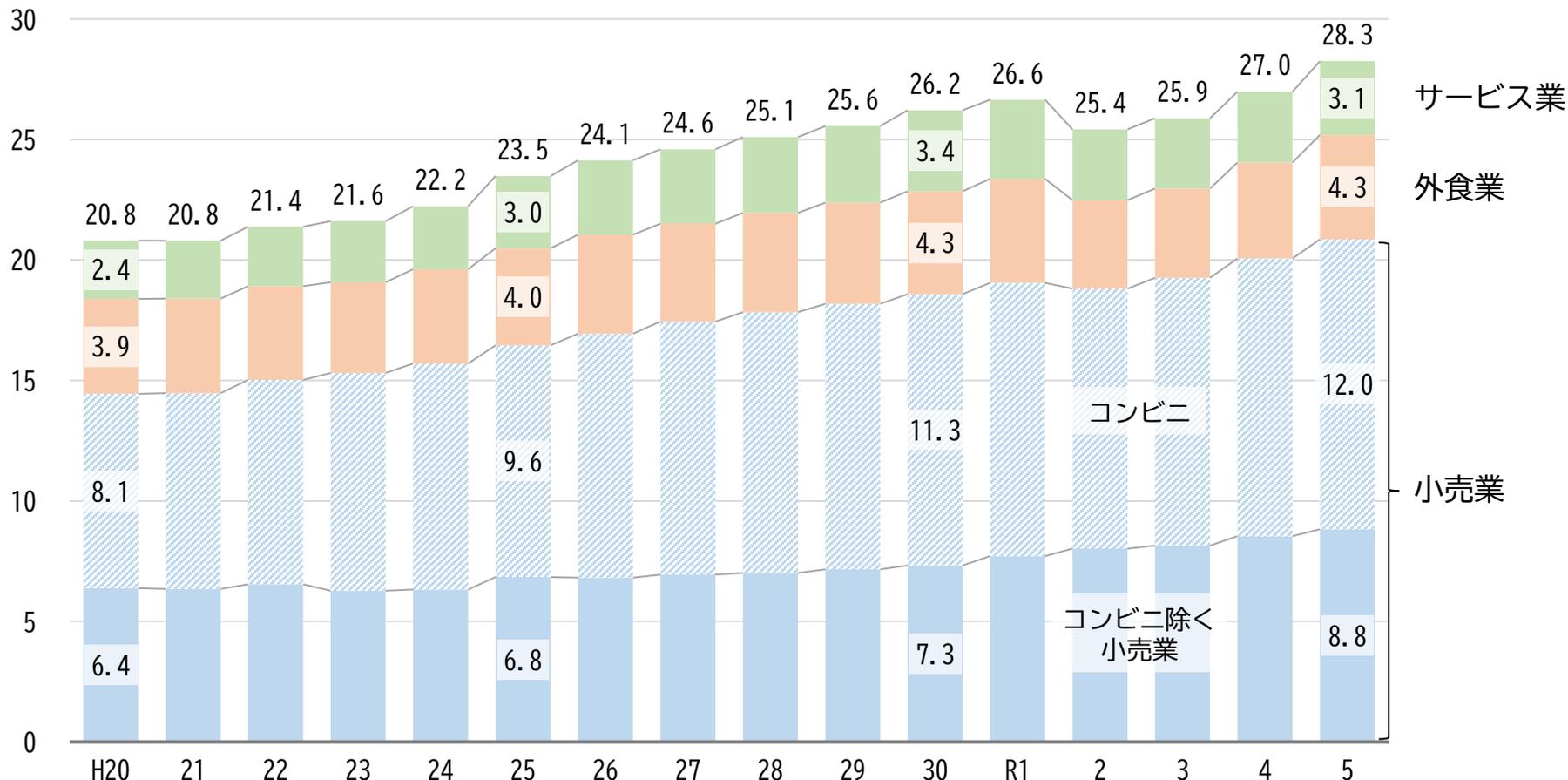
(参考)店頭販売額の東京都シェア

13.4%

12.5%

○ フランチャイズ事業の売上高は、コロナ禍により外食業・サービス業を中心に減少に転じたが、足下では増加。

売上高の推移（単位：兆円）



※サービス業には、レジャー・ホテル、リース・レンタル、その他サービスが含まれる。

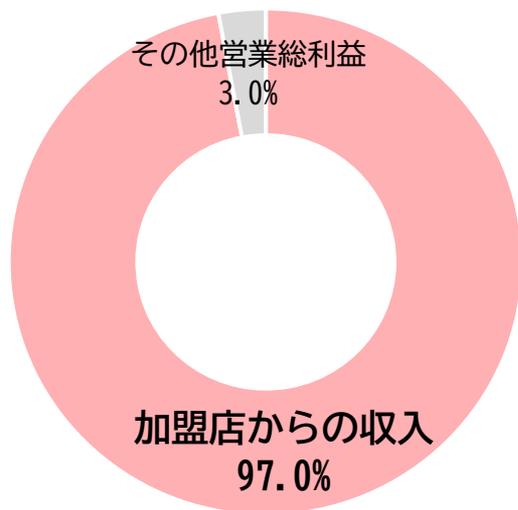
大手コンビニ3社における収入構造

○ 大手コンビニ3社の収入構造をみると、営業総利益※のうち加盟店からの収入(フランチャイズ料等)が大半を占めている。

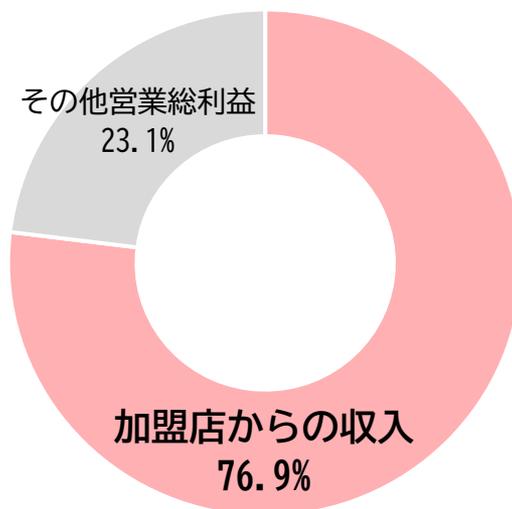
※営業総利益 = 直営店における売上総利益(粗利)・営業収入 + 加盟店からの収入(フランチャイズ料等)

<営業総利益に占める加盟店からの収入シェア>

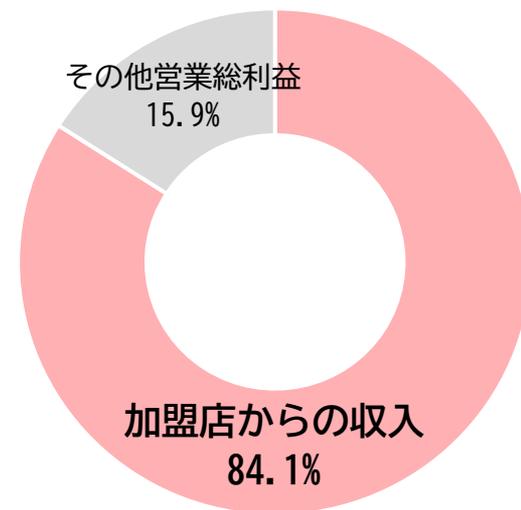
A社 (本社：東京都)



B社 (本社：東京都)



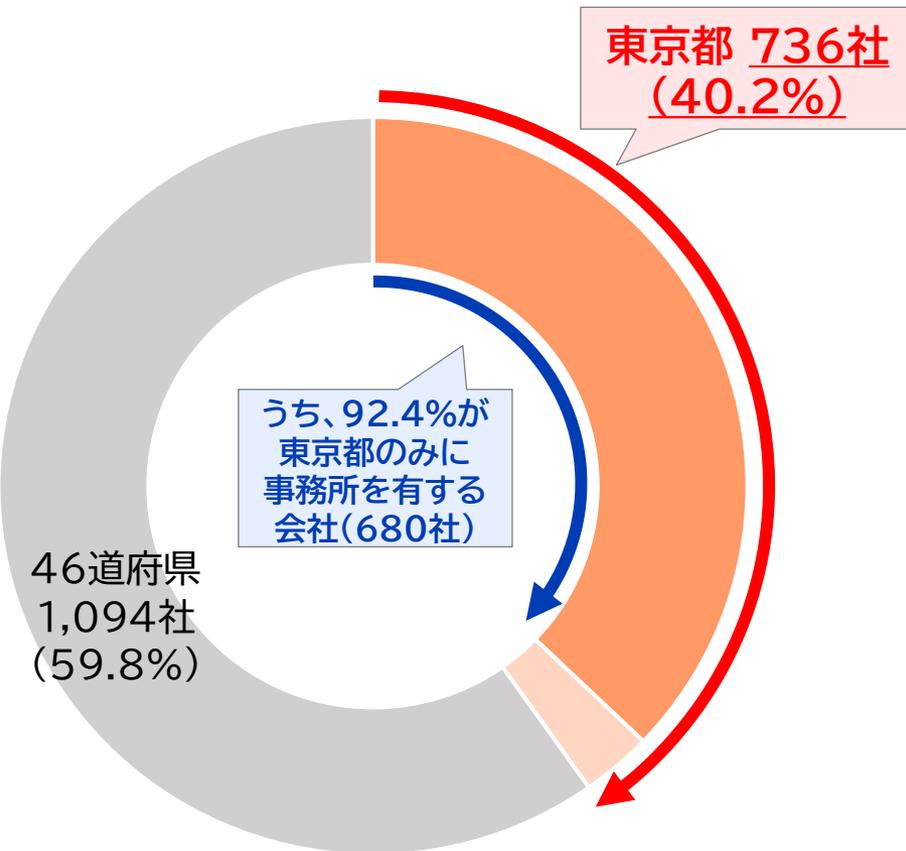
C社 (本社：東京都)



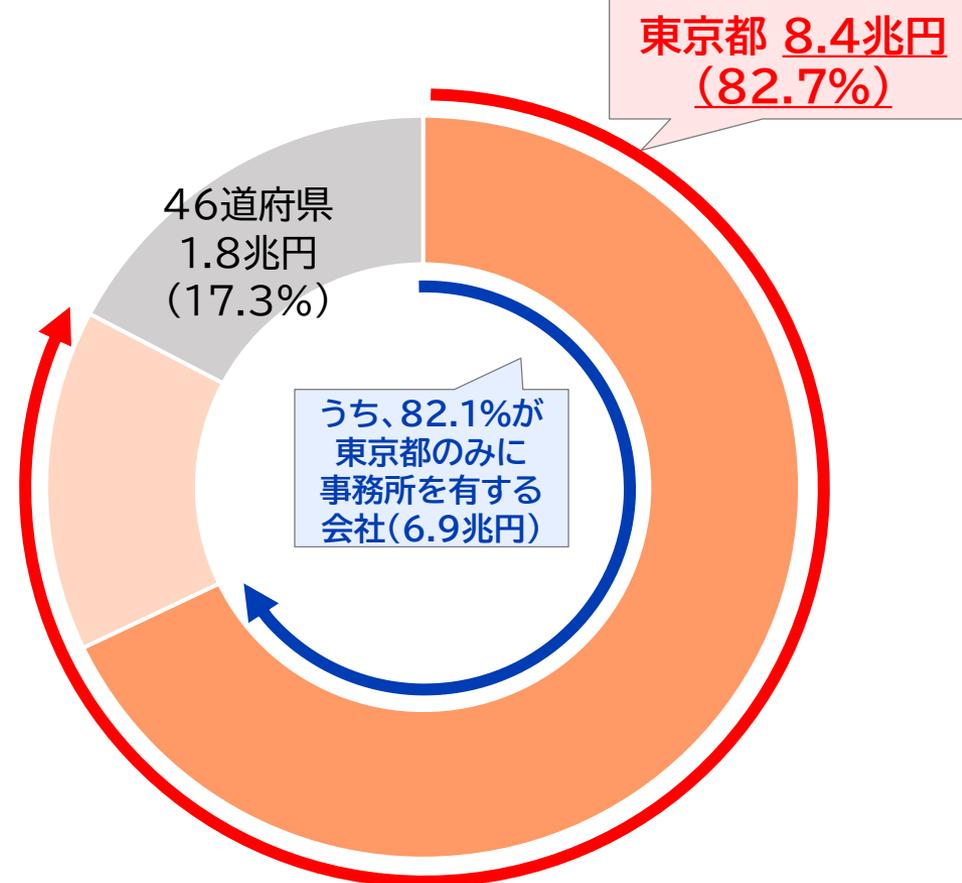
純粋持株会社について(令和2年度数値)

- 純粋持株会社の全国の会社数に占める東京都のシェアは4割を超えている。
- 売上額の全国に占める東京都のシェアは8割を超えており、会社数に比して売上額のシェアが著しく高い。

会社数
全国計:1,830社

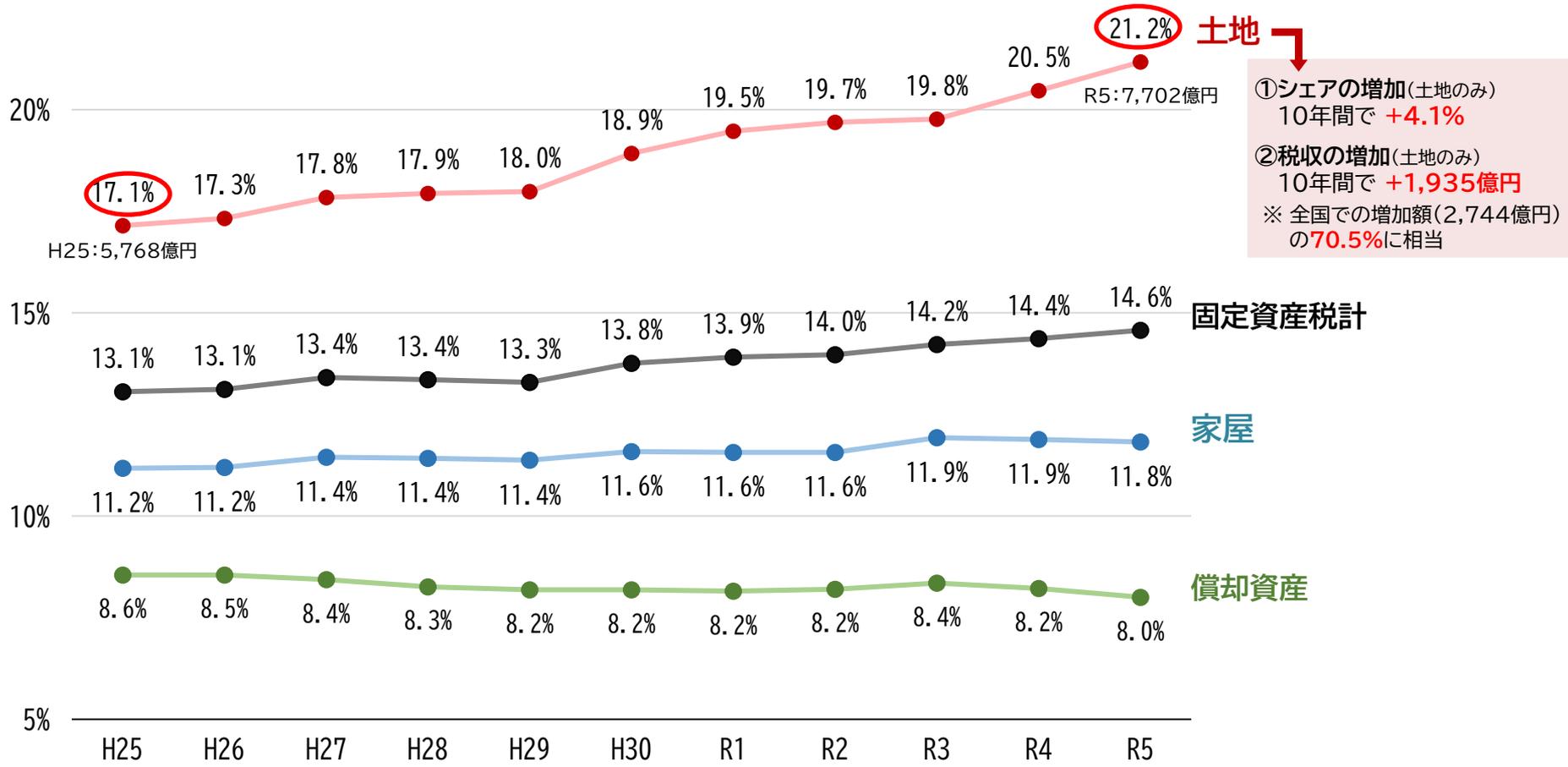


売上金額
全国計:10.2兆円



全国に占める東京都(特別区)の固定資産税収シェアの推移等

- 土地の固定資産税については、全国に占める東京都(特別区)のシェアが年々拡大傾向にあり、この10年間で+4.1%、令和4年度以降は、全国の20%を超えている。(10年間の増加額は約1,935億円であり、全国増加額の約70.5%に相当。)
- 家屋・償却資産のシェアについては、ほぼ横ばいとなっている。



①シェアの増加(土地のみ)
10年間で +4.1%

②税収の増加(土地のみ)
10年間で +1,935億円

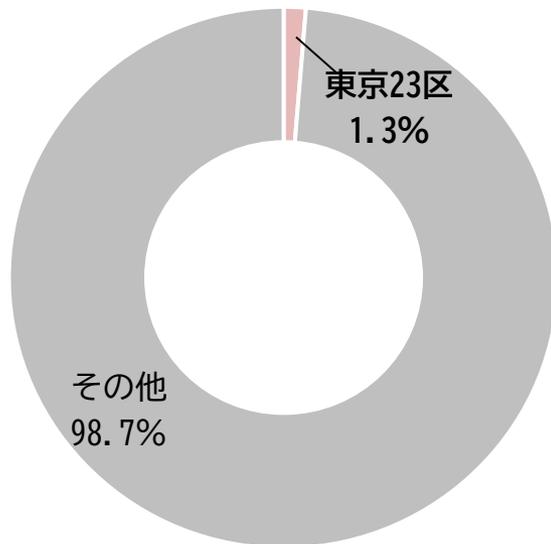
※ 全国での増加額(2,744億円)の70.5%に相当

※1 表示単位未満四捨五入の関係で、土地の令和5年度税収(7,702億円)と平成25年度税収(5,768億円)の差額と10年間の増加額(1,935億円)が一致しない。
 ※2 税収には超過課税及び大規模償却資産にかかる道府県課税分を含まない。
 ※3 都の特例により、特別区内は東京都が課税している。また、固定資産税収は、都区財政調整制度による東京都と特別区の財源調整を行う前の金額である。

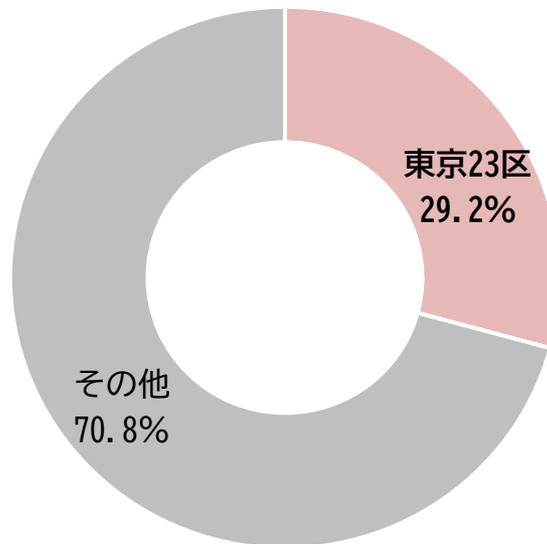
東京23区への商業地及びオフィスの集中

- 商業地に関する東京23区のシェアは、面積ベースでは、全国で1.3%だが、土地の評価額ベースで見れば、29.2%と集中している。
- 県庁所在地のうち、延床面積ベースで、55%超のオフィスが東京23区に集中している。

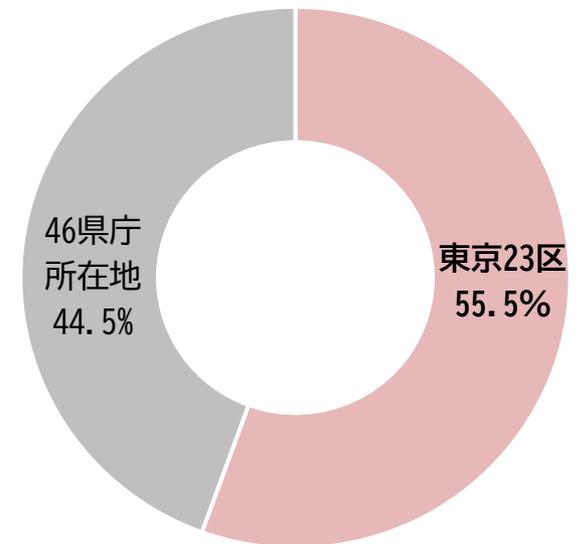
①面積（商業地）



②評価額（商業地）



③賃貸オフィス



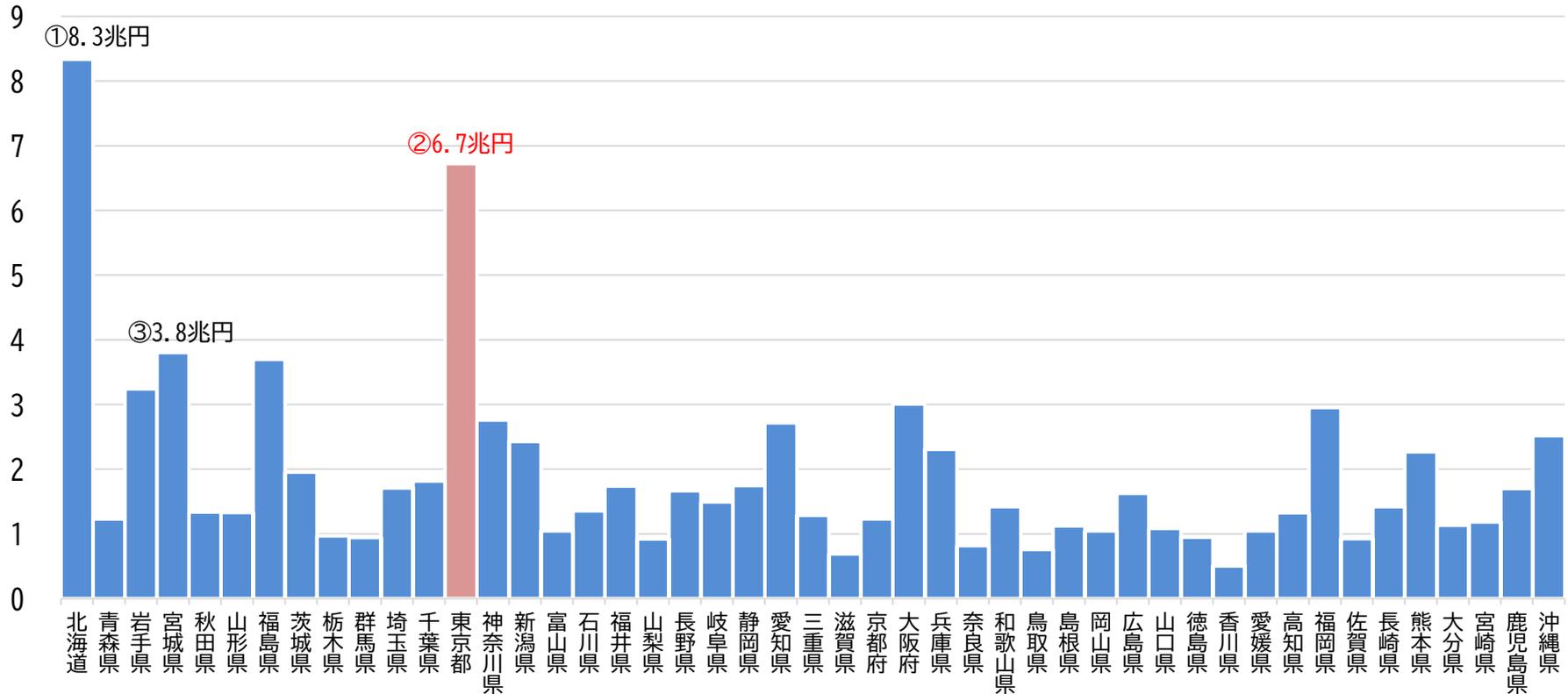
(出所) ①、② 総務省「令和6年度固定資産の価格等の概要調書」

③日本不動産研究所「全国賃貸オフィスストック調査(2025年1月現在)」をもとに作成

国による行政投資の状況①

○ 東京都には、北海道に次ぐ国費による行政投資が行われている。

単位：兆円



※1 「一般事業」及び「公営企業」における「行政投資」のうち、「国費」を合計したものである(平成25年度から令和4年度決算までの10年間の合計)。

※2 「一般事業」は、道路、街路、都市計画、港湾、農林水産、住宅、環境衛生、厚生福祉、治山治水、海岸保全、文教施設、失業対策、災害復旧、官庁営繕、空港、鉄道、その他の17事業、「公営企業」は、水道、工業用水道、軌道、自動車運送、地下鉄、船舶、電気、ガス、港湾整備、病院、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、公共下水道、有料道路、駐車場、介護サービス、その他の19事業を指す。

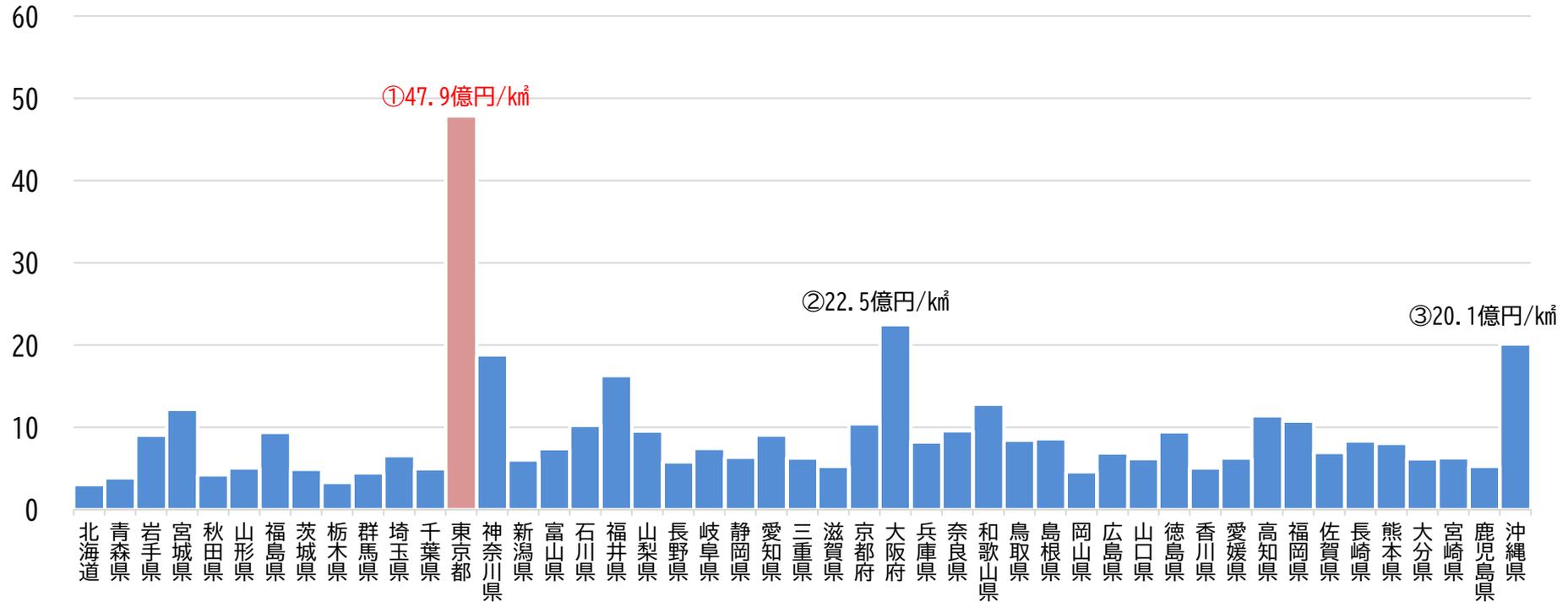
※3 「行政投資」とは、国、都道府県、市町村が主体となる事業のうち、整備事業費(用地費、補償費を含む。)、施設の維持補修費(事業費支弁に係る人件費、旅費、庁費等)及び計画調査費の歳出決算額を指す。

※4 「国費」は、①国が事業主体となる場合の国費、②都道府県が事業主体となる場合の国費、③都道府県内の市町村が事業主体となる場合の国費の合計値である。

国による行政投資の状況②

○ 可住地単位面積1km²あたりでは、東京都には、大阪府の2倍以上の国費による行政投資が行われている。

単位：億円/km²



※1 「一般事業」及び「公営企業」における「行政投資」のうち、「国費」を合計したものである（平成25年度から令和4年度決算までの10年間の合計）。

※2 「一般事業」は、道路、街路、都市計画、港湾、農林水産、住宅、環境衛生、厚生福祉、治山治水、海岸保全、文教施設、失業対策、災害復旧、官庁営繕、空港、鉄道、その他の17事業、「公営企業」は、水道、工業用水道、軌道、自動車運送、地下鉄、船舶、電気、ガス、港湾整備、病院、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、公共下水道、有料道路、駐車場、介護サービス、その他の19事業を指す。

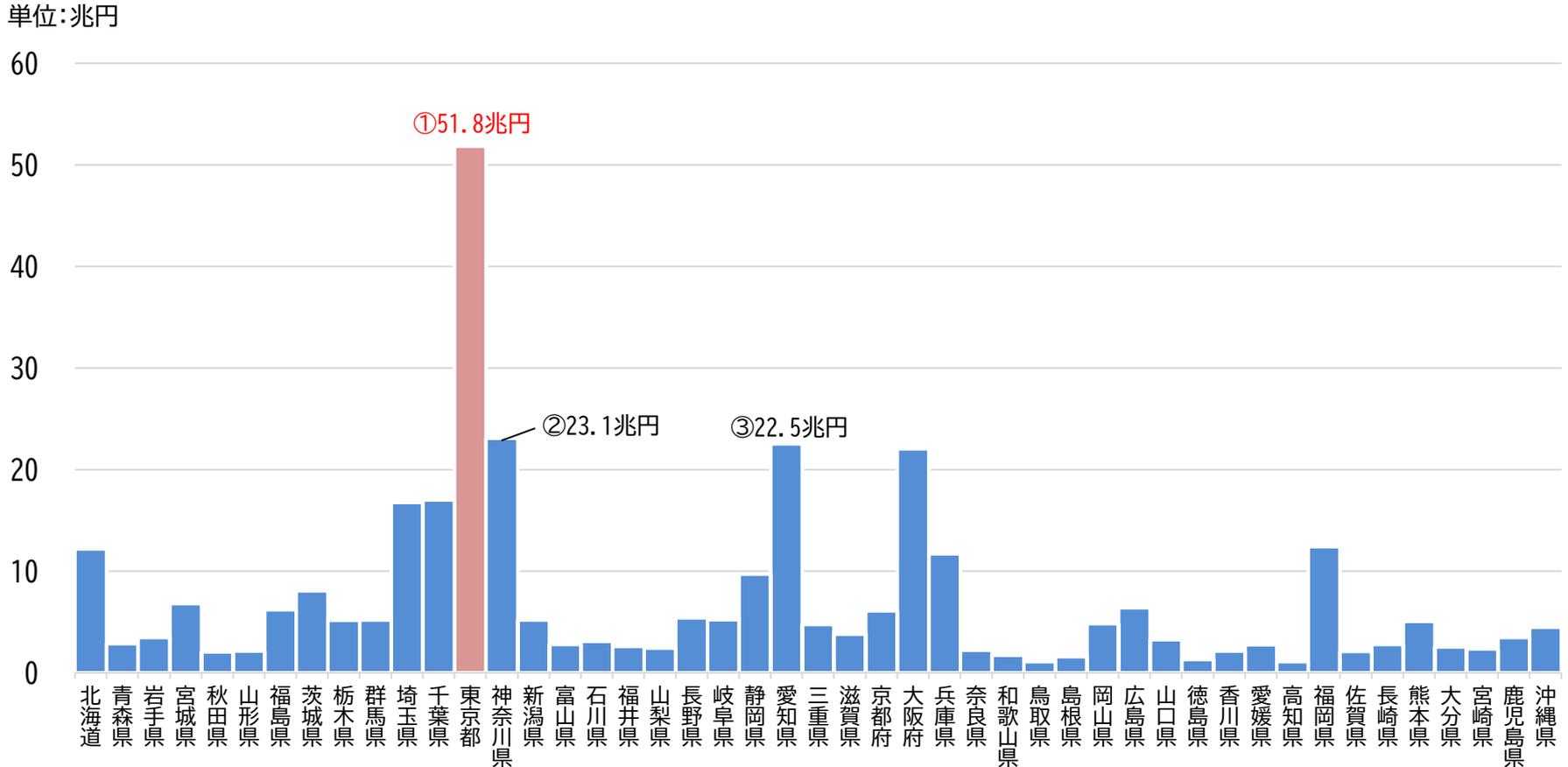
※3 「行政投資」とは、国、都道府県、市町村が主体となる事業のうち、整備事業費（用地費、補償費を含む。）、施設の維持補修費（事業費支弁に係る人件費、旅費、庁費等）及び計画調査費の歳出決算額を指す。

※4 「国費」は、①国が事業主体となる場合の国費、②都道府県が事業主体となる場合の国費、③都道府県内の市町村が事業主体となる場合の国費の合計値である。

※5 可住地面積は全面積から林野面積と湖沼面積を差し引いたものであり、林野庁「森林資源現況」（令和4年3月31日現在）及び国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和5年1月1日現在）の数値を使用している。

民間による建設投資の状況①

○ 東京都には、神奈川県の上の民間による建設投資が行われている。



※1 「建設投資額」は、令和5年度までは国土交通省「令和6年度(2024年度)建設投資見通し」、令和6~7年度は(一財)建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し(2025年1月)」によるものであり、都道府県毎の金額は「建設総合統計」(国土交通省)の都道府県別出来高等をもとに、同研究所が按分して算出したもの(名目値ベース)。

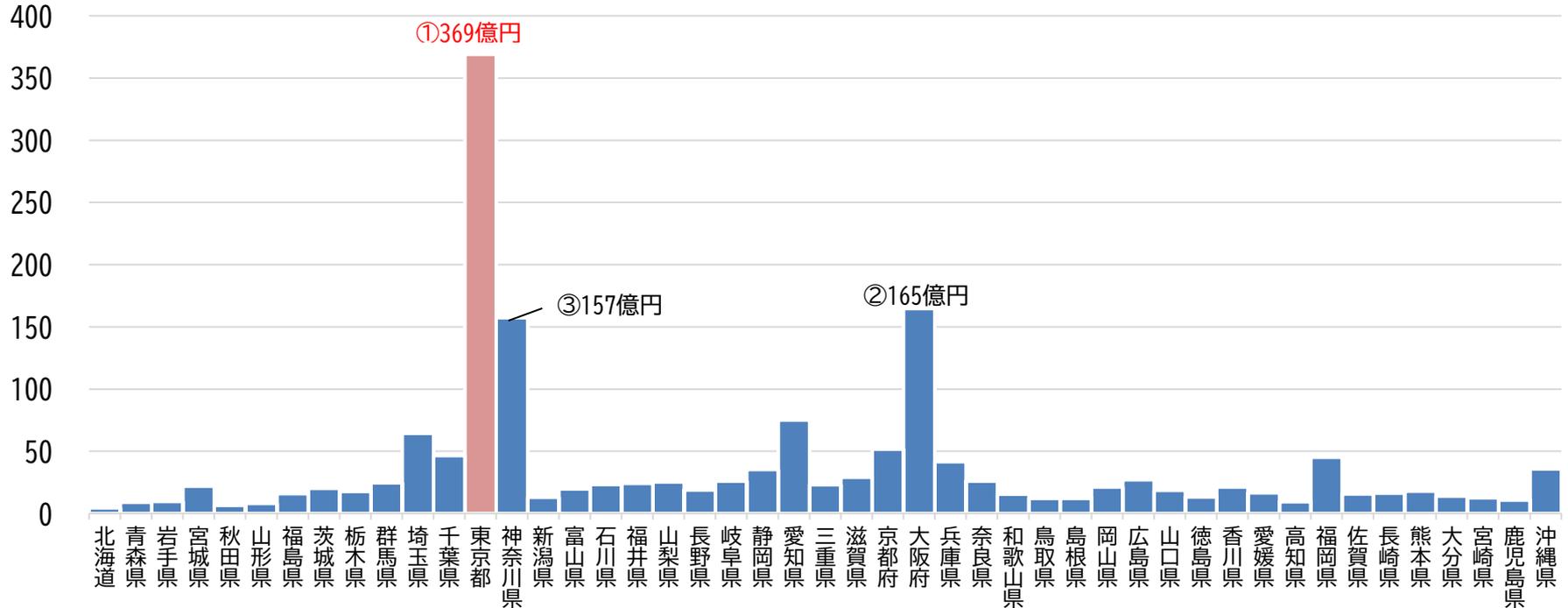
※2 民間住宅投資(持ち家、マンションなど)、民間非住宅投資(オフィス、店舗、工場など)、民間土木投資(鉄道、電力など)を合計したものであり、政府住宅投資、政府非住宅投資、政府建築補修(改装・改修)、政府土木投資、民間建築補修(改装・改修)は含まない。

※3 ※1により算出された各年度における民間住宅投資、民間非住宅投資、民間土木投資について、平成28年度から令和7年度までの10年間分を合計したもの。

民間による建設投資の状況②

○ 可住地単位面積1km²あたりでは、東京都には、大阪府の2倍以上の民間による建設投資が行われている。

単位:億円/km²



※1 「建設投資額」は、令和5年度までは国土交通省「令和6年度(2024年度)建設投資見通し」、令和6~7年度は(一財)建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し(2025年1月)」によるものであり、都道府県毎の金額は「建設総合統計」(国土交通省)の都道府県別出来高等をもとに、同研究所が按分して算出したもの(名目ベース)。

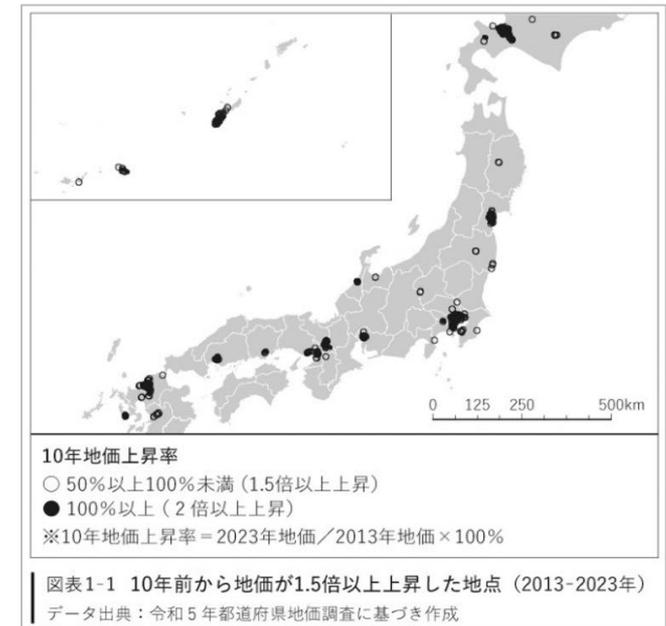
※2 民間住宅投資(持ち家、マンションなど)、民間非住宅投資(オフィス、店舗、工場など)、民間土木投資(鉄道、電力など)を合計したものであり、政府住宅投資、政府非住宅投資、政府建築補修(改装・改修)、政府土木投資、民間建築補修(改装・改修)は含まない。

※3 ※1により算出された各年度における民間住宅投資、民間非住宅投資、民間土木投資について、平成28年度から令和7年度までの10年間分を合計したもの。

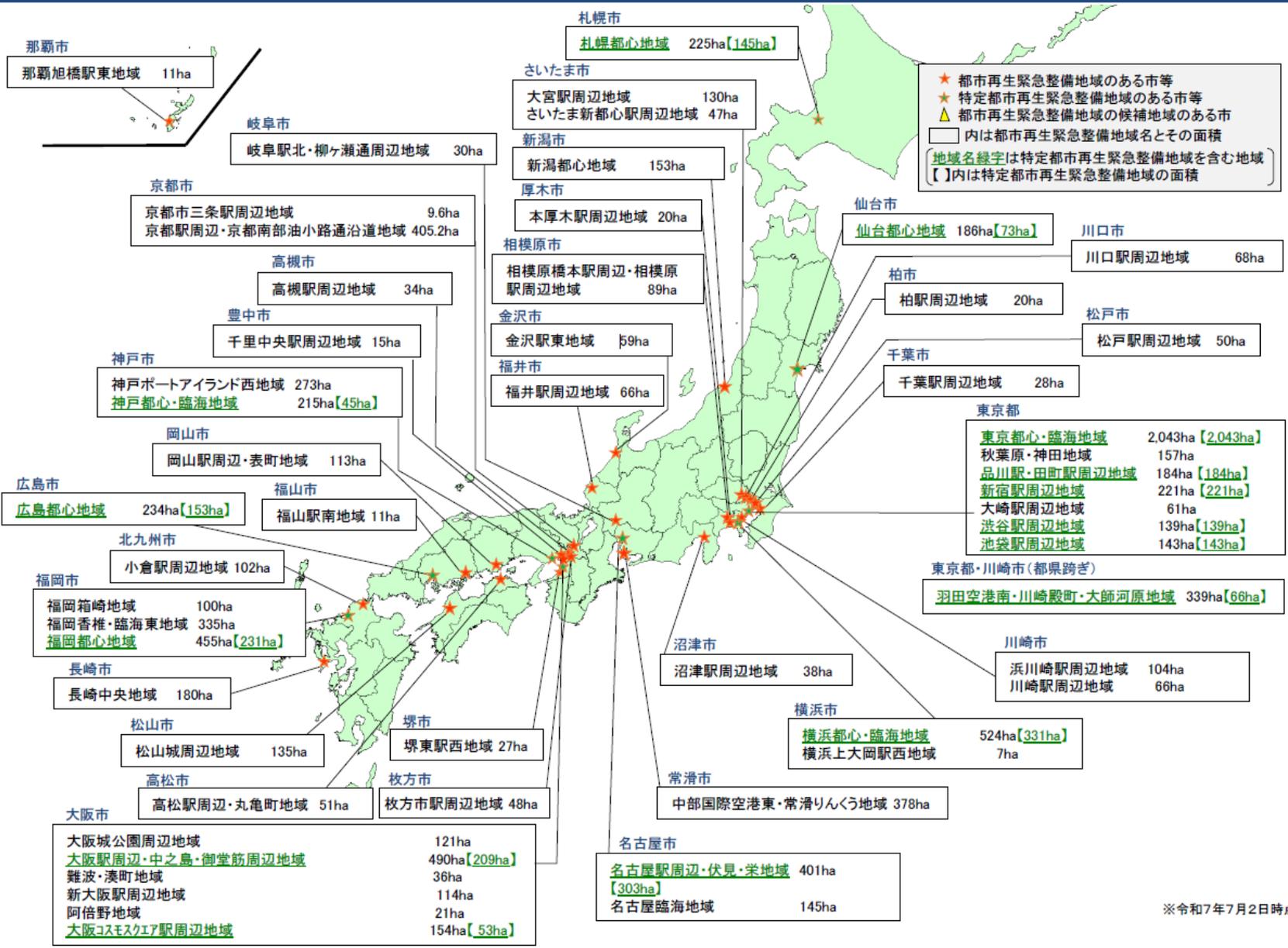
※4 可住地面積は全面積から林野面積と湖沼面積を差し引いたものであり、林野庁「森林資源現況」(令和4年3月31日現在)及び国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(令和5年1月1日現在)の数値を使用している。

【参考文献】「2030－2040年 日本の土地と住宅」(抜粋) (野澤千絵(明治大学政治経済学部教授))

- 実際、どのようなところで地価が上昇しているのでしょうか。
- 10年前から地価が1.5倍以上となった地点をプロットしたのが図表1-1です。
- この10年で地価が1.5倍以上となった地点が地域にまとまって広がっているのは、東京23区内とともに、札幌市、仙台市、名古屋市、京都市、大阪市、福岡市といった拠点エリアでした。まさに国から「都市再生緊急整備地域」に指定され、民間主導の再開発がさかんに行われてきたエリアとぴったりと重なっています。
- 「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として国が指定する地域のことです。(中略)
都市再生特別措置法(注:2002年制定)は、バブル経済崩壊後、経済が低迷し、多くの不良債権が発生したことから、主として不動産の流動化、経済対策の一環として制定されました。いわば、国が特定の地域を特区的に指定し、民間活力を活用して都市を再生させようというものです。
- 2002年以降、民間の開発事業者にとって多くの収益が見込めそうな、いわば需要があるエリアを中心に大規模な再開発が旺盛に行われました。そして、それが更にその周辺地域の開発を誘発し、地域全体で地価が上昇していったと考えられます。



都市再生緊急整備地域 (55地域 約9,811ha : うち特定都市再生緊急整備地域 15地域 約4,339ha)



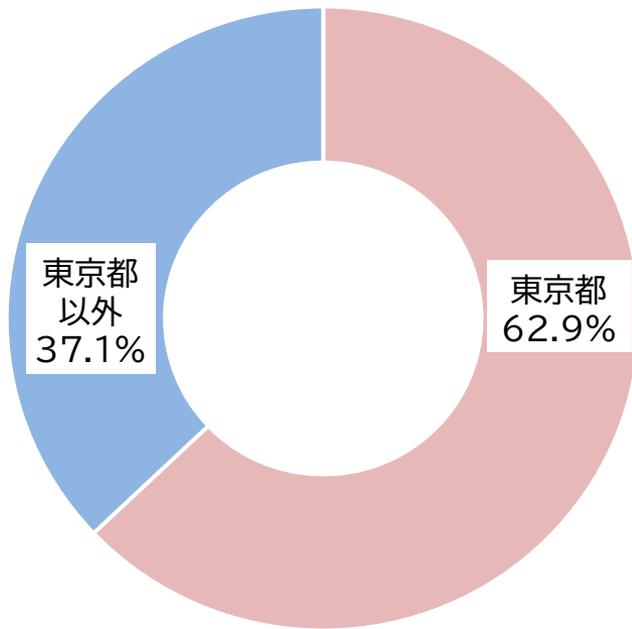
(出所)内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局内閣府地方創生推進事務局HPより

特定都市再生緊急整備地域の状況

- 都市再生特別措置法に基づく「特定都市再生緊急整備地域」とは、都市開発事業等を通じて、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として国が指定するもの。
- 面積ベースで、「特定都市再生緊急整備地域」の約63%を東京都が占めている。

特定都市再生緊急整備地域の状況

(15地域、約4,339ha (2025年7月2日現在))



※ 東京都・川崎市を跨ぐ整備地域の面積については、東京都以外に含めている。

特定都市再生緊急整備地域に係る主な支援措置

【法制上の支援措置】(都市再生特別地区)

- 都市再生に貢献し土地の高度利用を図るため、既存の用途地域等に基づく規制にとらわれず自由度の高い計画を定めることにより、容積率制限の緩和等が可能。

(例)



日本橋日本橋二丁目地区(東京都中央区)
容積率:800%、700% → 1990% 等



大阪駅北地区(大阪市)
容積率:800% → 1600% 等

【財政支援】(国際競争拠点都市整備事業)

- 国、地方公共団体、民間事業者から構成される協議会が策定する整備計画に位置付けられる都市拠点インフラの整備について、重点的かつ集中的に支援。

【税制支援】

- ・ 所得税・法人税：5年間、5割増償却
- ・ 登録免許税：建物の保存登記について4/1,000を2/1,000に軽減
- ・ 不動産取得税：課税標準から都道府県の条例で定める割合※を控除
- ・ 固定資産税・都市計画税：5年間、課税標準から市町村の条例で定める割合※を控除

※ 参酌基準を1/2とし、2/5以上3/5以下の範囲内

ヒト・モノ・カネ・情報の集中

- ①経営リソースの集積
- ②本社支援サービスの集積
- ③学び、実践の機会

業務の高度化・効率化

- ①本社機能の強化・支店の統廃合
- ②経営体制見直し・外部専門機関の活用
- ③高度・専門人材の採用

都市開発の増加

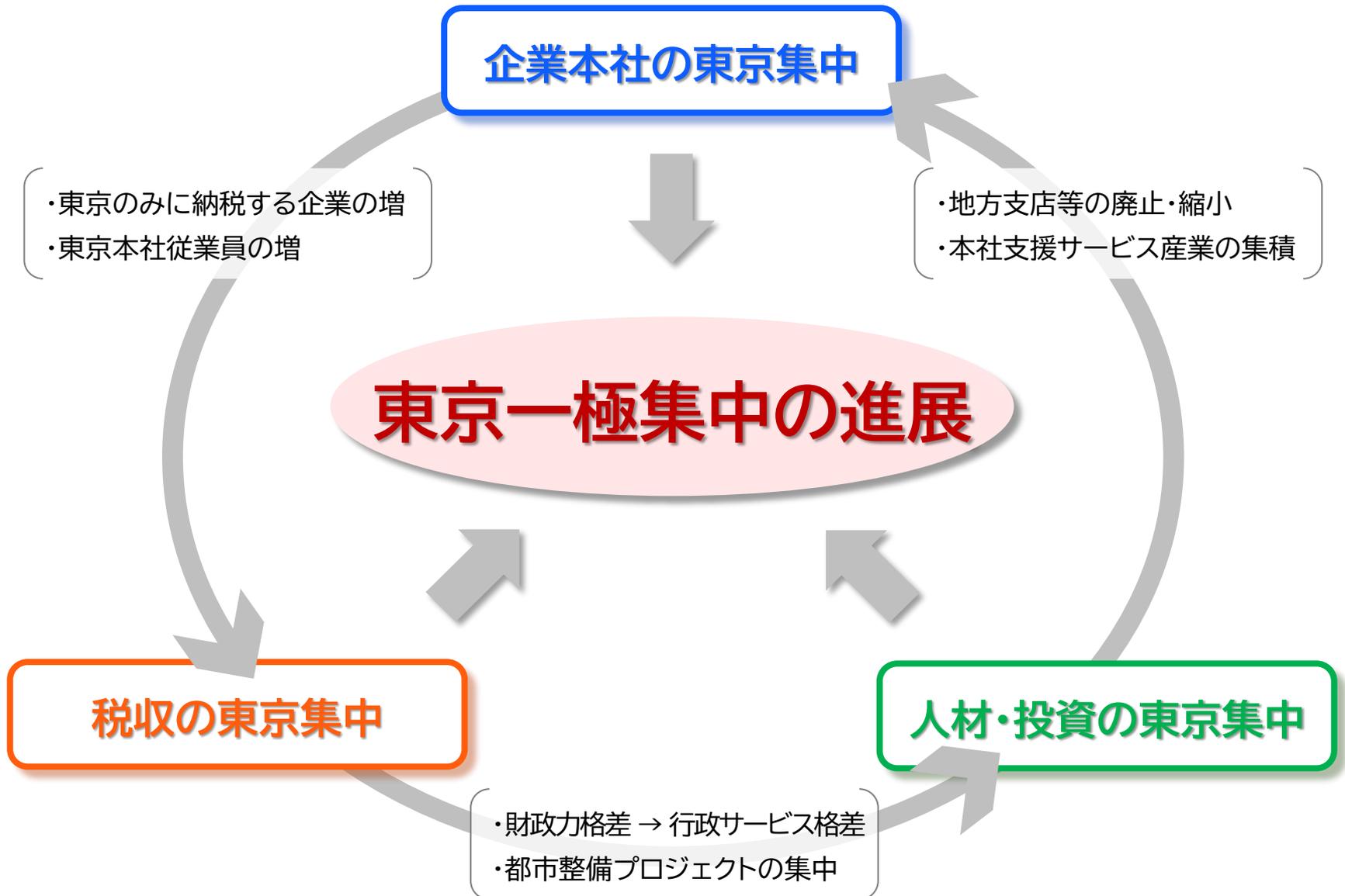
- ①住宅・商業施設需要の増
- ②不動産取引の増加
- ③地価の上昇

経済活動が構造的に東京に集中し、さらに拡大

(今後の見通し等)

- ・ 構造的な問題であり、一過性のものではない
- ・ 業界別に大きな違いはない
- ・ 東京所在企業が地方に移転することは、経営リソースの効率化の観点からは非常に難しい

東京一極集中が進む構造的要因(イメージ図)



第25回日韓内政関係者セミナー

財政格差の緩和に向けた 地方税・地方交付税 制度の運営

第25回日韓内政関係者セミナー

CONTENTS

I

• 地方税・地方財政の現状

II

• 地域間の財政格差

III

• 財政格差の是正に向けた政策努力

IV

• 今後の検討課題



I

地方税・ 地方財政の現状

財政格差の緩和に向けた地方税・地方交付税制度の運営

地方税の概要

地方税は地方自治体が管轄区域内の住民、財産、収益などに対して賦課・徴収する租税で、**地方自治体の自主財源の根幹**

課税主体による分類

- ✓ 広域自治体: 市道税
- ✓ 基礎自治体: 市郡区税

使用用途による分類

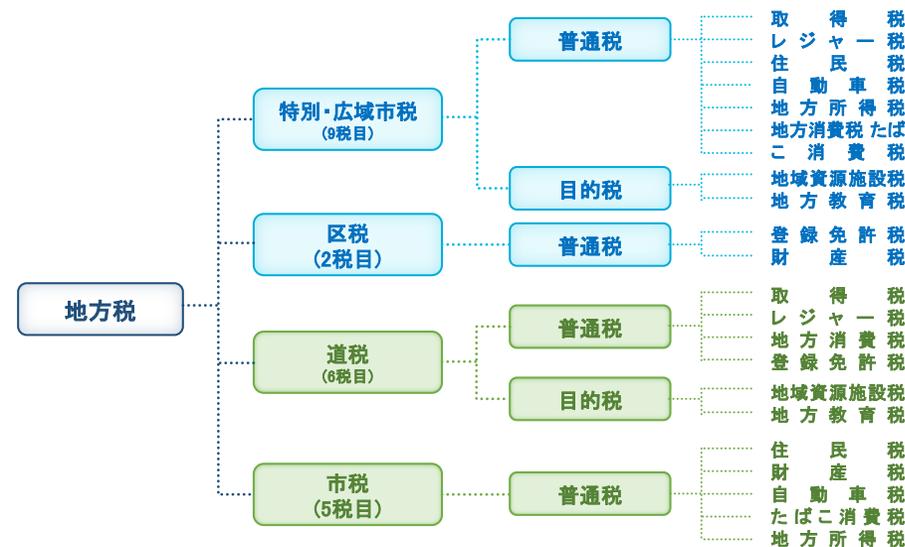
- ✓ 普通税: 一般財源
- ✓ 目的税: 特定財源

法的根拠

- ✓ 法定税: 地方税法に規定
- ✓ 法定外税: なし

11の税目(普通税9、目的税2)で構成

自治体	税目	種類	内容
特別広域市	市税 (9)	普通税	①取得税 ②レジャー税 ③住民税 ④自動車税 ⑤地方所得税 ⑥地方消費税 ⑦たばこ消費税
		目的税	①地域資源施設税 ②地方教育税
	区税 (2)	普通税	①登録免許税 ②財産税
		目的税	①地域資源施設税 ②地方教育税
道	道税 (6)	普通税	①取得税 ②レジャー税 ③地方消費税 ④登録免許税
		目的税	①地域資源施設税 ②地方教育税
	市郡区税 (5)	普通税	①住民税 ②財産税 ③自動車税 ④たばこ消費税 ⑤地方所得税
		目的税	①地域資源施設税 ②地方教育税



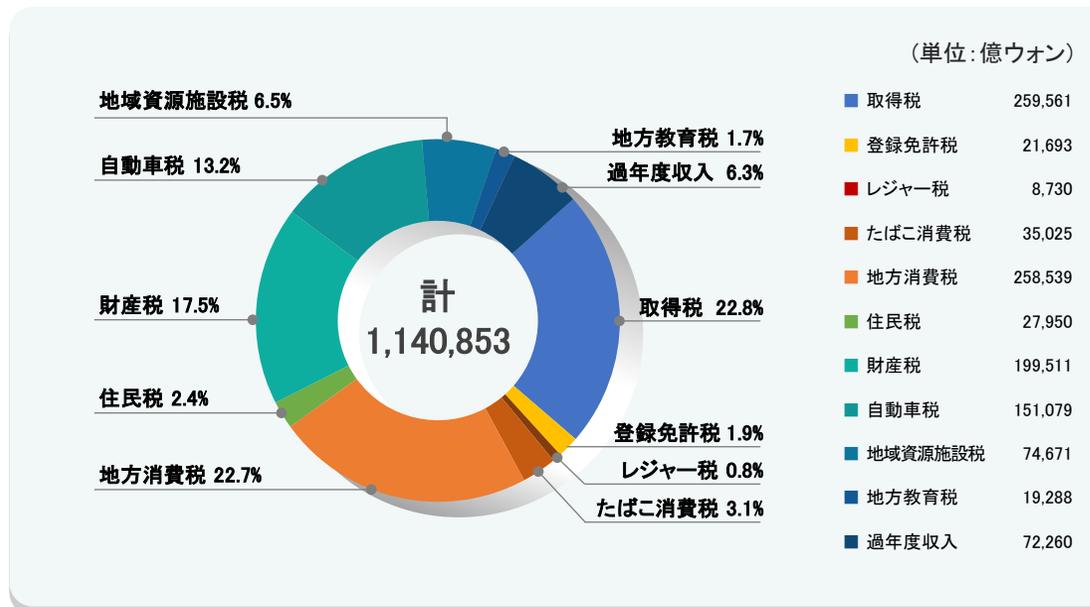
徴収の現状

- 2024年の地方税徴収額: **114.1兆ウォン**(暫定)
- 地方消費税の導入(2010年)、財政分権の推進(1・2段階、2019~2023年)、減免措置の見直しなどにより2010年に比べ約**2.3倍**増加、地方税の規模は継続して拡大

年度別規模



2024年の地方税徴収額

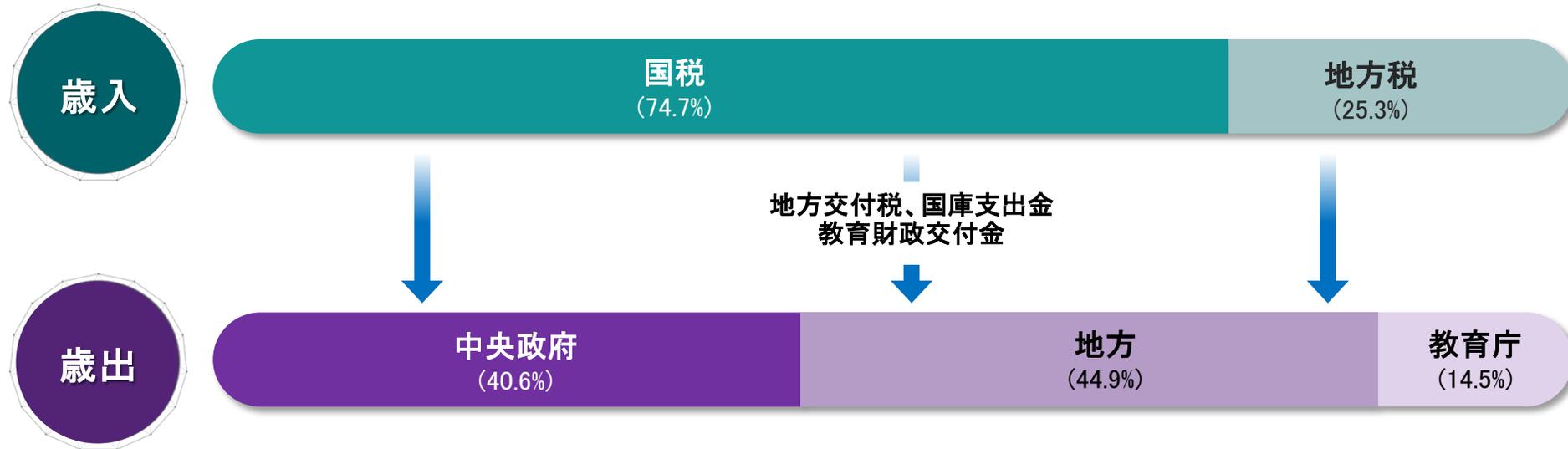


国と地方間の歳入・歳出の差

歳入 租税全体(450.6兆ウォン)の**25.3%**(114.1兆ウォン)

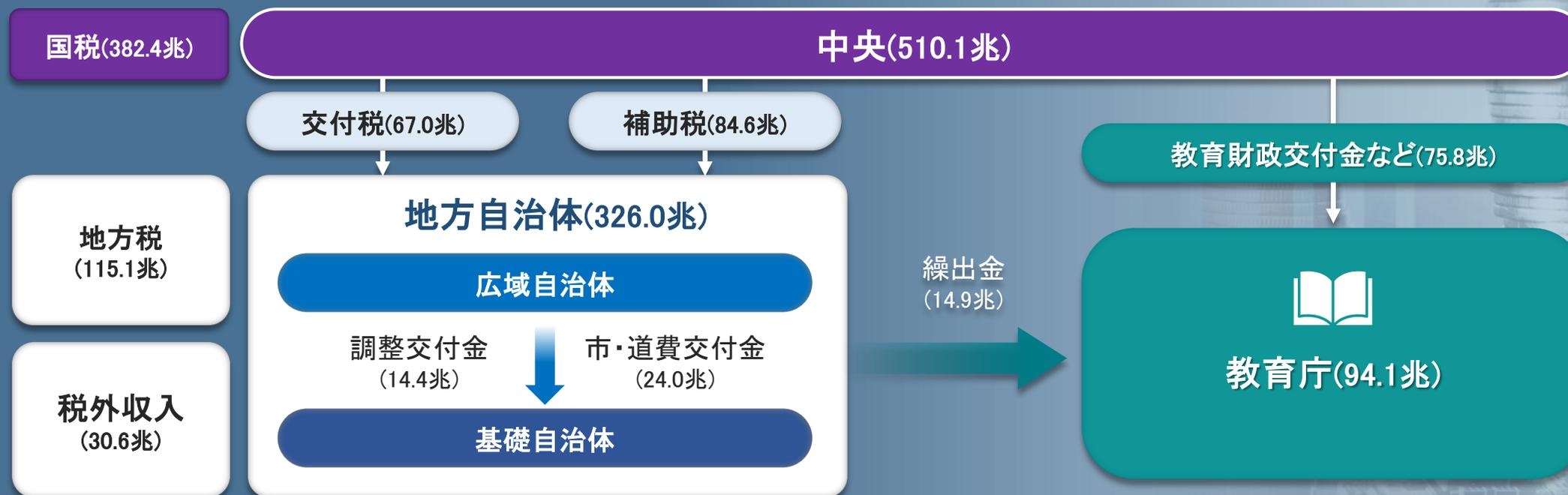
歳出 地方の占める割合は59.4%だが、教育支出(14.5%)を中央の支出に含める
OECDの基準では**地方支出の割合は44.9%**に

歳入・歳出の関係図



2025年の地方予算: 計326.0兆ウォン

- 自主財源(地方税+税外収入)、依存財源(地方交付税+国庫支出金)などで構成
- 社会福祉の各分野(33.8%)、環境(9.5%)、交通及び物流(7.7%)などに活用



II

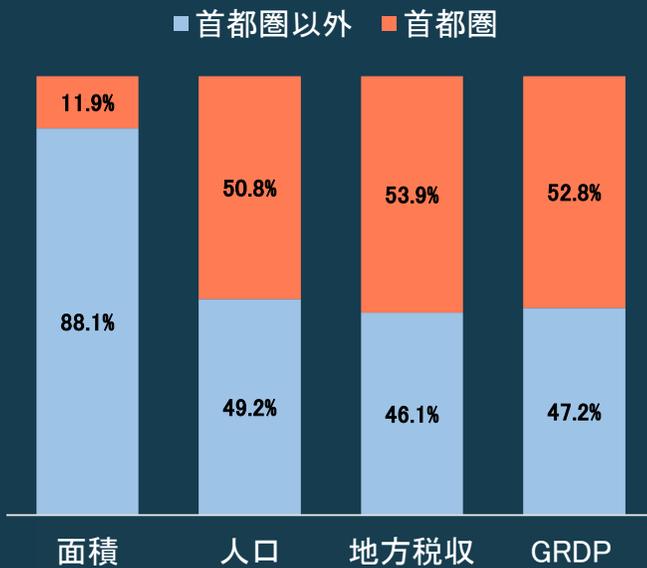


地域間の財政格差

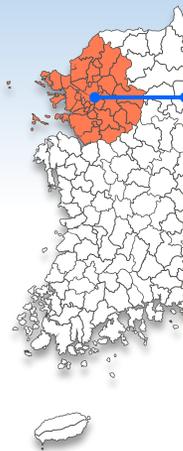
財政格差の緩和に向けた地方税・地方交付税制度の運営

Ⅱ 地域間の財政格差

- 短期間で急速な経済発展を進める中で人口・経済・教育・文化など有形・無形資産が首都圏に集中
- 地方税収やGRDPなども50%以上が首都圏に偏重



経済産業分野に見られる首都圏のブラックホール化



- ✓ 売上トップ1000社のうち74.9%
- ✓ デパートの54.3%
- ✓ 特定機能病院の62.5%
- ✓ 輸出額の72.3%
- ✓ 上位1000社の売上額の66.0%

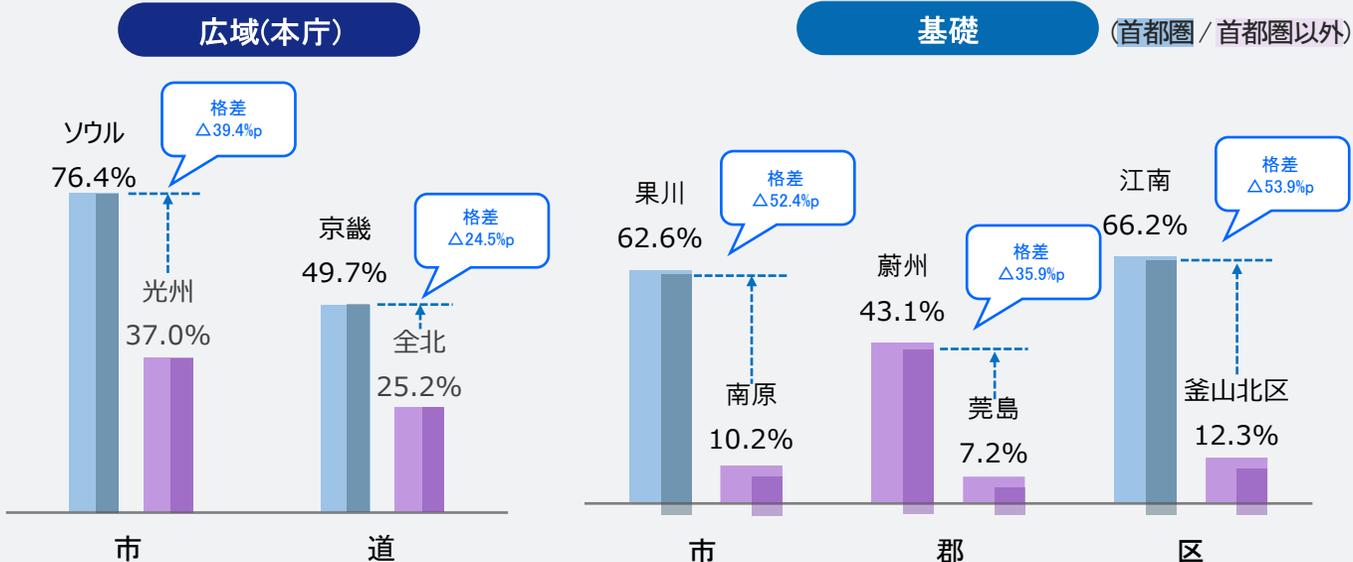
首都圏とその他の地域の人口格差



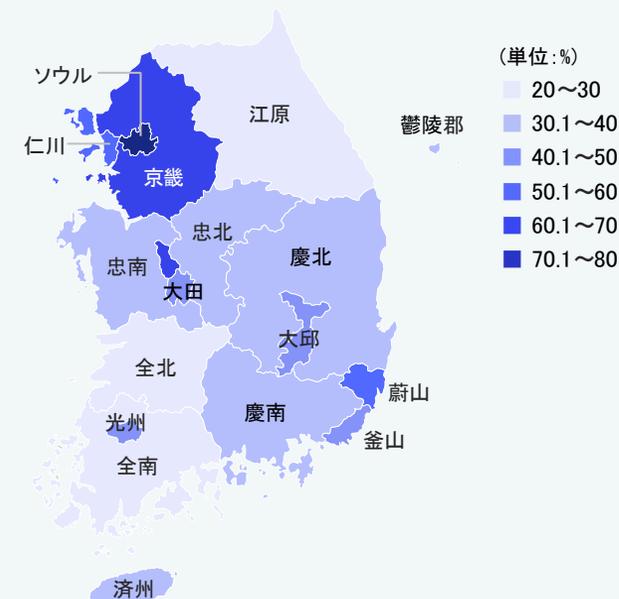
Ⅱ 地域間の財政格差

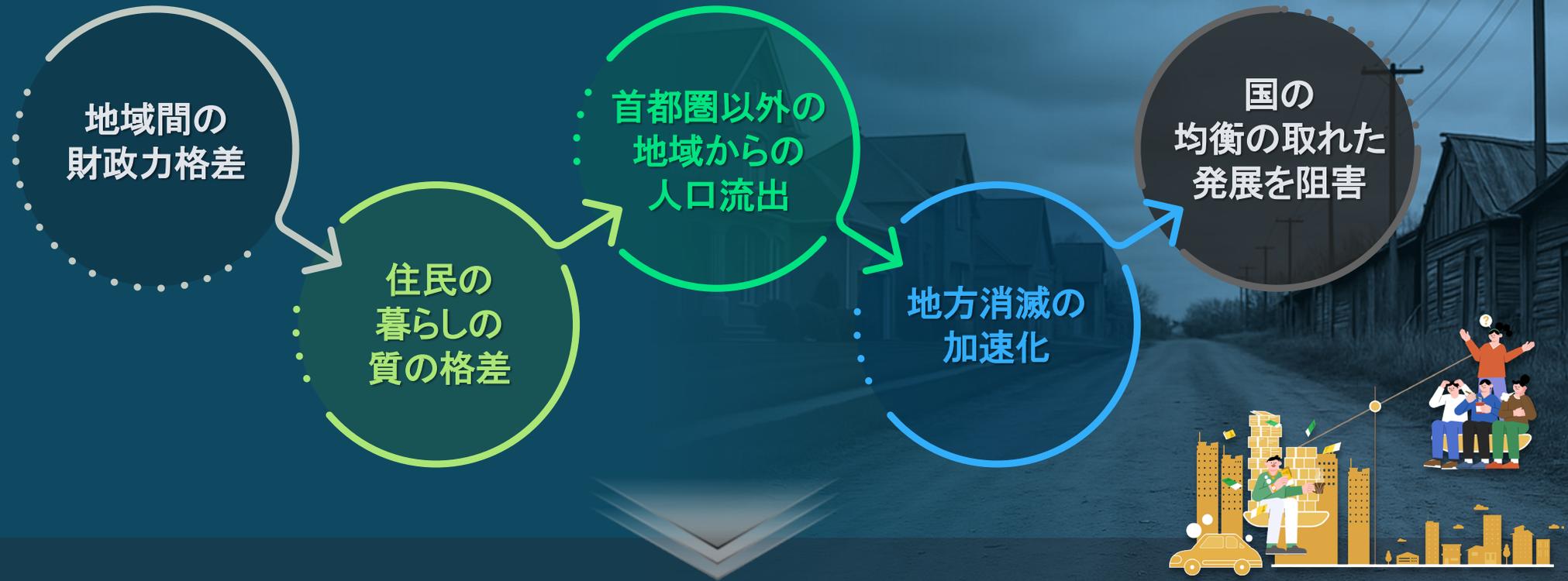
- 財政自立度の全国平均は48.6%だが、税収の偏在により地域間の格差が大きい傾向に
- 特に首都圏と首都圏以外の差が大きいなど、財政格差が深刻化
 - (財政自立度30%未満) 首都圏38%(25/66団体)、首都圏以外90%(146/160団体)

同種の自治体間の財政自立度の比較(トップと最下位)



市・道別(基礎含む)財政自立度の現状





全ての住民が居住地に関係なく同じようなレベルの公共サービスを楽しむよう
関連制度の整備・運営により財政格差の緩和に取り組むべき

Ⅲ



財政格差の是正に向けた政策努力

財政格差の緩和に向けた地方税・地方交付税制度の運営

導入の背景

- 地方自治体の自主財源の拡充に向けて
地域経済と地方税収間の連携強化による好循環モデル*の構築が必要

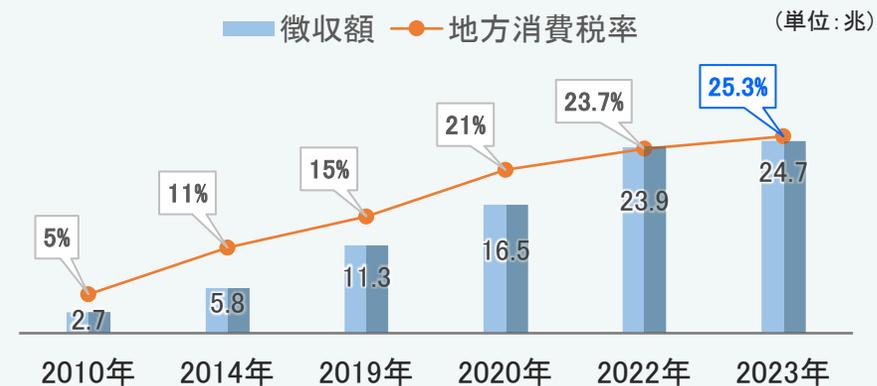
* 財政投入 ⇒ 地域経済活性化 ⇒ 地方税の拡充 ⇒ 自治体への再投資

- 国税である付加価値税の一定割合を財源として
地方自治体に配分する地方消費税を導入(2010年)

地方消費税の沿革

税率引き上げ

年度	税率	目的	徴収額
2010年	5%	地方財政拡充及び所得・消費課税の割合拡大	2.7兆ウォン
2014年	11% (6%p ↑)	取得税率引き下げ*に伴う減少分を補填 *住宅取引活性化のための取得税率引き下げ(4%→1~3%)	5.8兆ウォン
2019~2023年	25.3% (14.3%p ↑)	国税と地方税の構造改善のための1・2段階の 財政分権推進方策を受けて段階的に引き上げ	24.7兆ウォン (2023年)

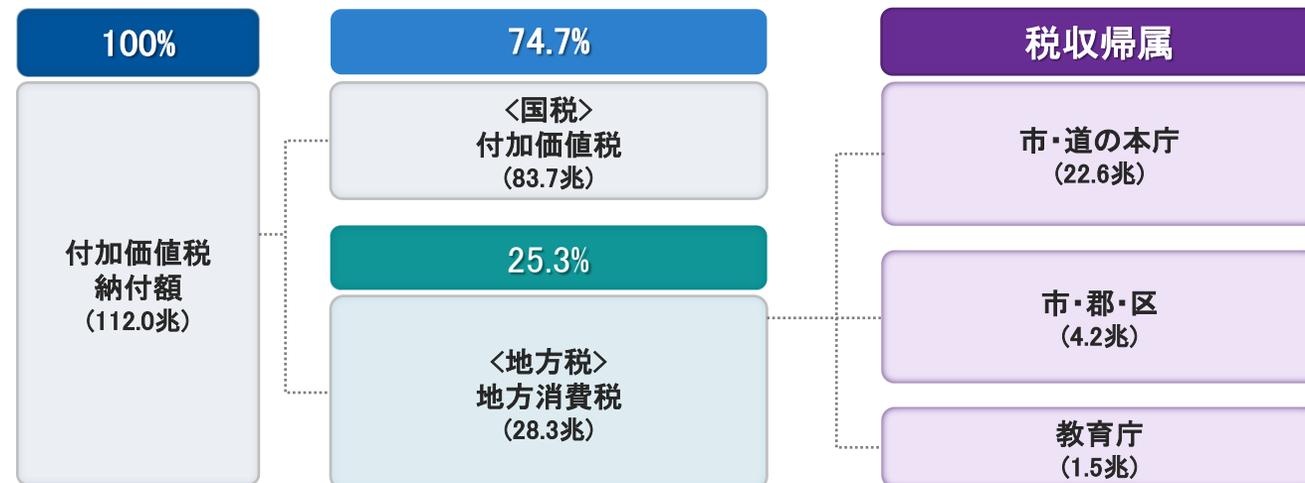


制度の概要

地方消費税の納入業務の流れ



地方消費税の税収の流れ(2024年現在)





按分基準

- 地方消費税の導入及び拡大の背景を受けてそれぞれ異なる按分基準を適用
地域別のウェイト適用(2014年の6%pを除く)により財政格差の緩和を図る

① 2010年(5%p)

✓ 配分金額 = 地方消費税(5%p) ×
$$\frac{\text{該当市・道の民間最終消費支出} \times \text{ウェイト}}{\sum \text{各市・道別民間最終消費支出} \times \text{ウェイト}}$$

② 2014年(6%p)

- ✓ 取得税・地方教育税の減少、地方交付税・地方教育財政交付金の減少を考慮して按分

③ 2019～2021年(10%p)

- ✓ 1段階財政分権転換事業(国→地方)への所要費用などを補填(~2026年)、残りは①基準で按分

A 転換事業補填分(3.6兆ウォン / 定額)		B 財政調整分(0.9兆ウォン / 定額)		残り
市・道 (約2.8兆)	市・郡・区 (約0.8兆)	調整交付金(約0.8兆) 【市・郡・区】	教育繰出金(約0.1兆) 【教育庁】	市・道の消費支出×ウェイト(1:2:3) 【市・道】

④ 2022～2023年(4.3%p)

- ✓ 2段階財政分権転換事業への所要費用などを補填(~2026年)、残りは市・道に60%、市・郡・区に40%按分*

* 残りは①の基準に基づいて割り当てた後、本庁に60%、管轄の市・郡・区に40%帰属させる

A 転換事業補填分(2.3兆ウォン / 定額)		B 財政調整分(0.7兆ウォン / 定額)		残り	
市・道 (約1.9兆)	市・郡・区 (約0.3兆)	調整交付金(約0.6兆) 【市・郡・区】	教育繰出金(約0.1兆) 【教育庁】	60% 消費支出×ウェイト 【市・道】	40% 人口・逆財政自主度 【市・郡・区】

民間消費支出とウェイト

- 民間最終消費支出*は地域の消費水準を代表する公的指標

*一定期間中の最終生産物に対する家計と民間非営利団体の消費支出(統計庁まとめ)

- 地域別の財政需要に比例した水準で按分するために**ウェイトを設定**

設計当初

財政需要*

首都圏	18.9%
広域市	22.9%
その他の道	58.2%

制度設計

民間最終消費支出

首都圏	53.03%
広域市	19.24%
その他の道	27.73%

X

ウェイト

100%
200%
300%

=

按分比率

30.35%
22.03%
47.62%

*不動産交付税の財政調整財源分の需要が基準に
(財政状況50%+地域財政需要50%)

緩和効果

- 地方消費税全体の28.3兆ウォンのうち13.4兆ウォン(47.3%)にウェイトを適用して按分
- 首都圏の年間税収の約2兆6千億ウォン(37.3%)をその他の道に追加で配分

ウェイト適用による地方間の財政格差の緩和効果

(単位: 億ウォン / 2024年現在)

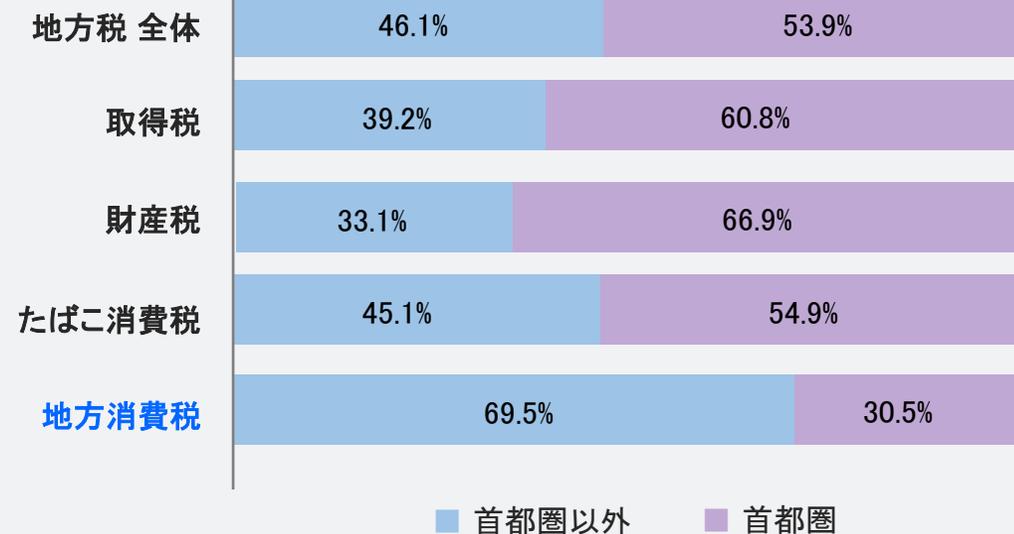
区分	配分 総額	ウェイト適用前		ウェイト適用後		
		金額	割合	金額	割合	備考
首都圏	134,299	71,374	53.1%	40,912	30.5%	△22.7%p (△30,462)
広域市		25,855	19.3%	29,640	22.1%	+2.8%p (+3,785)
その他の道		37,070	27.6%	63,747	47.4%	+19.9%p (+26,677)

緩和効果

- 地方税の税収全体、他の主要税目などと比べてみると地方消費税の財政格差を緩和する効果はより明らか

地方税の主要税目の首都圏への集中度(2024年現在)

区分	全国合計	首都圏(割合)
地方税全体	114.1兆	61.5兆(53.9%)
取得税	26.0兆	15.8兆(60.8%)
財産税	15.1兆	10.1兆(66.9%)
たばこ消費税	4.1兆	2.2兆(54.9%)
地方消費税	13.4兆	4.0兆(30.5%)



- 首都圏の規制緩和に伴う開発利益を首都圏以外に充てることで地域相生発展を図る目的で新設(2010年)

※「地方自治団体基金管理基本法」第17条(地域相生発展基金の設置・運営)

- ソウル・仁川・京畿が出捐し、地域相生発展基金を運営

区分	出捐方法	備考
2010～ 2019年	地方消費税(5%p)の35%	導入
2020～ 2029年	1段階財政分権関連 地方消費税(10%p)の残りの35%	延長*

* 地方消費税の規模が大幅拡大(10%p)したことを受けて延長に合意



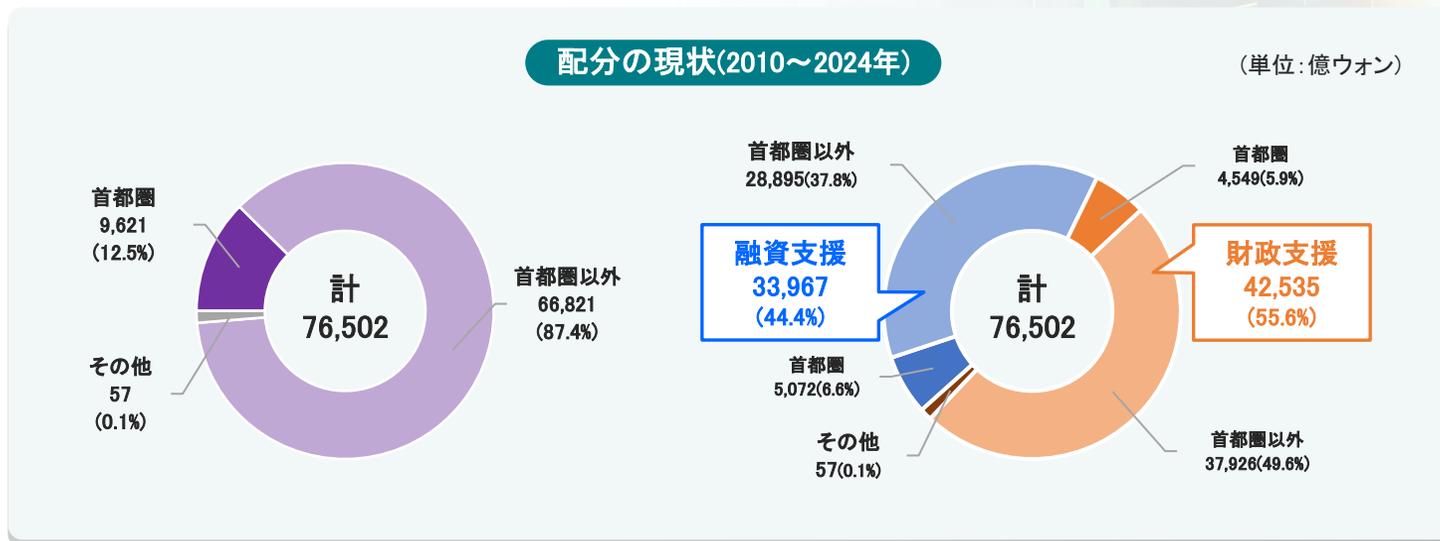
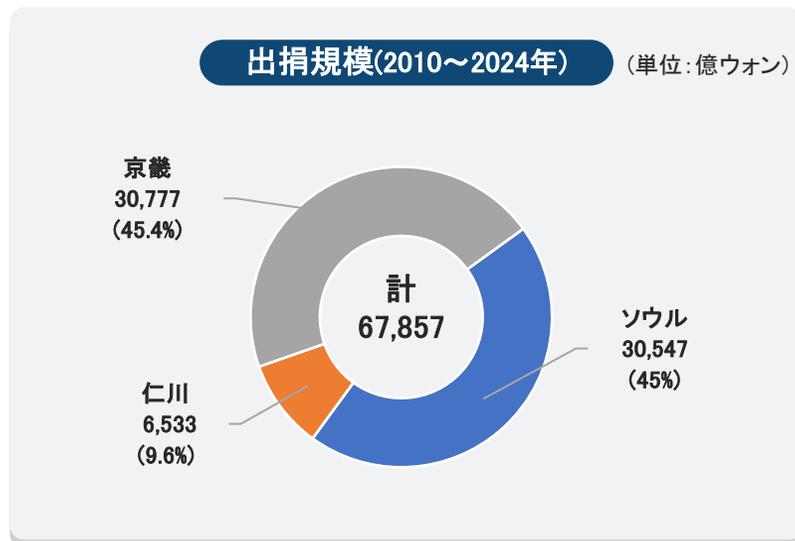
出捐規模 約6兆8千億ウォン(2010~2024年)

※ 全国の市・道が共同で設立した「地域相生発展基金組合」を通して基金を納入し運営

年間の出捐金を市・道への財政支援及び地方債引受による自治体への融資支援に活用

※ 2014年までは出捐金全額を財政支援に、2015年からは財政支援(50%)と融資支援(50%)に

地方自治史上初めて試みられた全国単位の水平調整的な逆交付金制度



※ 融資支援勘定は(当該年度の出捐額+当該年度の返済額)で運営されるため、出捐総額より配分総額のほうが大きい

導入の背景

- 自治区税導入初期(1988年)のソウル特別市の自治区間の財産税の歳入格差は5倍以内
- 江南の開発により地域間の歳入格差が急速に拡大、**江南・瑞草・松坡区**が財産税全体に占める割合は**44.5%**

“江南は江北の約**26倍**”



1990年代半ばから税目交換の議論が続き、現在の財産税共同課税制度を導入(2007年)

- ✓ 区税の総合土地税と市税のたばこ消費税の税目交換案(政府立法案、1995年)が立ち消えに
- ✓ キム・グンテ議員(1996年)、イ・サンス議員(2001年)が税目交換案を発議するも廃案に
- ✓ 財産税共同課税案を発議(キム・チュンファン議員、2005年) ⇒ 「共同課税」決定(2007年)



- ・(上位団体) 江南、瑞草、松坡
- ・(下位団体) 蘆原、恩平、中浪、道峰、江北

制度の概要

- 自治区税である**財産税の50%**を特別市税に転換、**25の自治区に均等配分**

※ 導入初年度の2008年に40% ⇒ 2009年に45% ⇒ 2010年から50%

地方税基本法

第9条(特別市の管轄区域財産税の共同課税) ① 特別市の管轄区域にある区の場合、財産税(船舶・航空機及び都市地域分除外)は(中略)特別市税及び区税である財産税とする。

② 第1項に基づく特別市分の財産税と区分の財産税は、それぞれ地方税法に基づいて算出された財産税額の**100分の50をその税額**とする。

第10条(特別市分の財産税の交付) ① 特別市長は第9条第1項及び第2項に基づく特別市分の財産税全額を管轄区域の区に交付しなくてはならない。

② 第1項に基づく特別市分の財産税の交付基準及び交付方法など必要な事項は区の地方税収などを考慮して特別市の条例で決める。但し、交付基準を決めていない場合には区に均等配分しなくてはならない。

紛争発生

- 江南・瑞草など3つの自治区が立法機関の国会を相手取り
憲法裁判所に**権限争議審判を請求**(2007年)

※ 財産税の収入減による財政悪化、地方財政権乃至地方自治権の本質を侵害

憲法裁判所、**財産税の共同課税**に対し**合憲**判決(2010年)

- ✓ 事件番号:2007憲ラ4(2010.10.28.)
 - ✓ 判決の要旨
 - 財産税を必ず基礎自治体(自治区)に帰属させなければならない憲法的根拠はなく、立法者の帰属主体についての決定権は尊重されなければならない
 - 財産税収入が多少減ったとしても、そのために自治財政権が有名無実になってしまうほど過度に侵害されたとは言えない
- ⇒ 法律の条項を制定する行為が地方自治権の本質的な内容を侵害したとは言えない

緩和効果

共同財産税の施行により自治区間の歳入格差は26倍 ⇒ **5倍以内**に緩和

区分	調整前の財産税額 (億ウォン)	共同財産税調整			歳入の差
		自治区 財産税の50%(a)	特別市分 財産税の50%(b)	調整後の歳入 (a+b)	
全体	34,192	17,096	17,096	34,192	
江南区(トップ)	7,777	3,888	684	4,572	5倍
江北区(最下位)	291	145	684	829	

主要自治区における共同税の効果の比較(2024年)



서울신문 구독중

財産税の共同課税、財政難の自治区救う助け舟に

입력 2011.04.20. 오전 5:03 | 기사원문

공감 댓글

■ 서울 자치구 '재산세 공동과세' 현황 (단위: 억원)

구분	제도개선전	재산세 공동과세 증감액	구분	증감액	
은평	301	+169	종로	641	0
서대문	302	+169	중구	891	-125
마포	562	+39	용산	702	-31
강서	537	+52	은평		
양천	519	+60	강북	203	+219
구로	377	+131	도봉	216	+212
영등포	746	-53	노원	372	+134
동작	371	+135	성북	389	+125
금천	240	+200	중랑	230	+205
관악	361	+140	동대문	388	+126
			성동	392	+124
			광진	389	+126
			강동	578	+31
			서초	1762	-561
			강남	3134	-1247
			송파	1399	-379

[서울신문]

서울시가 시행 중인 '재산세 공동과세' 제도가 재정이 열악한 자치구에 효과 노릇을 톡톡히 하며 강·남북 균형발전에 기여하고 있다.

- 基本的な行政サービスの提供に必要な財源を全国に交付して財政を調整し、地域間の財政格差を緩和する一般財源
- 2005年以降、地方交付税制度の分化及び人口構造の変化、行政体制の再編、地域経済活性化など構造的転換に積極的に対応

地方交付税の変遷

1962～2004年

普通交付税
※ 増額交付金
(1991～2004)
特別交付税



2005～2014年

普通交付税
特別交付税
分権交付税
不動産交付税



2015年～

普通交付税
特別交付税
不動産交付税
消防安全交付税



地方交付税の現状

(2025年現在)

普通交付税
(60兆4,018億)



- ✓ (財源構成) 内国税*の19.24%(定率分) × 97%
* 目的税、総合不動産税、たばこ税の45%、特別会計の財源(酒税など)を除く
- ✓ (交付基準) 財源不足額(基準財政需要額－基準財政収入額)
※ 済州は定率(3%) / 世宗は財源不足額25%を加算(~2026年)
- ✓ (交付対象) 広域及び基礎(市・郡)自治体
※ 自治区の場合は特別・広域市と合算して算定・交付 / 2025年の不交付団体:ソウル、京畿、城南、華城

特別交付税
(1兆6,464億)



- ✓ (財源構成) 内国税の19.24%(定率分) × 3%
※ 地域の懸案(40%)、国と地方の協力(10%)、災害管理(50%)
- ✓ (交付対象) 広域及び基礎(市・郡及び自治区)自治体

不動産交付税
(4兆47億)



- ✓ (財源構成) 総合不動産税全額
- ✓ (交付基準) 財政力(50%)、社会福祉(35%)、地域教育(10%)、保有税の規模(5%)
- ✓ (交付対象) 基礎(市・郡及び自治区)及び済州(定率1.8%)・世宗

消防安全交付税
(9,856億)



- ✓ (財源構成) たばこ税 × 45%
- ✓ (交付基準) 消防・安全施設の現状及び必要投資額(40%)、災害予防・安全強化(40%)、財政状況(20%)
- ✓ (交付対象) 広域自治体

普通交付税の改善事項/2017年～

人口構造の変化

- ✓ 人口統計を6か月平均から36か月平均に拡大
- ✓ 人口減少指数、生活人口の導入など、人口減地域の補正需要の新設・拡大



行政体制の再編

- ✓ 自治体間の協約により建てられた大規模公共施設への所要額を補填
- ✓ 超広域協力の拡散のために特別地方自治体構成分担金を補填



地域経済活性化

- ✓ 同種の中位自治体に比べ繰越率・不用率の高い自治体にペナルティー
- ✓ 雇用・産業危機地域の補正需要の新設
- ✓ 首都圏以外の地域に移転した企業に対する地方税減免分の補填



Ⅲ 財政格差の是正に向けた政策努力

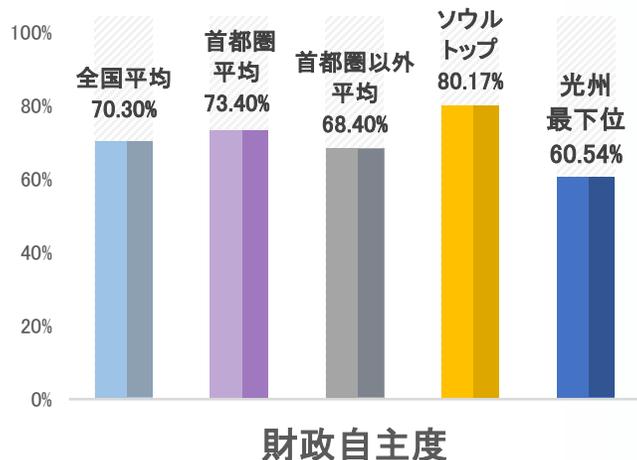
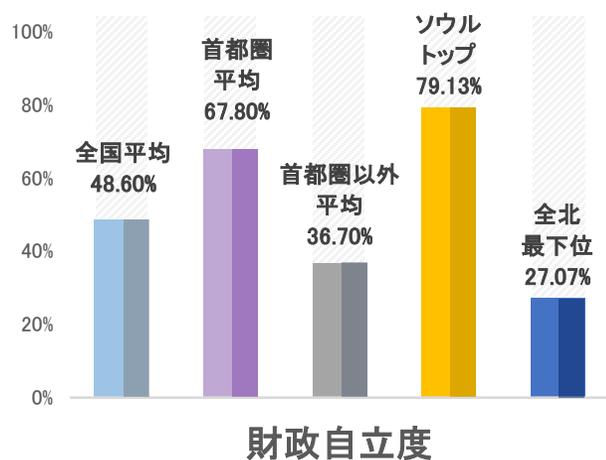
④地方交付税

- 普通交付税の財源である内国税の約90%を首都圏以外に配分

※(内国税の徴収比率) 首都圏55%:首都圏以外45%

- 財政自立度に比べ財政自主度の面で首都圏と首都圏以外の財政格差の多くを緩和

財政自立度及び財政自主度の比較



- ✓ 首都圏平均と首都圏以外平均の差 31.1%p ⇒ 5.0%p
- ✓ トップと最下位の差 52.1%p ⇒ 19.6%p

IV



今後の検討課題

財政格差の緩和に向けた地方税・地方交付税制度の運営

① 地方消費税の追加引き上げ及び按分基準の再編

- 地方消費税の拡大への要求が続く(自治体、国会など)
- 地域経済の好循環構造の確立のために課税の原理にかなった配分基準*を設ける

* 取得税・教育財政など補填基準を消費指数に転換

③ 複数住所制の導入

- 住民登録地と実際の居住地が異なるケースが増加
 - 副住所地登録対象地域、登録居住期間、登録義務化の如何、課税方策などを整備
- ※ 住民登録地と同じようなレベルの権益・行政サービスを提供すべき

今後の 検討 課題



② 道における市・郡共同税の導入

- 郡の人口減や財政悪化が深刻化
- 市・郡税である法人地方所得税の一部(50%)を共同税に転換し、市・郡に均等配分

※ 自治体間の事前の合意が求められる

④ 普通交付税の規模の拡大及び補正需要の見直し

- 2006年以降据え置き法定率(19.24%)の引き上げ
- ※ 83年13.27%→00年15.0%→05年19.13%→06年19.24%
- 科学技術・文化享受・地域経済など地域不均衡の打開のための補正需要など段階的改善

第25回日韓内政関係者セミナー

ありがとう
ございました

行政安全部 地方税政策課・交付税課